

目 次

[論文]

中国と日本の「国家治理」・「国家統治」の改革…………… 白 智立…………… 1
On the Reform of National Governance in China and Japan BAI Zhili

独裁政権との葛藤…………… 劉 紅…………… 9
—近代中国における自由主義者胡適の政治改良主張
Conflict with Dictatorship: A Study of Hu Shih's Position on Political
Reform in Modern China LIU Hong

[特集]

『戦争と性暴力の比較史に向けて』刊行記念シンポジウム…………… 25
Publication Commemorate Symposium on "*Toward a Comparative
History of Sexual Violence and War*" (Iwanami Shoten, 2018)
シンポジウムの特集によせて 蘭 信三 ARARAGI Shinzo
シンポジウムの主な報告者・発言者
川喜田 敦子 KAWAKITA Atsuko 中村 理香 NAKAMURA Rika 桜井 厚 SAKURAI Atsushi
岡野 八代 OKANO Yayo 岩崎 稔 IWASAKI Minoru
上野 千鶴子 UENO Chizuko 平井 和子 HIRAI Kazuko 佐藤 文香 SATO Fumika ほか

[研究ノート]

唱道連携モデルの政策概念及び知の根幹…………… 巢山 祐子…………… 65
The Concept of the ACF (Advocacy Coalition Framework) and its
Intellectual Foundation SUYAMA Yuko

[書評論文]

脱植民地から移行期正義を考える…………… 坪田=中西 美貴…………… 77
—中村平『植民暴力の記憶と日本人—台湾高地先住民と
脱植民の運動』（大阪大学出版会、2018）を読む
From Decolonization to Transitional Justice:
Analytical reading of NAKAMURA Taira's *Memories of Colonial
Violence and Japanese-Taiwanese Indigenous Peoples and
Decolonization Movement* (Osaka University Press, 2018).

[書評]

ヘンリー・ファレル、エイブラハム・L・ニューマン…………… 須田 祐子…………… 83
『プライバシーとパワー—自由と安全をめぐる米欧の争い』
プリンストン大学出版、2019年。
Henry Farrell and Abraham L. Newman,
*Of Privacy and Power: The Transatlantic Struggle over Freedom
and Security* (Princeton and Oxford: Princeton University Press,
2019).

『コスモポリス』投稿規定…………… 87

執筆者紹介

編集後記

[論文]

中国と日本の「国家治理」・「国家統治」の改革¹⁾

On the Reform of National Governance in China and Japan

白 智立 BAI Zhili

北京大学
(Peking University)

Abstract: The third plenary session of the 18th CPC central committee proposed to "improve and develop the socialist system with Chinese characteristics, and promote the modernization of the national governance system and governance capacity". Later on, the reform of national governance modernization in China continued to advance, and was marked by the reform of the party and state institutions. The reform established the party-centered pattern, that is, the national governance system, structure and form centered around the Communist Party of China as the ruling party. On the other hand, the neighboring country, Japan, as early as the end of last century, initiated the administrative reform with "political leadership" as the core, which continues through today. It has strengthened the "national governance" system with the cabinet as the center, and the national governance structure has undergone great changes. China's national governance reform certainly lags behind the Japanese one, but with global significance.

キーワード：国家治理、国家統治、政治と行政、中国、日本

1. 中国と日本の国家統治改革：「方法」としての日本

日中両国にとって、2018年という年は中国の改革開放40周年と日本の明治維新150周年に当たり、非常に象徴的な年となった。この年、中国では憲法の改正などを通して、さらに「政党中心主義」の国家統治体系が確立された。唯一の執政党である中国共産党中心の国家統治体系・構造・様態が制度化・公式化された形で造成されていったのである²⁾。

2012年以来、中国と日本の政治・行政の範疇において変化が頻発した。それは本論文がこれから検討していく政治と行政の関係を含む国家統治の改革そのものにかかわる。中国は「国家治理の現代化」改革を推進してきたが、「国家治理」「治理」には学術用語として「ガバ

ナンス」の意味があるため、「国家治理」が「国家ガバナンス」にも翻訳されることがある。)なる政治用語が中国の改革政策の正式用語として初めて表れたのは、2013年の中国共産党第18回3中全会で出された「全面深化改革の若干重大問題に関する中共中央の決定」(「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」)においてである。これは2012年末に誕生した新しい指導部が執政後初めて具体的・明確に打ち出した改革方針であり、「中国の特色ある社会主義制度を改善・発展し、国家治理体系と治理能力の現代化を推進する」とする³⁾。この文言は、中国がこれまでの国家目標であった工業・農業・国防・科学技術の現代化という「四つの現代化」に次いで、「第5の現代化」の発展時期に入ったのではないかとの期待を引き起こした。

ただし、第18回3中全会の決定は、中国における国家統治の改革の端緒に過ぎない。その全貌を見たといえるためには2018年の中国の憲法の改正、「中華人民共和國監察法」および党と国家機構改革方案の制定、さらに同年末に「中華人民共和國公務員法」(以下、「公務員法」と略す)の改正案が、日本の国会に当たる全国人民代表大会・常務委員会で議決されるのを待たねばならない。もしこうした中国が進めてきた改革と変化を、「国家治理の改革」あるいは「国家治理の現代化改革」と称する

1) 本論文は発表された中国語論文(白智立「国家治理現代化改革の世界意義与中国意涵——基於中日比較視角」『湖湘論壇』2019年第4号)に基づいて、上智大学・国際関係研究所主催セミナーにて報告した「中国と日本の国家統治改革の比較研究」(2019年7月19日)を基に修正・翻訳したものである。この場を借りて、上智大学関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。本論文の修正にあたり、同大学・鈴木一敏先生から多大なご指導をいただき、心より御礼を申し上げます。

2) 劉俊生「政党中心主義的国家治理体系建構研究」(中国政法大学政治及び公共管理学院主催「新時代国家治理學術研討会」會議提出論文・2018年12月28日)、白智立『改革開放以來的中国国家治理模式及改革』広東人民出版社、2018年、62頁。

3) 『中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定』人民出版社、2013年。

ならば、まず考えなければならない課題は「国家治理」という改革政策用語の意味である。筆者は中国が公式に国家治理現代化を提起する前とその後において、実際に改革論議に参加し、最終的には比較行政改革という視点から以下のような概念提起を試みてきた。すなわち、中国の「国家治理」とは多くの場合、本来国家統治あるいは国家治理において正統的権威を持つ国家の執政体・立法府・政党などの政治機関が、上からの正統性・権威性及び自主性のさらなる向上を通して、公共問題の解決を促すという概念である⁴⁾。

もしこの概念化が妥当であるとすれば、人々の「国家治理」改革への期待は主に以下の二つであろう。一つは、この改革が国家の自主性を高めることにより、既成の利益集団の障壁を突破し、実質的な改革を推進し、さらに国家の長期的利益が追求されることである。もう一つは、権力を集中させ政府行政システムの政治的応答性を高め、もって官僚制が改革政策をよりよく実施・執行できるようにすることである。

また本論文にとって重要なのは、ここでいう比較行政改革研究および「国家治理」と並ぶ「国家統治」なる用語の多くが、近年来の日本の改革実践と行政改革研究に由来することである。よって、本論文における中国・国家治理現代化改革に関する思索、そして「国家治理」の意味に関する思索は、日本の経験と切っても切れない関係を持つものとなる。つまり、ここでの日中の比較研究は日本を、中国を観察する「方法」としている。中国の経験への認知を深め、さらに中国・国家治理現代化改革の世界性・世界的意義を確認するためにも中国の経験を相対化することは有用である。

たとえば、第18回3中全会で示された国家治理の改革に一定の示唆を与えたといえる中国共産党第18回大会報告には、「所得倍増」や「美しい中国」などの言葉がある⁵⁾。中国の現代化の発展を導く重要な政治的言説からも日本の公共政策の経験との交差が確認できるのである。現代化の発展ばかりでなく、新しい世界的な課題に共に直面している点からみても、中国と日本との比較の必要性があるだけでなく、中国が日本を「方法」とすることによって、自らをよりよく観察・定位することも可能になるのである⁶⁾。「国家治理」改革の日中比較研究

も同様であろう。そこで本論文は比較の手法によって、現今の中国における国家治理改革への理解を深めたい。

本研究の目的を達成するために、まず中国の国家治理現代化改革を考察し、中国の「国家治理」概念の意味を思索する。それから、日本の行政改革における「国家統治」概念の意味を思索し、日中比較を試みる。最後に、日中両国の「国家治理」と「国家統治」概念と関連する前述の「政党中心主義」という議題をめぐって、思索をさらに深めたい。

2. 中国の「国家治理」現代化改革

中国では、国家治理現代化改革が提唱されて以来、「国家治理」に関する討論も日増しに増加した。しかしながら、これに関する一致する定義が欠けているのが現状である。その中で、一部の研究者は現今流行している「治理」(governance)という言葉から、「治理」と「国家」を重ねて、「国家治理」概念の世界的意義と中国的意味合いを抽出しようと努力している。とりわけ、比較的早い段階から「国家治理」概念を提起した中国の政治学者である徐湘林はそれを、「国家の最高権威が行政・立法・司法および国家と地方間の分権を通じて、社会の統制と管理を行う過程である」と定義した⁷⁾。

徐湘林による「国家治理」の概念は、おもに欧米諸国の経済・社会転換期である現代化の歴史的発展過程から析出されている。そのため、「国家治理」の概念は、転換期社会における国家の主導的役割の重要性と同時に、ガバナンスの理念も強調している点で、社会からの要求も考慮している」とする⁸⁾。徐湘林は「ガバナンス理念」を含む宏大な「均衡的・客観的理論視角」の構築、すなわち「国家治理」の視角から転換期社会の現代化発展を解釈・分析しようと試みた。しかし彼の「国家治理」概念は、基本的に「国家統治」が含意されている。これは、以下考察してゆくように、現今の中国の改革実践の現実と比較的近く、また彼のこの「国家治理」概念が逆に中国の実践に影響を与えたとも考えられるのである⁹⁾。

結果からみれば、中国が推進してきた国家治理体系と治理能力の現代化改革の実質的な意味合いとその最終的指向は、「中国の特色ある社会主義制度の改善と発展」であり、「その核心は中国共産党の指導の堅持の上で、

4) 白智立『改革開放以来的中国国家治理模式及改革』広東人民出版社、2018年、61頁。

5) 「胡锦涛在中国共産党第十八次代表大会上の報告」(2012年11月8日)、新華網：
http://www.xinhuanet.com/politics/2012-11/17/c_113711665.htm (最終閲覧 2019年3月21日)

6) 白智立「方法としての東アジアの日本研究」、渥美財団・関口グローバル研究会：
<http://www.aisf.or.jp/sgra/active/sgra/2015/5053/> (最終閲覧 2019年3月21日)

7) 徐湘林「中国的転換期危機与国家治理：歴史比較的視角」陳明明主編『転換期危機与国家治理』上海人民出版社、2011年、45頁。

8) 徐湘林『「国家治理」的理論内涵』『領導科学』2014年第12号。

9) 徐湘林『「国家治理」的理論内涵』『領導科学』2014年第12号。

いかに政治体制改革を深化するかの問題である」¹⁰⁾。また第18回3中全会以来の中国の国家治理現代化改革の実践からみれば、主として以下のような二大指向性を持っていると考えられる。一つは、前節でも指摘した「政党中心主義の国家治理体系の構築」の指向性であり、もう一つは公式化・制度化および国家中性化を特徴とする制度型統治の構築と近代国家化の指向性である¹¹⁾。両者は相互に融合し、ともに2013年以來の中国の国家治理現代化改革の総体的な傾向を成したと考えられるのである。

中国の行政学者である劉俊生は「政党中心主義の国家治理体系の構築」を指向した改革としているし、筆者が2013年の第18回3中全会の報告（「全面深化改革の若干重大問題に関する中共中央の決定」）から観察した国家治理体系の改革政策の設計も、いわゆる「新しい中央集権」化と称することができる¹²⁾。具体的には、「全面深化改革領導小組」など執政党の指導機関の設置およびそれへの権限の集中によって、国家の政策決定と改革政策が再組織・再管理された。ここから「小組政治」なる中国特有の国家治理形態さえ生まれたといわれる。従来「石橋をたたいて渡る」（中国語では「摸着石頭過河」）のような実験的・分権的な改革モデルも依然と生命力がある。しかしながら、「新しい中央集権」化の中で重ねて強調されてきた「頂上設計」（中国語では「頂層設計」）方式は、すでに中国の伝統的な国家統治モデルを変化させ始めている。

2018年の中国共産党第19回3中全会が出した党と国家機構の改革案をきっかけに、この「小組政治」の国家統治形態は「委員会政治」へと展開されて恒久化され、一層の公式化・規範化が進んだ。さらに重要なのは、党と国家機構の再編と再構築が実現されたことである。これによって、以下に見てゆくように、従来「国家」に属していた機構と機能の多くが、党の機関に編入され、その管理下に置かれるようになったのである¹³⁾。広い範囲で、劉俊生のいう「政党中心主義の国家治理体系の構築」という改革様態が見出せるのである。

「政党中心主義の国家治理体系の構築」という表現は、中国が現在推進している国家治理現代化改革の本質・実質をうまく捉えている。また、この視点によって

中国の改革を日本やその他の国における国家統治改革一般の中に位置づけることで、中国の改革の世界的意義とその世界性を見ることができるようでなく、中国が持つ特色の発見にも有効だと考えられるのである。

では、「政党中心主義の国家治理体系の構築」を見てゆこう。まず、2018年3月の全人代において憲法が改正され、「中国共産党の領導は中国の特色ある社会主義が持つのもっとも本質的な特徴だ」という文言が憲法正文に書き加えられた。これによって、「憲法実体上の党の指導的地位と役割が明確化されるようになった」のである¹⁴⁾。

また、党と国家機構の改革からは、公務員の編成・給与管理及び国家公務員局が、党の組織部門に編入された。これによって、党による公務員の全面管理が図られたのである。これと同時に、2018年末に、2005年に制定された「公務員法」が改正された。党の幹部管理と前世紀末に建立した中国の現代公務員制とが制度上さらに接合・融合・統一され、公務員制度における中国の特色を最大限に突出させるようになった¹⁵⁾。日本の中国行政学者である毛桂榮は、早くも2018年初めの段階で、公務員制度と関連させながら、2014年改正の党の「党政領導幹部選拔任用工作条例」に関する分析を行っている。それによると、この条例を中心とする諸規定は公務員法の諸規定に優越するが、それは党の幹部管理政策の強化を保持するものであり、公務員制度との接合の制度化そのものである。毛の研究は、当該条例を公務員人事制度における「党－国家体制」の制度化であると結論している¹⁶⁾。

ある中国の専門家は以下のように指摘する。「習総書記が2014年1月に『求是』雑誌に発表された文章からわかるように、中国の国家治理体系の中身は我が国の治国理政の制度体系であり、執政党、国家が自らの職責を履行し、治国理政の作用を発揮する制度体系であり、各方面の制度化、手続き化および規範化が強調されている。しかし、決して外国がいう国家治理の体系化ではない」¹⁷⁾。ここからわかるように、2018年に基本的に形成された、あるいは公

14) 白智立『改革開放以來の中国国家治理模式及改革』廣東人民出版社、2018年、59頁。

15) 中共中央印發「深化党和国家機構改革方案」、新華網：http://www.xinhuanet.com/politics/2018-03/21/c_1122570517.htm；「中華人民共和國公務員法」（2018年12月29日第13回全國人民代表大會常務委員會第7次會議にて改正）、中國人大網：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069925.htm（最終閱覽 2019年3月21日）

16) 条例は2019年も改正し、同年3月3日に施行された。毛桂榮「中国共産党が幹部を管理する原則の制度化：〈党政指導幹部選拔任用工作条例〉を中心に」明治学院大学『法学研究』第104号、2018年1月。

17) 常紀文「国家治理体系：國際概念与中国內涵」、國務院發展研究中心網：<http://www.drc.gov.cn/xsyzcfz/20140811/44-2883113.htm>（最終閱覽 2019年3月21日）

10) 黃衛平・谷志軍『『国家治理体系与治理能力現代化』与政治体制改革』王浦劬主編『国家治理現代化研究（第一輯）』中国社会科学出版社、2017年。

11) 白智立『改革開放以來の中国国家治理模式及改革』廣東人民出版社、2018年、第二章。

12) 劉俊生「政党中心主義的国家治理体系建構研究」（中国政法大学政治及公共管理学院主催「新時代国家治理學術研討會」會議提出論文・2018年12月28日）、白智立『改革開放以來の中国国家治理模式及改革』廣東人民出版社、2018年、第二章。

13) 中共中央印發「深化党和国家機構改革方案」、新華網：http://www.xinhuanet.com/politics/2018-03/21/c_1122570517.htm（最終閱覽 2019年3月21日）

式化した中国の国家治理形態が現れた国家治理現代化または「国家治理」の意味合いは、確かに前記の筆者が提起した概念に近い。すなわち、中国の「国家治理」とは多くの場合、本来国家統治あるいは国家治理において正統的権威を持つ国家の執政体・立法府・政党などの政治機関が、上からの正統性・権威性及び自主性のさらなる向上を通して、公共問題の解決を促すという概念である。

ここで徐湘林が提起した「国家治理」の概念に関連すれば、中国の国家治理という言葉と改革活動の意味合いは、さらに以下のように言い換えられる。国家統治あるいは国家治理の最高の合法的権威を持つ中国共産党が、社会転換期において国家治理現代化改革を通じて、上からの憲法上の合法性と権威性の向上を図った。同時に、党と国家の組織の再編および公務員制度の改革などを通じて、「国家」の機関とその成員を「党」に高度に一致させていった。こうして統治力が高まった「国家の最高権威」によって、社会に対する管理と統制が行われていった。その過程が「国家治理」ということになるのであろう。

もし以上の理解が妥当であれば、中国の国家治理現代化改革のもっとも本質的な特徴とは、伝統的な党の指導の強化または延長であり、さらに毛桂榮のいう「『党—国家体制』の制度化」の全面深化改革そのものだといえよう。たしかに、中国の公式な政治言説では、あまりこれを広範な政治体制の改革と呼ばない。しかしながら、憲法改正の内容や国家監察委員会の設立、党と国家の機構と機能の変動、公務員管理の変化などからみれば、それが深く憲法や公務員法および機構編成などの基本的な国家治理あるいは統治制度に切り込む改革であることは明らかである。今次の改革はすでに行政体制の改革にとどまらず、確実な政治体制改革となっているのである。これについて中国は正視すべきだし、また正確な定位を与えるべきであろう。

中国の国家治理改革は、2019年3月の地方の党と国家機構の改革が基本的に完成し、また同年6月の公務員法が施行されたことによって一段落した。中国共産党第19大報告では、さらに「中国の特色ある社会主義制度を堅持・改善しなければならない。引き続き国家治理体系と治理能力の現代化を推進し、すべての時宜に合わない思想観念と体制機制の弊害を排除しなければならない」と指摘した。これに加えて2035年に国家治理体系と治理能力の現代化を基本的に実現し、2050年に国家治理体系と治理能力の現代化を完全に実現すると宣言した¹⁸⁾。ありうべき予想として、中国の国家治理現代化改革は今後も持続

的に進行し、その核心的な内容はやはり、中国の特色ある社会主義制度の改善とその関係制度の改革ということになるのであろう。

もし以上の分析と総括が、中国の国家治理現代化改革の実態を正しく捉えているとするならば、その特質は党と国家の関係、政治と行政の関係の調整などであり、推進してきたのは「政党中心主義の国家治理体系の構築」あるいは国家統治構造の改革そのものであろう。この国家統治構造の改革は、「政治主導」を目標とする日本の行政改革と関連付けて捉えることができる。これについては次節で具体的に展開したい。

3. 日本の「政治主導」の行政改革

日本語には、「国家」と「治理」(governance)という二つの意味を直接兼ねる用語は存在しない。「governance」概念が日本に導入された際には「組織が自らを上手に統治すること」という意味合いから、当初、日本語の漢字で「統治」と表現された¹⁹⁾。だとするならば、中国の言説の中の「国家治理」は当然、日本語の「国家統治」に言い換えることも可能となるだろう。

実際、「governance」概念が普及する中で、英語の「政府」(government)は、日本で「統治」と翻訳されてきた。「統治」という言葉には本来君主が国家を統べ治めるという含意がある。日本の研究者が指摘しているように、戦前の「大日本帝国憲法」(明治憲法)の第1条が規定した「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇、此ヲ統治ス」より、ここでの「統治」の意味合いが戦後建立した民主社会に合わないために、「民主的な統治組織」(「国家公務員法」第5条)などに改造されたのである²⁰⁾。民主主義社会に即した言葉として「協治」に置き換えられることもあるし、音訳である「ガバナンス」が用いられることもある。

日本の「統治」という用語、とくに「国家統治」という概念は、戦前の旧憲法、いわゆる明治憲法の歴史的な烙印を帯びており、また天皇主権または後発国型の国家崇拜の国家統治の概念だとみなされている²¹⁾。1990年代に推進された行政改革における用語法は、現代日本で使われている「統治」あるいは「国家統治」といった言葉の理解に役立つだろう。行政改革会議による1997年の「最終報告」は、「国政全体を見渡した総合的、戦略的政策判断と機動的な意思決定をなし得る行政システム

18) 習近平「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主義偉大勝利——在中国共产党第十九次全国代表大会上的報告」(2017年10月18日)、人民網：
<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html> (最終閲覧 2019年3月21日)

19) 堀雅晴『現代行政学とガバナンス研究』東信堂、2017年、6頁。

20) 堀雅晴『現代行政学とガバナンス研究』東信堂、2017年、6、7、27、31頁。

21) 松下圭一『政治・行政の考え方』岩波新書、1998年、18、19頁。

が求められている。これを実現するためには、内閣が日本国憲法上『国務を総理する』という高度の統治・政治作用、すなわち、行政各部からの情報を考慮した上で、国家の総合的・戦略的な方向付けを行うべき地位にあることを重く受け止め、内閣機能の強化を図る必要がある」と強調した²²⁾。

ここからわかるように、日本語の「統治」あるいは「国家統治」なる言葉の用語法は、例えば「統治過程」「統治構造」といった表現のように、政治過程・政府過程・政策過程、また官僚制、政府体系、政治と行政との関係などの国家「統治」の基本領域まで含まれる。では統治者とは誰なのだろうか？前節で述べた中国の「国家治理」を日本の「国家統治」に對置して、以下検討をさらに深めていきたい。

中国の「国家治理」概念と比較すると、日本の「国家統治」改革とは、すなわち1990年代以来の大部門制（省庁改革）を契機に推進されてきた「政治主導」を指向する行政体制の改革そのものである²³⁾。この改革の潮流は90年代の自民党・橋本内閣、新世紀の小泉内閣・福田内閣、民主党政権の時期、さらに2012年の第二次安倍内閣に至るまで続いており、世紀を跨る改革といっても過言ではない。これによって日本の「国家統治」あるいは「国家治理」が強化されたのである。ここで注意すべきことは、「国家治理」と「国家統治」の日中の比較から考えれば、日本の「国家統治」改革は中国の「国家治理」改革より先にあり、時期的に早いということである。

もし徐湘林の「転型社会」という分析枠組みで考察すれば、90年代の日本はちょうど「転型社会」という社会・経済の大きな変動期にある。そのもっとも突出した現象は、冷戦後の日本におけるバブル経済の失敗による社会・経済条件の大きな変化であり、伝統的な「国家統治」あるいは「国家治理」の体系がこれにうまく対応できず、そのためにそれを調整することによって統治能力を高め、よって「転型社会」の危機を乗り越えざるを得なくなったのである。

日本の行政学者である森田朗の以下の総括は、この現象に絶好の説明を与える。すなわち、「1990年代に入って生じた経済の停滞の結果」、従来の日本の統治システムが機能不全に陥った。従来のシステムというのは、政権が「官僚制の政策立案能力を十分にコントロールし活用」してきた仕組みであり、それは戦後自民党の長期的な一党優位体制と経済の持続的な成長を前提としていた。しかしながら、転型社会の条件下にあって、「配分

できるパイの増分が縮小したこと、官僚制も有効な政策を作ることができなくなり、そのため国民は不満をもち、国民から多様な要望を突きつけられた政党は、官僚制がそれに十分に答えられないことにいらだちを募らせた」。これが日本の「政治主導」指向の「国家統治」あるいは「国家治理」改革を引き出したのであろう²⁴⁾。

本論文においては、中国における国家治理現代化改革の具体的な背景について深く言及してこなかったが、徐湘林のいう現代化過程にともなう「転型社会」の様態は、たしかに中国が国家治理現代化改革を始める時期にはすでに顕在化していた。その主な表れとしては、経済の長期的な高度成長に伴って深刻化した環境問題・格差問題・腐敗問題といった三大公共政策課題が挙げられる。また日本にも類似する当時の「国家治理」あるいは「国家統治」のシステムが構造改革を有効に推進できない体制とメカニズムの課題も存在した²⁵⁾。さらに中国共産党第19回大会の政治報告が指摘したように、中国は今後も当面は「民主・法治・公平・正義・安全・環境などの方面の要求」が不断に増幅する「転型社会」期であり続けるだろう²⁶⁾。こうした状況は、中国が国家治理現代化改革を進めていくうえで、まさにマクロ的・基本的な公共政策の環境をなすものである。

日本が推進してきた「政治主導」の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革は、森田朗が指摘したように、おもに従来の行政官僚主導の政策決定、官僚優位の「官僚制」あるいは「官僚政治」という伝統的な官僚統治システムの修正から出発した。ここで注意を払うべきは、日本の「政治主導」指向の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革がいう「政治」に関して、「民主主義の原点に立ち戻って、民意を反映し政策を作る主役は選挙で選ばれた政治家であり、政党であるべき」とされている点である²⁷⁾。一見すると、日本の「政治」「政党」への回帰は、中国の「政党中心主義の国家治理体系の構築」と類似しているように思えるかもしれない。しかし、日本の改革の実質的な意味合いは、民主政治あるいは「民主的統治」理念の体现であり、戦後民主主義のさらなる民主化あるいはさらなる政治と行政の現代化への追求である。「国家統治」あるいは「国家治理」の現代化は、

24) 森田朗『新版 現代の行政』第一法規株式会社、2017年、63、64頁。

25) 白智立『改革開放以来の中国国家治理模式及改革』広東人民出版社、2018年、59頁。

26) 習近平「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特設社会主義偉大勝利——在中国共産党第十九次全国代表大会上的報告」（2017年10月18日）、人民網：<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>（最終閲覧 2019年3月21日）

27) 森田朗『新版 現代の行政』第一法規株式会社、2017年、63頁。

22) 今村都南雄ほか『ホーンブック 基礎行政学【第3版】】北樹出版、2015年、112、113頁。

23) 白智立「従比較公共行政研究看戦後日本行政体制特徴——兼論90年代日本行政改革の特質、意義」『日本学刊』2012年第4号。

戦後新憲法が唱えた「国民主権」という理念へのさらなる回帰ともいえよう。

日本が「政治主導」指向の行政改革を通して実現した「国家統治」あるいは「国家治理」は、前述した中国の「政党中心主義の国家治理体系の構築」とは構造上異なっている。たとえば、日本の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革は、主として内閣、首相への権力の転移・集中を通して行政体制の中にある政党政治家・「政治」の指導力を高め、もって政府行政官僚制に公共問題への対応の積極性を保たせ、社会に対する有効な統制と管理を行おうとする過程なのである。日中の「国家統治」あるいは「国家治理」の構造が異なるというのは、この日本の経験が中国の「政党中心主義の国家治理体系の構築」に完全に合致するとは説明・解釈できないからである。日本の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革の特質はむしろ、「国家中心主義」、「内閣中心主義」、「首相中心主義」、あるいは「(首相)官邸中心主義」と表現したほうが妥当である。

しかし、具体的な形式あるいは改革方式においては、中国の改革との類似点が見られよう。内閣主導、首相主導が行政改革の中心的内容となったこと、権力中枢の内閣に多くの「会議体」が設置されて「首相官邸」が日本の多くの公共政策決定の中核となったこと、内閣人事局が成立し官僚制組織の幹部の任用管理権が内閣に転移・集中されたこと、国家安全保障会議や国家安全保障局が設けられて日本の対外・防衛などを統領したこと、などがそれである。以上のような「国家統治」あるいは「国家治理」の改革を通して、日本が国家行政体制における「政治」機関あるいは「執政体」の「中枢管理機能」を大いに強化したことは間違いない²⁸⁾。

90年代以来の日本の行政改革は今日に至るまで長期間にわたり、多くの領域と分野に跨るので、上記の比較はその一部に過ぎない。日本の「官僚政治」と「官僚統治」への改革という視角から考察するならば、大規模な中央省庁の再編があり、その目的は単なる異なる政策領域の部門内部の調整のためばかりでなく、省庁の数の減少による官僚制への内閣の政治統制の強化の目的も垣間見られる。また、中央政府の機能の削減・縮小および機能転換、さらに地方への分権、独立行政法人制度の創設、NPM方式の導入などの改革も、膨大な国家の行政サービスと政府規模の適正化を図り、政治による有効な監督と統制に努めようという意図である。こうした日本の行政改革は、90年代以降の政治改革の潮流に合流した。そこでは「政治主導」を強化し、従来の官僚主導の体制を修正するというもう一つの意図が潜んでいると

いわれるように、強い政治的な色彩をも帯びているのである²⁹⁾。

しかしながら、日本の「国家統治」あるいは「国家治理」改革にも以下のような予想できなかった問題が発生したとされる。執政機関あるいは大臣が統合後の巨大化した府省をうまく統制できないこと、内閣にある頂上設計や総合調整を行う「会議体」の増加による改革負担の増大と行政効率の低下、業績評価などによる上からの行政問責とメカニズムの強化に対して官僚制に特有な形式主義問題が深刻化したこと、幹部登用人事に対する影響力の強化によって現代公務員制の核心的要件である公務員の政治的中立性規範が動揺したこと、さらに「付度」などの過度な政治的忠誠による多くの弊害と問題がすでに顕現した。そのため、日本の研究者は、こうした改革によって「政治が国民の期待に充分に答えて政策を策定し、それを行政的に確に執行させ、社会の課題を解決することができるか」と疑問を呈するようになった³⁰⁾。

さらに日本の行政学者である佐藤克廣が「行政改革の理念と実際」の視点から、日本の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革が克服すべき課題を以下のように指摘した。「90年代行政改革は、内閣制度の強化を目指して行われた」。「しかし、強化された内閣、ないし、内閣総理大臣を国会がどのようにコントロールするののかという問題が残されている」。そして、「内閣機能が強化されたとは言え、その内閣を補佐する機関が職業的行政官によってほとんどを占められている日本では、結局のところ官僚主導になってしまうのではという懸念もありうる」。佐藤の結論としては、「民主制は権力の相互監視と相互抑制による権力暴走の歯止めの必要性を重視した制度である以上、強化された内閣総理大臣、内閣の機能をどのような機関によって監視抑制するのかが重要な課題である。その点では、国会機能の改革、裁判所の役割など依然残された課題が多いといえる」。さらに彼は日本の政治生態について、「情報公開のさらなる推進と改善、地方分権改革の推進による中央と地方との建設的緊張関係の発展」が日本の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革にとって非常に重要だと主張した³¹⁾。

いずれにしても、日本の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革は、日本の行政体制における「政治」要素あるいは政治主体の優越性を実現し、これによって官僚制を制御し、よりよく政府執政体の意志を実現させ、も

28) 森田朗『新版 現代の行政』第一法規株式会社、2017年、67頁。

29) 西尾勝『行政学 新版』（毛桂榮ほか訳）中国人民大学出版社、2006年、308-318頁、白智立『日本行政改革比較研究』国家行政学院出版社、2012年、第3章。

30) 森田朗『新版 現代の行政』第一法規株式会社、2017年、67、68頁。

31) 今村都南雄ほか『ホーンブック 基礎行政学 [第3版]』北樹出版、2015年、116頁。

って「転型社会」の公共問題に有効に対応しようとしているのであろう。日本が多くの改革を重ねるなかでいくつかの問題も露呈したが、有効な「国家統治」あるいは「国家治理」の状態が出現するまでにはさらに一層の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革と努力が必要となるだろう。中国の国家治理現代化改革は2019年によりやく一段落したばかりであり、これについての全面評価をするにはまだ早い。しかし、日本に見られた問題は中国でも表れており、日本の経験が中国の改革にとって十分参考・啓示になると考える。

4. 中国と日本——「政党中心主義」、「国家中心主義」?

中国の国家治理現代化改革の言説における「国家治理」の概念は、徐湘林が述べたように「転型社会」の中の国家主体の役割をもっとも強調しており、同時に「治理」（ガバナンス）の理念にあるように社会の要求も考慮された。この要求には、前述した中国共産党19大報告が言及し、現今中国社会で日増しに増大する「民主・法治・公平・正義・安全・環境などの方面の要求」も当然含まれるのであろう。「民主」が中国社会の第一位の要求に位置づけられるようになったのは、改革開放政策が実施されて40年以來の、巨大な経済的繁栄と現代化の発展を遂げてきた中国の必然的な帰結であろう。それは中国が、強い政策課題の設定、政策転換などの「学習能力」を備えていることも示している。中国が今後、引き続き国家治理体系と治理能力の現代化改革の推進を通して、中国社会のこれらの要求をいかに満足させるかは、当該改革活動を評価する究極的な基準となるのであろう。これに関しては、見守る必要がある。

もし日本の「政治主導」指向の行政改革、すなわち「国家統治」あるいは「国家治理」の改革が「民主主義の原点への回帰」あるいは「政治の欠如」を埋める「政治」への回帰であり、民主的統治の本来の意味を実現しようとするものであるならば、中国の国家治理現代化改革はどうだろうか。「転型社会」に現れた「民主・法治・公平・正義・安全・環境などの方面の要求」に応え、「政治」への回帰と「政治の欠如」の回避といった意味合いを具有するのではなかろうか³²⁾。劉俊生が提起した「政党中心主義の国家治理体系の構築」という表現の如く、中国の改革後の国家治理あるいは国家統治の様態とは「政党」、「政治」への回帰そのものであり、中国には筆者がいったような政党中心、つまり執政党としての中国共産党中心の国家統治体系・国家統治構造・国家統治形態が出現したといえるのである。

日中の「国家治理」あるいは「国家統治」の改革は、ともに「政治」への回帰の方向性を持つが、差異も存在する。日本の「国家統治」あるいは「国家治理」の改革は、本来国家統治あるいは国家治理の正統性と権威を持つ政治機関——内閣あるいは首相——の正統性と権威の向上のための上からの「政治主導」改革であり、それは一種の「国家中心主義の国家統治体系の構築」の範疇に入るのではないかと考えられる。これに対して、中国の国家治理現代化改革は、本来国家統治あるいは国家治理の正統性と権威を持つ政治機関——政党——の正統性と権威の向上のための上からの「党と国家機構改革」などの改革であり、劉俊生が指摘した「政党中心主義の国家治理体系の構築」の範疇に入り、また毛桂榮が指摘した「党—国家体制」の制度化過程の深化そのものであろう。

総じて、本論文における日中の国家治理あるいは国家統治の比較から明らかになったことは、以下の通りである。日本の「政治主導」指向の行政改革の目的は、国家あるいは行政体制の「中」にある政党要素の国家統治あるいは国家治理の能力の向上であり、これによって「国家中心主義の国家統治体系の構築」の意味合いを持つようになった。一方で、中国の「政党中心主義の国家治理体系の構築」指向の国家治理現代化改革の目的は、現段階では、いかに国家あるいは行政体制の「外」にある政党要素の国家治理あるいは国家統治の能力を向上させるかにあるのではないかとはいえ、両国の改革はともに本来国家統治あるいは国家治理の正統性と権威をもつ政治機関がその正統性と権威の獲得に努め、これによって政策課題に対応しようとしたという側面において、確かに同様だといえるのである。

参考文献

【日本語文献】

- 今村都南雄ほか『ホーンブック 基礎行政学 [第3版]』北樹出版、2015年。
堀雅晴『現代行政学とガバナンス研究』東信堂、2017年。
松下圭一『政治・行政の考え方』岩波新書、1998年。
毛桂榮「中国共産党が幹部を管理する原則の制度化：〈党政指導幹部選拔任用工作条例〉を中心に」明治学院大学『法学研究』第104号、2018年1月。
森田朗『新版 現代の行政』第一法規株式会社、2017年。

【中国語文献】

- 白智立「從比較公共行政研究看戦後日本行政体制特徵——兼論90年代日本行政改革の特質、意義」『日本学刊』2012年第4号。

32) 白智立『改革開放以來の中国国家治理模式及改革』広東人民出版社、2018年、第三章。

- 白智立『日本行政改革比較研究』国家行政学院出版社、2012年。
- 白智立『改革開放以来的中国国家治理模式及改革』広東人民出版社、2018年。
- 白智立「国家治理現代化改革の世界意義与中国意涵——基於中日比較的視角」『湖湘論壇』2019年第4号。
- 黄衛平・谷志軍「『国家治理体系与治理能力現代化』与政治体制改革」王浦劬主編『国家治理現代化研究（第一輯）』中国社会科学出版社、2017年。
- 劉俊生「政党中心主義的国家治理体系建構研究」中国政法大学政治及び公共管理学院主催「新時代国家治理學術研討会」會議提出論文、2018年12月28日。
- 西尾勝『行政学 新版』（毛桂榮ほか訳）中国人民大学出版社、2006年。
- 徐湘林「中国的轉型危機与国家治理：歷史比較的視角」陳明明主編『轉型危機与国家治理』上海人民出版社、2011年。
- 徐湘林「『国家治理』的理論內涵」『領導科学』2014年第12号。
- 『中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定』人民出版社、2013年。

【ウェブサイト】

- 白智立「方法としての東アジアの日本研究」、渥美財団・関口グローバル研究会：
<http://www.aisf.or.jp/sgra/active/sgra/2015/5053/>
（最終閲覧 2019年3月21日）
- 常紀文「国家治理体系：国際概念与中国内涵」、國務院發展研究中心網：
<http://www.drc.gov.cn/xsyzcfx/20140811/4-4-2883113.htm>（最終閲覧 2019年3月21日）
- 「胡錦濤在中国共產党第十八次代表大会上的報告」（2012年11月8日）、新華網：
http://www.xinhuanet.com/politics/2012-11/17/c_113711665.htm（最終閲覧 2019年3月21日）
- 習近平「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主義偉大勝利——在中国共產党第十九次全国代表大会上的報告」（2017年10月18日）、人民網：
<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>（最終閲覧 2019年3月21日）
- 中共中央印發「深化党和国家機構改革方案」、新華網：
http://www.xinhuanet.com/politics/2018-03/21/c_1122570517.htm（最終閲覧 2019年3月21日）
- 「中華人民共和國公務員法」（2018年12月29日第13回全国人民代表大會常務委員會第7次會議にて改正）、中国人大網：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069925.htm（最終閲覧 2019年3月21日）

[論文]

独裁政権との葛藤 —近代中国における自由主義者胡適の政治改良主張

Conflict with Dictatorship: A Study of Hu Shih's Position on Political Reform in Modern China

劉 紅 LIU Hong

武蔵野大学

(Musashino University)

This paper analyzes Hu Shih's conflict with dictatorship. Known as a famous scholar in modern China, Hu Shih believed in liberalism and sought to realize democratic politics in China. Opposed to communism, he never supported the Communist Party of China. But he also opposed the dictatorship of the Kuomintang. Disappointed at the Communist Party's victory, he went to the U.S. in 1949, later to Taiwan. Although he is generally considered to be a supporter of the Kuomintang, he should rather be regarded as an opponent of dictatorship of the Kuomintang. This paper reviews Hu Shih's political position by analyzing his political reform ideas for modern China.

キーワード 胡適、蒋介石、訓政、北伐、毛沢東

はじめに

胡適(1891-1962)は近代中国の代表的な思想家であり教育家である。実験主義(プラグマティズムの中国語訳、本稿では一貫して使う)と自由主義の信奉者、提唱者としても知られている。旧道徳と旧文化を打倒し新文化を樹立することを目的とした新文化運動の指導者でもある胡適は、中国の哲学、歴史学、文学などの分野で甚大な功績を残した。他方、新文化運動の開始以後、自由主義を唱道して中国で民主政治の実現に向けた努力を続けた。近代中国における自由主義思想の最初の提唱者とされる嚴復と梁啓超に動揺や言行不一致が多く見られるのに対して、胡適は実験主義に基づいた自由主義思想を中国に紹介するだけでなく、自由主義者としての自負に基づく政治批判を行い、生涯、思想から行動まで自由主義者の立場を貫いたと評されている¹⁾。近代中国におけるいわゆる「自由主義派」は胡適を核として形成され、展開していった²⁾。

胡適は、1910年から1917までのアメリカの留学中、デュイの実験主義と自由主義を受容した。胡適が代表した自由主義者らは、平和的な手段をもって社会問題を具

体的に解決することにより社会の進歩を図るという実験主義の漸進的改良の方法をもって、言論の自由、人権の保障、反対党の容認、民主政治といった民主社会の実現を目指した。軍閥政権の下でも国民党政権の下でも、胡適はこの目標のために当局と戦った。

共産主義を受け容れなかった胡適は1948年12月、中国共産党からの北京残留と協力の呼びかけを拒否してアメリカに渡った。これを受けて、1950年代に入り中国では「胡適思想大批判」運動が巻き起こった。そのため、1970年代末までの30年間、胡適研究は完全に空白状態となっている。改革開放政策の実施につれて思想面も緩和され、胡適研究は徐々に表れる。特に胡適の日記など一次史料が絶えず出版される中、近年胡適研究は盛んになっている。その中では、胡頌平編『胡適之先生年譜長編初稿』(全10巻)(1990)のような三百万字を超える超大作の年譜もあれば、歐陽哲生編『胡適文集』(全12巻)(1998)のような早期から晩年に至る文章を収めた史料集もある。また曹伯言編『胡適日記全編』(全8巻)(2001)には、1910年のアメリカ留学から1962年に死去するまでの日記が収録されており、内容は学問、思想、外交など多岐にわたっている。

これらの一次史料をもとに、白吉庵『胡適伝』(1993)、小田・季進『胡適伝』(1999)、劉篠紅『嘗試者—胡適』(2000)、胡明『胡適伝論』(1996)、李敖『胡適評伝』(2000)、羅志田『再造文明之夢—胡適伝』(1995)などの伝記が相次いで出版された。沈衛威『文化・心態・人格—認識胡適』(1991)、榮劍華『胡適与中国文化轉型』

1) 歐陽哲生「自由主義之累——胡適思想之現代意義闡釋」子通編『胡適 評説八十年』中国華僑出版社、2003年、416頁。

2) 野村浩一『近代中国の政治文化』岩波書店、2007年、174頁。

(1997)、聞継寧『胡適之的哲学』(1999)は、新文化運動中の文学活動、学問研究および啓蒙教育における胡適の貢献を論じている。

胡適と国共両党の関係を論じる研究として、郁之「毛沢東と胡適」(2003)は、早年の胡適が毛への影響から二人の対立、1950年代の胡適批判まで客観的に語っている。特に胡適批判を身をもって体験した筆者の回想を綴っている。劉紹唐「胡適与蒋介石」(1998)は、胡適の日記を手掛かりに1947年以後の二人の関係を考察したものである。胡適は台湾に引き上げた蒋介石政権を支持する一方で、常に距離を保ち自由民主への政治改革を建言し続けたことを明らかにしている。沈寂「論胡適与蒋介石的關係」(2000)は、両者の生い立ちの比較から始まり、戦後までの胡適の蒋介石政権への批判を分析し、緊張関係から緩和関係への両者の関係の変遷を追ったものである。日本での研究は非常に少ないが、野村浩一『近代中国の政治文化』(2007年)は1920年代に国民党政権を批判してきた胡適の自由主義的政論を分析し、胡適ら自由主義者の活動が近代中国においてどのような存在だったのかを明らかにして非常に参考になる。

しかしこれまでの研究は、胡適が共産主義に反対するとともに国民党政権も批判していたのが、最終的には国民党を支持したことを根拠に、その政治的立場は国民党側にあったという共通の認識を持っている³⁾。確かに、胡適は一度も共産党に協力したことがなく、それに反して蒋介石政権の協力要請に応じて、戦時中に国民政府の駐米大使を、戦後の国共内戦中に北京大学学長を歴任し、さらに晩年は中央研究院院長の任命を受け台湾に渡った。しかし絶えず民主政治の実施を要求していた胡適の見解を分析してみれば、国民党側に立っていたと単純に断言して良いだろうかとの疑問を抱かずにはいられない。

本稿では、こうした問題意識のもと、胡適の政論を分析することにより、胡適はどのような政治主張を持っていたのか、なぜそのような政治主張を持っていたのか。また当時の政党や政権にどのような影響を及ぼそうとしたのかを明らかにし、胡適の政治的立場を再検討したい。

なお本稿は史的観点から近代中国における胡適の政治批判、政治的立場を考察することが目的であるため、文中に触れた実験主義や自由主義の理論的側面は分析対象としないことにする。

3) 例えば、安徽大学胡適研究中心主編『胡適研究』第2期(安徽教育出版社、2000年)、胡明『胡適伝論』(人民文学出版社、1997年)、耿雲志「胡適与抗戰」(耿雲志編『胡適評伝』上海古籍出版社、1999年)などがある。

1. 自由主義者胡適の政治主張

1.1 「問題と主義」—— 共産主義者との論争

1917年7月、アメリカ留学から帰国した胡適は、中国の出版と教育の現状に失望し、思想啓蒙活動に専念しようと決心して二十年間政治を語らないと宣言した⁴⁾。新文化運動において、胡適は、既存のすべての価値観を改めて評価しなおさなければならないとして、封建的伝統思想の破壊と文明の再建を唱えた。また個人としての価値を民衆に認識させることを思想啓蒙の核心問題だと考え、女性問題や孝子問題といった封建的伝統思想を批判の対象に、健全たる個人主義に基づいた個性解放を目標とした啓蒙活動を展開した。

1917年といえば、ロシア革命が成功しソ連が成立した年であった。それが中国の共産主義者に大きな衝撃を与え、1918年に北京大学では李大釗がマルクス主義研究会を創立した。また1919年5月4日にヴェルサイユ条約に不満を持った学生らは、反帝主義を掲げた大規模な学生デモを起こした。いわゆる「五・四運動」である。このような情勢の中で、胡適は、1919年7月『每週評論』の中で、問題と主義をめぐる一連の論文を発表し李大釗ら共産主義者との間で論争を巻き起こした。

『每週評論』はもともと「政治を語らない」という胡適の意見の下で、陳独秀、李大釗と1918年11月に創刊されたものであった。しかし胡適が母親の葬儀で帰郷した間、陳独秀と李大釗は頻繁に共産主義を宣伝する論文を発表した。これに不満を持った胡適は、1919年6月に陳独秀が逮捕され、『每週評論』の編集長となると、7月に「より多く問題を研究し、より少なく主義を語る」(「多研究些問題、少談些主義」)と題する論文を発表して共産主義にむけて批判しはじめた。

この論文の中で胡適はまず、主義とは一つの概念としてある特定の時間に特定の場所で誕生し、ある具体的な問題を解決するために提出された解決案にすぎず、その概念を新しい状況に対して適用できるかどうかを深く研究せずに鵜呑みにするのは危険であるとして、ひたすら「主義」を宣伝することを批判した。

続いて胡適は空論を批判した。響きのいい「主義」を語るの簡単だが、中国の現実問題の解決には役に立たず、曖昧な主義を語るより現場に行き行って具体的な問題を研究しそれに合う解決方法を探し出すことが最も大事である。また「主義」を語ることは政治家に利用される恐れもあると指摘して、胡適は次のように呼びかけた。

4) 欧陽哲生編『胡適文集 3』「我的歧路」北京大学出版社、1998年、363頁。

この問題をいかにして解決すれば良いか、あの問題をいかにして解決すれば良いか、ぜひ研究してください。この主義が素晴らしい、あの主義が奥深いなどを語らないでください。なぜなら、今の中国には至急に解決しなければならない問題が実に多いからです。人力車夫の生計問題、総統の権限問題、売春問題、売官売国問題はどれも焦眉の急の問題ではないでしょうか。

我々は、人力車夫の生計の問題を語らず社会主義を大いに語る、女性解放も研究せず家庭制度も修正せず自由恋愛を語る。……にもかかわらず、彼らは、我々が語っているのは「根本解決」のことだ、と自慢するのです⁵⁾。

明らかに、胡適が批判したのは陳独秀と李大釗が宣伝した共産主義であった。暴力革命により腐敗した現政府を倒せば社会問題を一気に解決できる「根本解決」策というのは、共産主義の重要な理論であった。しかし胡適から見れば、具体的な社会問題を研究してそれらの問題を一つ一つ解決することにより、社会の進歩を図るという漸進的社会改良の方法こそ、中国の問題を解決する最適の方法であった。

もっとも、胡適は、すべての学説や主義に反対するのではなく、問題を研究するうえで、主義が重要であり不可欠だとの見解も示している。すなわち学説や主義は具体的な問題を研究する際に、解決策の仮説を案出するのに役立つからである。最後に、胡適は、主義の危険性は、すべての社会問題を一気に解決する根本策を見つけたと思わせてしまうところにあると指摘した。本来いわゆる根本解決策は存在せず、具体的な問題に対して、具体的な方法をもって解決していく以外に方法がないからであると強調した⁶⁾。

「より多く問題を研究し、より少なく主義を語る」が発表されると、立憲派の機関誌だった『国民公報』の藍志先が直ちに反論した。藍によれば、主義だけ語り問題を解決しないことは間違いだが、「目標」、「理想」としての主義自体には問題がない。そして問題解決の方法より結果が重要であるため、主義は結果を判断する基準として重要であり、方法より結果を重視すべきである。藍は、主義が説得力をもって信奉されているため、政治家に利用され民衆を騙すようなことはあり得ず、中国の社会問題を解決するには主義こそがもっと多く研究され応用されるべきであると胡適の理論を完全に否定した⁷⁾。藍の結

果重視論は、手段の正当性を重視する漸進的改良主義とは異なったものであった。

李大釗も胡適に反論した。李は、ロシア革命の成功を引き合いに出し、社会問題の解決には民衆の支持が必要であり、民衆を中心とした大規模な運動を行わなければならない、民衆に社会問題を認識させるためには共通の目標や主義が必要であると主張した。また李は、「主義」が政治家に利用されやすいからと言って恐れてはならず、偽の主義が多いからこそ真の主義を宣伝する必要がある、「主義」には普遍的真理があるからこそ具体的な問題を解決することができる、と主義の重要性を強調した。さらに李は、暴力革命の前に相当な準備が必要であるが、社会の諸機能が破壊された中国の現状を見れば、すべての社会問題を一気に解決するには暴力革命が最も好い方法だと革命手段の必要性を述べた⁸⁾。李は、共産主義こそすべての社会問題を解決する方法との見解を示した。

しかし胡適から見れば、革命が成功したソ連においても社会問題がすべて解決したとは言えず、具体的な問題を具体的な方法をもって解決するという漸進的改良主義こそ、文明の再建と社会の進歩を図る最もよい方法だとして次のように述べた。

文明は、安易にできるものではなく、少しずつ形成されるものである。進化も一晩で起こるのではなく、少しずつ遂げるものである。……解放も一気になされるものではなく、少しずつあれこれの思想からの解放、あの人この人の解放と遂げるのである。……文明の改造もまたあれこれの問題の研究と解決なのである⁹⁾。

胡適は、「主義」を研究すること自体に反対するのではなく、一個の「主義」をもってすべての問題を解決しようとする考えに反対している。主義は、あくまで参考資料であり、必ずしも正しいものではないからだと説明した¹⁰⁾。その後も胡適は、李大釗との議論を続け、「三論問題と主義」を発表し、漸進的社會改良主義を主張し続けた。結局、「問題と主義」論争を機に新文化運動の同人は分裂したのである。

後年、胡適は、問題と主義の大論争は自分にとって共産主義者との初めての衝突だったと回想している¹¹⁾。自由主義者と共産主義者との間で行われたこの論争は、漸

8) 同上、261-264 頁。

9) 前掲『胡適文集 2』「新思潮的意義」558 頁。

10) 前掲『胡適文集 2』「問題と主義」249-252 頁。

11) 吳福輝編『胡適自伝』江蘇文芸出版社、1995 年、272 頁。

5) 同上『胡適文集 2』「問題と主義」251 頁。

6) 同上、249-252 頁。

7) 同上、252-260 頁

進的社會改良を行い民主政治を作ろうという改良派と、暴力革命をもって現政府を倒して中国の問題を一挙に解決しようという革命派の論争でもあった。

1.2 「我々の政治主張」と「好政府主義」——政論界への登場

1919年8月、共産主義を宣伝したとして『毎週評論』が差し押さえられた。また大学の経費が理由なく削減されたことに抗議する学生が軍隊と衝突して死傷者も出る事件が起きた。胡適は軍閥政府を「強盜政府」と呼び¹²⁾、「軍閥と教育は相容れない」と激しく批判した¹³⁾。胡適は、軍閥の独裁政権の下では、言論の自由がなく教育の改革が極めて困難だと認識し、良好な政治こそ社会改良の必須条件であり、独裁政治が存在する限り社会改良は難しいと痛感した¹⁴⁾。

1922年5月、胡適は友人の丁在君らと『努力週報』を創刊し政治評論の論説を発表し始めた。「問題と主義」の大論争から2年8カ月も経った時点で、再び政治を語ろうと決心した理由について、同年5月に発表した「我的岐路」と題する論説の中で、胡適は次のように説明した。

国内の新「分子」は具体的な問題を語らず、無政府主義やマルクス主義ばかり語っている。私は看過できなかった。我慢できなかった——私は実験主義の信奉者だから、今こそ政治を語ろうと立ち上がった。私はかつて『毎週評論』の第31号で自分の政論の序言を発表した。それは、「より多く問題を研究し、より少なく主義を語る」という論説なのだ……しかし序言ができたものの、しばらくの間本論を語るができなかった。……「三論問題と主義」の後、『毎週評論』が差し押さえられ政論の文章が発表できなくなったからだ¹⁵⁾。……1919年8月30日に『毎週評論』が差し押さえられて以来、この2年8カ月の間、私は多忙と病気で政論を書く暇がなかった。心の中では哲学と文学が最も大事だと思っていて、古い恋（哲学と文学）を捨てて新しい恋（政治）に移ることがどうしてもできないと思っていた。まして数年間政治を語っていない人間としてはなかなか政論の文章を書く気にはなら

なかった。政論を語ることは他人に任せようと思っていた。

しかし私は2年8カ月も待った結果、中国の政論界に完全に失望した。一部の「新分子」が社会主義やマルクス主義ばかりを語り、階級闘争や剰余価値ばかりを語っていた。内政が腐敗を極めていながらもかかわらず、彼らはまるで見ていないようだった。……外交の失敗なら彼らはまだ語る。日本を罵倒することは彼らにとって都合が良いことだからだ。……私はついに我慢できなくなった。私は今政治を語るのが「より多く問題を研究し、より少なく主義を語る」との主張を実行しなかったからだ¹⁶⁾。これは私の実験主義の哲学と一致したことだと信じている。私は政治を語ることがまさに実験主義を実行することである。これは私が白話文を語るときに実験主義を実行したのと同じことだ¹⁷⁾。

先述のように胡適は留学を終え帰国した当初、政治改革の基礎が思想の啓蒙にあるとの考えから、まずは中国の教育現状を改善しようと思い、政治を語ろうとしなかった。しかし政治の腐敗を目の当たりにして、また暴力革命を主張する共産主義や無政府主義の蔓延を見て、思想啓蒙を最優先すべきという従来の方針に間違いがあると気づき、態度を変えたのである。胡適は、政治の改善は暴力革命ではなく、実験主義の方法を用いて行うべきとの見解を次のように述べた。

実験主義も主義ではあるが、実験主義は問題を研究する時の方法に過ぎない。その方法とは、仔細に事実を探し、大胆に仮説を提出し、注意深く検証することである。すべての主義や哲学は単なる参考材料であり、ヒントの材料であり、検証される仮説であり、恒久不変の真理ではない。実験主義者は具体的な事実と問題を重視して、一気に問題を解決するという暴力革命の根本解決法を認めないのだ。

私のこの数年間の言論は、さまざまな分野における実験主義の方法の応用に過ぎなかった。私の唯一の目的は、事実を尊重し、実験を重んじるという一種の新思想の方法を提唱することであった。私が古い文学を覆して白話文を提唱したことも哲学史の研究も『水滸伝』や『紅樓夢』の考証もすべてこの目的のためであった。私が今政治を語るのも、政論界において「事実を重んじ実験と検証を尊びあがめる」という方法を提唱したいからだ。……私は友人らに「転向した」と言

12) 曹伯言編『胡適日記全編 3』安徽教育出版社、2001年、311頁。

13) 同上『胡適日記全編 3』301頁。

14) 胡頌平『胡適之先生年譜長編初稿 2』台湾聯經出版社、1990年、485-486頁。

15) 胡適の「四論問題と主義」は1919年8月31日の『毎週評論』に載せられる予定だったが、その前日の8月30日に『毎週評論』が差し押さえられたため、未発表の文章となった。「四論問題と主義」は『胡適文集 2』に収録されている。

16) 前掲『胡適文集 3』「我的岐路」364頁。

17) 同上、364-365頁。

われたが、私の態度は一貫して変わらなかった。材料と事例が変わっただけだった。孫伏廬（友人の一人）が政治史に奪われた私を文化史に奪い戻したいと言った。私は彼の好意に感謝している。しかし、私は一つ付け加えたい。政治史に影響を与えない文化は存在しない。もし文化から政治を取り除けば、その文化は影響力のないものとなり俗世から離れたものとなってしまふ¹⁸⁾。

今後、自分の中で学問研究と政治評論の仕事をもどくに両立させるかについて、胡適は次のように考えた。

哲学は私の職業であり、文学は私の趣味である。政治は、ただ私が我慢できずに行うもう一つの努力に過ぎない。私が持っている政治の書籍は他の書籍と比べると1対5000の割合だ。私は1週間の中で1日だけ『努力週報』に費やすつもりである¹⁹⁾。

こうして、胡適は実験主義の方法の重要性を強調し、政治評論への決心を示したのである。そして、『努力週報』の第2期で、胡適が執筆し多くの自由主義者同人が署名した「我々の政治主張」と題する論説を発表し、彼らが理想とした政治のあり方を提示して政治改良を求めた。

論説では、まず主義を問わず国民にとって「好政府」を作ることが共通の目標とされた。「好政府」の内容は、憲法の制定、国民の福祉と権利の保障、情報の公開、計画性のある政治の構築であり、現実問題においては、軍閥混戦の現状打開のための南北会談の実現、国会回復、軍事費用の削減、官吏の削減、官吏の試験制採用、民衆の選挙権、経費公開制などであった。これらは明らかに民主政治そのものであった。蔡元培、王寵惠、李大釗、羅文干ら計16名が署名した²⁰⁾。この主張は「好政府主義」と呼ばれるようになる²¹⁾。

1922年9月、「好政府主義」が検証される機会があった。「我々の政治主張」に署名した16人のうち、三人が軍閥政権に入閣した。王寵惠が総理に、羅文幹が財務部長に、湯尔和が教育部長にそれぞれ就任した。軍閥の傀儡政府にすぎない王内閣は「好人政府」と皮肉られた。結局、この内閣は存命わずか73日間で解散した。民主政治を目指す自由主義者エリートらの内閣は、何も成果がないまま終わったのである。当時の中国は独裁政権の勢力が強いうえに、民衆の国民意識が薄く、民主政治を実施する

社会環境は全くなかった。「好政府主義」の失敗は当然であり、自由主義派の理想主義的な一面を示したと言わざるを得なかった。

胡適は、「中国がここまで悪くなったのは、いろいろな原因があるが、「好人（知識人、エリート）」の高潔も一因である。……政治改革の第一歩は「好人」が奮闘の精神を持たなければならない」と述べ、知識人としての社会的責任意識から初志を改めて、政治を語るようになったことを説明している²²⁾。結局、この「我慢できないがゆえの新たな努力」は胡適が生涯やめられない最大の努力となった。

2. 共産党との関係

2.1 共産党への態度とソ連への好印象

暴力革命に反対した胡適は中国共産党の存在をどのように見ていたのか。蒋介石政府の大規模な共産党殲滅戦をどう見ていただろうか。

1930年から1933年の間、蒋介石は、各地に根拠地を作った中国共産党に対して、五回にわたる「圍剿」（敵を包囲して殲滅する）と呼ばれる攻撃戦を行った。共産党軍は、ゲリラ戦をもって「反圍剿」を展開した。1930年12月から1932年7月まで圍剿戦は四回行われたが、ゲリラ戦に慣れない国民党軍の敗北に終わった。1933年春、第五回圍剿では国民党軍は大規模な軍隊を動員して共産党軍を破った。共産党軍は1万2500キロも及ぶ大移動を強いられた。

国共の戦いに対して、胡適と同人らは1932年5月に創刊された『独立評論』の中で膨大な数の社説を発表している。特に、1932年6月26日に、胡適と丁文江²³⁾が執筆した「いわゆる『剿匪』の問題」（「所謂『剿匪』問題」）と題する社説では、次のような見解を示した。

我々はまず国民政府に対して、共産党が匪ではなく政敵であることを正式に認めるよう要請しなければならない。これを明白にすることにより、はじめて政敵は単に軍事行動によって消滅されるような存在ではないことを明らかにすることができる。……共産党は、組織、主義、軍隊と武器を持った政敵である。……誰がこの政敵を作り出したのか。……疑いもなく、日々年々苛捐雑税を課して少しも善政を行わない貪汚苛暴の政府が作り出した。内乱を起こし民を侵し

18) 同上、365-366頁。

19) 同上、366頁。

20) 同上『胡適文集 3』「我們的政治主張」328-331頁。

21) 前掲『胡適日記全編 3』499頁、1921年10月22日。胡適は中国大学で「好政府主義」と題する講演を行った。

22) 前掲『胡適文集 3』329頁。

23) 1887-1936、地質学者、江蘇省に生まれ、イギリスのダラスゴー大学に留学した経験がある。1929年に北京大学の教授となり1934年に中央研究院の秘書長となった。『独立評論』の編集者の一人でもあった。

糧食をかすめる政府の軍隊が作り出した。……政府は武力による剿匪計画と行動をすべて停止し、全力をもって江蘇、浙江、安徽、湖北、江西五省の政治を整頓し、五省の一切の苛捐雑税を取り消すべきである²⁴⁾。

また丁文江は中国共産党に向けて、暴力革命論、労働者階級専制論という従来の革命方針を放棄して国民政府を正統な政府と認め、満州事変という民族危機の非常時に政府を支えるべきだと呼びかけた²⁵⁾。丁は、政治改革の最も重要な条件として、国民政府も国民の言論の自由、思想の自由を尊重し、共産党が社会秩序を乱さず法律に違反しなければ、一般国民と同等な自由を与えるべきだと求めた²⁶⁾。胡適ら自由主義者から見れば、野党である共産党にもその主張を宣伝する権利があるのである。

丁文江はまた、日本と戦っている中、国民党は直ちに共産党と攻撃し合わないことを唯一の条件に交渉すべきであり、共産党が応じなければ殲滅と封鎖を行えばいいと提案した。丁は、共産党との休戦交渉が実現できるだろうと国共交渉の成功を期待した²⁷⁾。

以上のことから分かるように、胡適ら自由主義者は、民主政治の観点から国民政府を与党、共産党を野党としてみていた。そして国民党が共産党を野党としてその存在を容認すると同時に、外敵に直面する時、共産党が内部闘争をやめ政府を支持する態度を取るべきとの認識を持っていた。

このような認識は、満州事変以後の日中関係を通じてさらに明白に表れた。彼らは、日本との紛争の解決を優先するために、政治上、軍事上の国共配分に対する現状維持を原則にし、共産党が勢力の拡大や対政府軍作戦をやめれば、革命根拠地の保有や革命根拠地における共産主義的実験を許可してもいいと提案した²⁸⁾。

そもそも、「容認」（寛大に受け止める）という概念は胡適の自由主義思想の重要な概念であった。それは異なる政見、思想、信仰を認め、異見者に発言の自由を与えるという意味である²⁹⁾。胡適にとって、少数派の権利を

守り、反対党の存在を容認するという民主体制が中国の政治のあるべき姿であった³⁰⁾。

しかし実際、満州事変後、共産党の革命根拠地は、湖北省、河南省、安徽省から揚子江の大都市まで拡大していた。共産党の勢力拡大に強い危機感を抱いた蒋介石は、圍剿を続行して政権を維持するのに必死だった。そのため、「攘外必先安内」（国内を安定させてから外敵を退治する）政策を国策として定め、抗日より共産党の殲滅を優先させていた。このような中国の現状は、胡適が代表した自由主義者の思惑が理想主義にすぎなかったことを物語っている。

胡適は中国共産党の暴力革命に反対したが、一時期ソ連の成功を絶賛した。1926年7月15日、胡適は、「中英庚款顧問委員会」³¹⁾の一員として北京から目的地のロンドンに向かって出発した。一行は、列車でハルビン、モスクワ、ドイツ、フランスを経由してイギリスに到着し、またニューヨークへ行き、アメリカ大陸を横断して帰国するという一年間の旅であった。7月29日、モスクワに到着して三日間滞在した。一行は、革命博物館でレーニンの革命活動の資料、刑務所で組織的に管理された犯人、設備が充実された工場、食堂、医療などの施設を見学した。胡適は、すべて計画性のある管理の下で行われていることに驚きを隠さなかった³²⁾。

友人宛ての手紙に、ソ連の革命者こそ強い意志の下で自分らの理想に向けて情熱をもって努力している真の理想主義者だと称賛して、ソ連が強い信念をもち計画性のある政策の下で偉大な実験を行っていると評価した³³⁾。「私は実験主義者としてこの大実験を尊敬する」と語り、帰国してから「自由党」を結成し内政改革に社会主義的政策を取り入れようとまで考えた³⁴⁾。このように、胡適は国家建設に関する一連の政策に共鳴し社会主義のソ連に好印象を持っていた。

ところで、1927年1月、一行がアメリカに到着すると、10年ぶりに見たアメリカ社会の変化に胡適はまた驚いた。特に1月12日、ニューヨークのある討論会に参加した時、「我々の時代はどのような時代なのか」という議題について、労働者の代表者が、アメリカ社会では医学や工業技術が発達し労働者の待遇が改善され、教育が普

24) 丁文江「所謂『剿匪』問題」『独立評論』6号、1932年5月26日、24頁。前掲『近代中国の政治文化』257-258頁を参照。

25) 丁文江「評論共産主義並忠告中国共産黨員」『独立評論』51号、1933年5月21日、5-15頁。『近代中国の政治文化』258頁を参照。

26) 丁文江「中国政治的出路」『独立評論』11号、1932年7月31日、4頁。『近代中国の政治文化』258頁を参照。

27) 丁文江「假如我是蒋介石」『独立評論』35号、1933年1月15日、5頁。『近代中国の政治文化』259頁を参照。

28) 丁文江「廢止内戰的運動」『独立評論』第5号、1932年11月6日、4頁。『近代中国の政治文化』261-262頁を参照。

29) 前掲『胡適文集』11「容認与自由」823-828頁。

30) 前掲『胡適文集』12「自由主義」805-810頁。

31) 1900年の義和団事件後、清王朝は列強諸国との間で締結した「北京議定書」のもとで、中国は莫大な賠償金を支払うことになったが、後に各国は様々な形で中国に返却することとなった。例えば、アメリカは北京で清華大学を作った。日本は中国人留学生への補助を行った。「中英庚款顧問委員会」はイギリスが賠償金の返却方法について設立した組織であった。

32) 前掲『胡適日記全編』4「235-237頁」。

33) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿』2「645頁」。

34) 前掲『胡適日記全編』4「239頁」。

及しあらゆる面で人々の幸福度が上がったため、今の時代が人類史上最高の時代だという内容の発言をした。胡適は「これこそ真の社会革命だ。これまで被圧者だった労働者が、自分の生きた時代が人類史上最高の時代だと公衆の前で堂々と言えることは社会革命の本来の目的ではないか」と感激した³⁵⁾。彼はアメリカの民主主義社会こそ真の社会革命であると改めて確信した。

1949年12月、胡適は、中国共産党の支配下におかれた中国大陆を離れた際、「ソ連では自由がないがパンがある。中国共産党が来たらパンもなく自由もない。アメリカではパンもあり、自由もある」という名言を残した。この発言からは、当初ソ連の国家建設を評価してそれに好印象を持っていたことがうかがえる。

しかし、胡適はあくまでも実験主義の立場から、ソ連の具体的な政策の成功に共鳴したにすぎなかった。実験主義者かつ自由主義者として、暴力革命による社会主義社会の建設には到底共鳴できなかった。胡適は、一階級の専制を主張する人たちが自由を信奉せず自由を容認しないため、彼らによって作られた社会は必ず残酷な社会であり、自由を求める人々が身を置く場所もない社会に違いないと考えていた³⁶⁾。ソ連とアメリカとの比較を通して、胡適は民主主義の良さをさらに確認できたため、ソ連への一時的な好印象は、胡適が従来の政治主張を確信させた出来事となったのである。

2.2 共産党との決裂——毛沢東との関係を通じて

終始共産主義を受け容れなかった胡適には、共産党員の友人が多かった。陳独秀、李大釗とは生涯の友であり、毛沢東とも1920年代において師弟関係であった。

1918年8月、毛沢東は当時北京大学の図書館に働いていた。毛沢東は多くの青年と同じように胡適の崇拜者であり時々胡適の授業を聴講していた。やがて胡適の学生だと自称した。その後、友人の紹介で胡適を訪問する機会ができた。近代思想の諸問題について胡適に意見を求めた。1918年4月、毛沢東は、湖南省長沙市で中国と世界を改造することを主旨とする「新民学会」を創立した。「新民学会」で胡適が講演を行ったこともあった。後に毛は「一時期、彼ら（陳独秀と胡適）が梁啓超と康有為にとって代わって私の模範となった」と語っている³⁷⁾。

中国共産党指導者の中で、毛沢東には留学の経験がなかったことはよく知られている。周恩来と鄧小平らメンバーの多くがフランスに留学した。毛沢東も留学を考え数カ月準備をしていたが、フランスに渡航する直前にとりやめている。

その理由について、毛沢東は1920年2月14日、友人周世釗宛ての手紙の中で、留学して外国の知識を学び中国の改革に貢献する人も必要であれば、国内に残り社会問題を研究する人も必要との考えを述べ、さらに胡適の「非留学篇」を読み、胡適の意見も聞いたが、胡は自分の考えに賛成したと述べている³⁸⁾。このことから毛は当時胡適の影響を受けたことがうかがえる。

この時期、毛沢東は「問題研究会」を設立し孔子問題、東西文明問題、経済問題、国際連盟問題、デューイの教育論の実施問題、貞操問題、女子問題、国語問題、司法独立問題、連邦制問題といったテーマを研究している。そのいずれも胡適が新文化運動の中で取り上げた思想啓蒙のテーマである。若き毛沢東が、胡適の実験主義の影響を受け入れていたことがうかがえる。その後、毛沢東は「文化書社」という書店を開設したが、胡適の『嘗試集』、『中国哲学史大綱』、『白話書信』、『短編小説』、『デューイの『実験主義』、『現代教育の傾向』、『アメリカ政治の発展』などの書籍が並べられ、毛沢東が胡適の思想に傾倒していたことを物語っている。

1919年、毛沢東は湖南の故郷に帰ろうと北京を離れる前に胡適を訪ねた。毛は湖南で『湘江評論』を創刊しようと考えていて、湖南の学生運動を応援してほしいと胡適の支持を求めた。胡適はそれを承諾した。後に胡適は、『毎週評論』の「新書紹介」の欄で、『湘江評論』を「われわれの新兄弟」と称し、軍閥政権の社会で仲間が増えたことは喜ばしいことだと歓迎の意を表した。それと同時に、毛沢東の文章が鋭く深いと賞賛し、毛沢東を社会改革の同人として大いに評価した³⁹⁾。胡適の文章は、各雑誌に掲載され『湘江評論』の宣伝となった。

1920年1月15日、毛沢東は再び胡適を訪ねた。当時の様子を胡適は次のように振り返っている。

毛沢東が家に訪ねてきた。私が1920年に講演した「一個自修大学」に基づき、「湖南第一自修大学規程」を起草したようだ。それを訂正してほしいと頼みに来た。彼は長沙に戻り「自修大学」を作ると言った。数日後、彼は規程の訂正稿を取りに来た。その後まもなく

35) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿 2』670-671頁。

36) 梁錫華編『胡適秘蔵書信選 上』風雲時代出版社、1990年、357頁、「致陳独秀」を参照。

37) 歐陽哲生編『解析胡適』社会科学文献出版社、2000年10月、330頁。1936年、毛沢東が、延安でエドガ・スノーのインタビューを受けた時に述べた。これは、エドガ・スノーが著した『中国の赤い星』（松岡洋子訳、筑摩書房、1995年）にも記されていた。

38) 『新民学会資料』人民出版社、1980年、63頁。沈衛威『胡適周囲』「毛沢東：胡適曾是他的楷模」中国工人出版社、2003年、12頁を参照。

39) 胡適「介紹新出版物」『毎週評論』第36号、1919年8月24日。

く彼は湖南省に帰った⁴⁰⁾。

このように、この時期における胡適と毛沢東の関係は良好であった。毛沢東は胡適を師として仰ぎ熱心に指導を受けていた。胡適も毛沢東の才能を認め熱心に指導していた。

1920年代、毛沢東は共産主義の道を選び、中国共産党の指導者となったため、思想上胡適と道を別したが、依然として胡適を尊敬していた。1923年4月、毛沢東は雑誌『新時代』で発表した「外力革命と軍閥」と題する論文の中で、中国の政治グループをそれぞれ「革命的民主派」、「非革命的民主派」および「反動派」と三つに分けた。当時の国民党は、軍閥に対抗するために、孫文の「聯ソ、容共、扶助農工」政策の下で、共産党と合作関係にあった。毛の理論によれば、国民党は共産党と同じく革命的民主派に分類された。軍閥は革命に反対したため、反動派に分類された。毛は「非革命的民主派」を、武装革命による新政権を作ることに反対する知識人と政治的世論に影響力を持った知識人と定義していたことから、胡適は「非革命的民主派」に分類された。毛沢東は、将来革命的民主派と非革命的民主派が革命に協力するだろう、と胡適ら自由主義知識人の支持を望んでいた⁴¹⁾。結局、胡適は、毛沢東の期待に応えず、生涯一度も中国共産党の政治活動に協力することがなかった。

1945年の終戦後、国際的影響力があつた胡適は、国共両党による引きこみの対象となった。1945年3月27日、胡適が中華民国の代表としてサンフランシスコで憲章制定を目的とする「国際機構に関する連合国会議」に出席した際、中国共産党の代表として同大会に出席した董必武は、毛沢東の指示より、胡適と会談して共産党への支持を求めた。しかし胡適は、『淮南子』の「無為政治」の理論を持ち出し、中国共産党が暴力革命をやめ、野党として政党活動を行うべきだとの意見を表明して、中国共産党への支持を拒否した。それでも、同年7月1日、蒋介石国民政府の国民参政会のメンバーとして延安を訪問した傅斯年・蔡元培らに、毛沢東は、胡適の弟子と自称して胡適への挨拶を託した。毛は胡適をあきらめていなかった。しかし、民主政治を中国の理想像とした胡適は、当然内戦を起こして政権を取ろうとする中国共産党を支持することはできなかった。胡適への期待は共産党の片思いにすぎなかった。

同年8月24日、胡適はアメリカで毛沢東宛ての手紙を国民政府外交部長の王世傑に渡した。王世傑は同月28日

に、蒋介石との和平交渉のために重慶に来た毛沢東と会えるからだった。9月2日、手紙の内容は重慶の『大公報』で発表された。

手紙の中で胡適は、中国共産党に直ちに暴力革命をやめ、第二の政党として活動するよう呼びかけた。その理由として内戦が起きれば共産党軍が崩壊してしまい、共産党の20年間の努力が無駄になるからであると説明した。またアメリカの民主党が政権を取るために十数年間努力した結果、四回目の選挙で政権を取ったことを例にして、政権を取る道には平和的な革命手段があるとの見解を示し、中国共産党もこの道を歩めば前途々々と提案して、中国共産党の改心を期待した⁴²⁾。

これも胡適の片思いにすぎなかった。共産党は国民党政権を倒すまで暴力革命をやめなかった。国共内戦の末、1948年12月、人民解放軍がついに北京に進駐した。毛沢東は、「北京に残れば、北京大学図書館館長の職を与えよう」と伝え胡適を引き留めようとした。しかし胡適は、前述した「パンと自由」の発言を残して北京を後にした。その結果、胡適は共産党の「統一戦線」⁴³⁾の対象リストから完全に抹消され、共産党の敵に回されたのである。

1949年8月14日、毛沢東は「丟掉幻想、準備闘争」（幻想を捨てて、戦う準備をせよ）と題する文章を発表して、一部の知識人が反動的国民政府に洗脳されたとして胡適を名指して批判した。さらに1954年、毛沢東は全国範囲で胡適批判の大運動を起こした。毛と胡とは決裂した。

この決裂の犠牲者は胡適の次男・胡思杜だった。1948年末人民解放軍が北京を占領した際、蒋介石は専用機を派遣して北京の胡適一家を迎えに行かせた。新中国に傾倒する胡思杜は引き揚げを拒否した。勧告を聞かない息子に、母親の江冬秀が生活費に金とアクセサリを渡して一家は台湾へ向かった。

胡思杜は新中国の下でマルクス主義を学習しその信奉者となり、卒業後、遼寧省の学校でマルクス主義の授業を担当する教員となった。また共産党への忠誠を誓い母親から渡された生活費をすべて学校に寄付した。さらに、忠誠心を表すために、1950年9月22日、胡思杜は香港の『大公報』で「对我父親——胡適的批判」（私の父親・胡適への批判）と題する論文を発表して、自分の父親が反動派であり、帝国主義の米国と同一化した人民の敵だと批判して、親子関係の断絶を宣言した⁴⁴⁾。この論文は台湾の『中央日報』や中国大陸の『人民日報』、『中国青年報』などにも転載され、国際社会を驚かせた。し

42) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿 5』1894-1895頁。

43) 中国共産党が民主党派、無党派民主人士・各民族・各宗教団体などを共産党の周りに結集させることを指す。

44) 前掲『胡適日記全編 8』66-68頁。1950年9月28日の日記を参照。

40) 前掲『胡適日記全編 3』71頁、1920年1月15日の日記、『胡適日記全編 8』121-123頁、1951年5月16日、17日の日記をそれぞれ参照。

41) 胡明『胡適伝論』人民文学出版社、1995年、646頁、

かし、中国共産党への忠誠を誓ったにもかかわらず、その後、胡思杜は「右派」と定められ批判の対象となった。1957年9月21日、絶望した胡思杜は自殺した。

胡適は、最後まで共産主義の暴力革命を受け容れなかった。民主政治を理想とする胡適から見れば、中国共産党は野党として選挙活動を通じて政権を獲得すべきであった。しかし、プロレタリアート専制を唱える中国共産党にとってそれは不可能だった。胡適と共産党との対立は完全に主義上の対立であり、相容れられないものだった。一方、国民党の独裁政権もまた自分を動揺させるような政党の存在を許すことはできなかった。胡適ら自由主義者の民主政治の要求は当時の中国では実現不可能なことだったと言えよう。

3. 国民党との関係

3.1 国民党の「訓政」批判から協力関係へ

では、中国共産党とは対立関係にあった胡適は、蒋介石の国民党政権とはどのような関係だったのだろうか。

1928年10月、北伐で全国統一に成功して南京で成立した蒋介石の国民政府を人々は大いに歓迎した。胡適は、自分のもとと暴力革命に反対するが、中国は一日も早く近代的政府の下で国家建設を行わなければならない、国民党が中国を統一してさらに三民主義が実施できれば、軍閥政府より良い政府になるだろうと考えていた。そのため北伐の成功が中国の一大転機だと高く評価し、政治の改革と民主政治の実現を期待していた⁴⁵⁾。

1928年6月に蒋介石が率いた国民革命軍が北京を占領するまで、北京は依然として軍閥の張作霖の支配下に置かれ、政治状況は相変わらず悪かった。知識人らは相次いで北京を離れ広州や上海へ逃れた。1927年4月、「中英庚款顧問委員会」を終え、ロンドンから帰国途中の胡適らの船が横浜に寄港した際、丁文江からの手紙を受け取った。それは「くれぐれも北京へ行かないように」との内容だった⁴⁶⁾。丁の意見に従い胡適は上海へ向かった。1928年3月10日、胡適は、徐志摩、梁実秋、陳西滢らとともに上海で、「新文化」の建立を主旨とした雑誌『新月』を創刊した。4月30日胡適は、母校・中国公学の校長に就任して学校の管理や学問に専念した。

蒋介石国民政府は、胡適の社会的影響力を考え、胡適と親交があり政府の要職に就いた蔡元培、蔣夢麟らを通じて数回にわたり胡適に官職を与えようとした。たとえば1927年10月、蔡元培は教育部委員会委員の職に就くよ

う勧めた。また、中国の最高研究機構「中央研究院」の責任者就任の打診に対して、胡適は「私は正直者だから、私のような迷惑者がいないほうが、皆さんが和やかに仕事ができるのではないかと自分の性格が官職に合わないことを理由に辞退した⁴⁷⁾。自由発言者の立場を保ち、政府を批判するという従来態度を変えようとしなかったのである。実際、国民政府が成立した一年後の1929年から、胡適は国民政府が施していた「訓政」をはじめ、人権などをめぐり国民政府を激しく批判しはじめた。

「訓政」とは、孫文が1914年に提起した過渡期の政治体制である。それは、国民の政治的意識が低く、憲政を実施する条件が整っていない現段階では、憲法や選挙政治を当分実施せず、当面独裁政権を実施するというものであった。したがって、「訓政」が実施される間は民衆を教育し、時機が到来すれば立憲政治へと移行することになる。この政治的プログラムは建国方針として「建国大綱」の条項に記されていた。

孫文は「建国大綱」の中で、訓政から憲政へと移行する際の具体策も定めた。それはまず県レベルにおける自治を実現することである。つまり、民衆を教育して国民としての義務と権利を理解させようとして、選挙を通じて県長や県議会議員を選出させることにより、県の完全な自治を実現することとされている。次に、省レベルでの選挙を行い、省の自治を実現することである。最後に、全国の過半数の省が自治を実施するようになれば、国民大会を開き憲法を制定し選挙を通じて民主主義政府を成立させ、憲政を開始させる。民主政治を実施する前提は民衆を教育して国民意識を持たせることであるため、訓政という過渡期が設けられているのである。

1928年6月16日、張作霖（同月4日にすでに日本の関東軍により爆殺）の軍隊を北京から東北地方へ追いやり、中国の実質上の統一を果たした国民政府は訓政の実施を宣言した。その内容は、三民主義が国民の基本思想として定められ、政府の許可なしにストライキや学生デモ、国民党の思想に反する言論などが禁止され、憲政へ移行するまで、立法、司法、行政がすべて政府の支配下に委ねられる、というものであった。

1929年3月、国民党第三次全国代表大会が開かれ、「反革命者を厳しく取り締まる法案」（「嚴厲処置反革命分子案」）が提出された。それによれば、中国共産党、国家主義者、第三党及び三民主義に反するすべての者が「反革命分子」と見なされる。また蒋介石は自分の地位を固めようとして同大会で党内の反蔣派を処分すると決議した。蒋介石の事実上の独裁政権が始まった。

蒋介石の一連の独裁政策に対して、反蔣派の汪兆銘、

45) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿 2』664頁、665頁、677頁。

46) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿 5』677頁。

47) 同上、693頁。

鄒魯、閻錫山らは北京で「中央党部拡大会議」を開き、訓政の名義を借りて専制を行っているとして蒋介石を非難した。同時に、訓政時代の「国民会議」を開き憲法にあたる「約法」を制定するよう呼びかけた。これを受けて国民党の中でも人権の擁護、法律の完備を要求する声が高まった。

胡適ら自由主義者にとって、当初期待していたこの新政府が次第に異なる姿を呈したように見えた。彼らは訓政をめぐって激しい批判を展開した。1929年4月、胡適の「人権と約法」（「人権と約法」）、羅隆基の「人権を論ず」（「論人権」）「専門家政治」（「専家政治」）、梁実秋の「思想の統一を論ず」（「論思想統一」）などの論説が『新月』で発表された。後にこれらの論説は『人権論集』にまとめられ、胡適は『人権論集』の「序」の中で政治批判の目的を次のように述べた。

我々は国民党を批判する自由と孫文を批判する自由を作りたいのだ。神様も批判できるのだから、なぜ国民党と孫文を批判することができないだろうか。…今は火事が起きている時である。我々は骨まで燃やされても所詮中国人だから、火事を傍観できない。小さい翼から振り落とした水滴ぐらいでは消火できないことは分かっているが、微力を尽くして良心の呵責を減らすのだ⁴⁸⁾。

いうまでもなく「火事」とは蒋介石の独裁を指している、「水滴」とは蒋介石の独裁を看過できない自由主義者らの努力への喩えであった。

「人権と約法」の中で胡適は膨大な事例を列挙して国民の人権がどれほど保障されていないかを批判し、法治の重要性を強調した。たとえば、個人の財産が理由もなく政府に没収される事件が各地で起きたこと、「反革命」、「反動分子」の罪で捕縛された人が弁解の自由と人身の自由を剥奪されたこと、ある大学の学長が蒋介石に口応えしたことで拘置されたこと、政府の独裁を批判した論説を政府の機関紙に投稿した際に、差し押さえられた自分の体験などである⁴⁹⁾。

さらに胡適は人権保障の基礎は法治だとして、訓政期において憲法を制定できないのであれば、少なくとも約法（正式な憲法が作られる前の法令）を作るべきだと主張した。なぜなら、約法があれば政府の権限を規制することができると同時に、国民の身体、自由及び財産を保障することもでき、誰であろうとも国民の権利を侵害す

れば訴えることができるからである⁵⁰⁾。

同年6月に発表した「我々はいつ憲法を持つことができるか——『建国大綱』への疑問」（「我々什麼時候才可有憲法——對於建国大綱の疑問」）で、胡適は、まず孫文の訓政実施の必要性を批判する。孫文によれば、「我が民衆が長い間専制政權に支配され奴隷の身に慣れてしまったため、訓政期を経験しなければ古い思想を排除して中華民國の国民の権利を享受することができないに違いない」⁵¹⁾、また「訓政期において民衆が国民意識の教育を受ければ、憲法が形として存在しなくても国民の権利と幸福が保障される」⁵²⁾。これに対して胡適は、民主政治自体が教育そのものだと主張して孫文の考えを完全に否定した。胡適から見れば、民衆を直接政治に参加させ実践の中で民主政治と選挙政治の方法を身につけさせることが最もよい教育方法である。専門的な問題には専門的な知識が必要だろうが、政治参加は専門的な問題ではない、実践を通じて経験を積むという実験主義的教育方法が最も良い⁵³⁾。つまり、訓政という過渡期を設けずとも、民衆が実践の中で自然に民主政治を覚えられると胡適は考えているのである。

さらに胡適は、民主主義の国では如何にして民衆を積極的に参政させるのかを常に問題視しているのに対し、訓政の下では知識不足を理由に民衆を参政させないことが大きな間違いであり、「憲法のない訓政は専制にすぎず、民衆を民主政治の道に導くことができない」と激しく批判した⁵⁴⁾。

こうして、胡適は「実践」をもって民衆の参政を呼びかけ、訓政の独裁性を批判した。胡適が理想としていた政府は自由と人権を保障する近代的立憲民主政府であった。胡適が軍閥政權に対しても国民党政權に対してもそれを求め続けたところに、その政治主張の一貫性が伺える。

同月、胡適はまた「知難行亦不易——孫中山先生的『知難行易説』述評」（「知るは難し、行うも難し——孫中山先生の『知るは難し、行うは易しく』を論じる」）を発表して孫文批判を続けた。これは孫文の論文「知難行易」に対する反論であった。孫文は中国古代の「知易行難」という名文にちなんで、「知るは難しく、行うは易し」を唱えた。孫文によれば「知」は「先知先覚」（先覚者）のことであり知識である。「行」は行動であり実践である。孫文の「知難行易」は、国民が三民主義の理念を「知」として従って行動せよという説であった。

50) 同上、529頁。

51) 同上、535-536頁。

52) 同上、534頁。

53) 同上、536頁。

54) 同上、537頁。

48) 『胡適文集 5』「人権論集 序」523頁。

49) 同上、526-527頁。

胡適は孫文の「知難行易」説が根本的に間違っていると指摘した。なぜなら、「知識は実践から得られるものであり、実践をしてはじめて知識を得、また得た知識を実践してさらに新たな知識を得る」という過程の繰り返しであり、「知」と「行」は常に一体で不可分だからである⁵⁵⁾。胡適はまた実験主義の実践と真理との関係を持ち出し孫文の説に反論した。実験主義は、絶対的真理の存在を否定すると同時に、真理は実践によって検証されまた実践の中で相対的な真理が発見されると主張する。

さらに、「知」と「行」を分けることは、青年たちに行動だけを重視して学問を軽視させるという悪い影響を与えてしまう。また、政府が「知難行易」の看板の下で、先覚者としての孫文が定めた三民主義や建国大綱への民衆の絶対的服従を求めることで、言論の自由が抑圧され世論というものが消えてしまうことを胡適は懸念する⁵⁶⁾。「孫文の学説の本質は、孫文の学説だけ信奉して、それに反論しないことだ」と強く批判した⁵⁷⁾。

胡適らの一連の批判に対して、国民政府は激怒した。この論文が発表されると、『新月』6号が差し押さえられた。8月に国民党上海党部は「総理を侮辱し、主義を貶めた」罪で胡適を懲罰するよう要求し、胡適への警告文を発表した。

これに対して胡適は9月にさらに「新文化運動と国民党」を発表して、孫文の学説の下で言論の自由を抹殺した国民党が民心を失い、時代の指導者、中国新文化の建設者ではなく反動的集団となったと批判した⁵⁸⁾。羅隆基も「言論自由の圧迫者に告げる」（「告圧迫言論自由者」）と題する論文を発表して胡適に同調した⁵⁹⁾。11月20日、国民政府は「党義に反する胡適の近著を評する」（「評胡適反党義近著」）⁶⁰⁾を出版し、各地の国民党支部から胡適を懲罰すべしとの声があがった⁶¹⁾。

この論争について、アメリカの『タイムズ』は、最も著名な中国の思想家・知識人のリーダーである胡適が、国民党の創立者の思想を批判し、また中国を統一した蒋介石総統が人権に関する憲法を作る約束を破ったことを批判したため、報復を受けたと報道した⁶²⁾。『ニューヨークタイムズ』は、「真実を語る人が弾圧された」と題する社説を発表して、胡適が中国の学界で最も開明的で最も影響力を持った人物であり、また勇敢で常に真実を

語る人間であるため、独裁政権の迫害を受けたと報道した⁶³⁾。

国民政府は胡適の国際社会における影響力を無視して胡適を処罰することができなかった。しかし政府を批判し続けた胡適を放任することもできなかった。そこで国民政府は民主的な一面を示そうとして、時に政治改革について胡適に意見を求めるようになった。在官の友人らが胡適と国民党の間で仲介役を担った。たとえば、1929年6月と7月の間、コロンビア大学時代の同級生だった宋子文が数回にわたり胡適を訪問して政治改革の具体策を聞いた⁶⁴⁾。また、1929年6月に国民政府が発表した「治安行使之規律案」には、人民の生命、財産と身体の自由が法律によって保障され合法の手続きがなければこれらを剥奪してはいけないとの内容があった⁶⁵⁾。これは胡適ら自由主義者が求めた人権と一致したものであった。激しい政府批判にもかかわらず、胡適の逮捕にまで至らなかったのは、蔡元培、王寵惠、宋子文、汪兆銘ら国民政府の要職に就いた友人らの斡旋に負うところが大きかった。1930年5月、胡適は中国公学校長の職を辞任し、1931年の春に北京大学文学院院长に就任した。上海を離れた胡適と蒋介石国民政府との緊張関係は一旦緩和された。

3.2 「我々は何の道を歩むべきか」——「五大敵論」

一方、中国公学校長の職を辞任する前の1930年4月、胡適は「我々は何の道を歩むべきか」（「我們走那条路」）と題する論文を発表して独自の視点から中国の社会問題に対する根本的分析を行った。目的は依然として国民党政権の政治改革を促進することであった。

この論説の中で、胡適はまず中国社会に存在している問題は、①どのような社会を目指すかを考えないこと、②どのような道を歩むどのような目的地にたどり着くべきかを考えないことにありと指摘した⁶⁶⁾。次に、この考えない現象を解消するために、経験や知識を生かし中国の現状を客観的に分析して目標を定めなければならないとして、さらに、何を廃除すべきかという消極的目標と、何を建立すべきかという積極的目標を同時に定めなければならないと主張した⁶⁷⁾。

では、中国では何を廃除すべきなのか。それは、第1に貧窮、第2に疾病、第3に愚昧、第4に貪汚、第5に擾乱（無秩序）である。この五大敵には帝国主義も含まれていなければ、封建主義も含まれていない。その理由

55) 同上、597頁。

56) 同上、598頁。

57) 同上、596頁。

58) 同上、588頁。

59) 同上、565頁。

60) 光明書局出版社、1929年11月。

61) 前掲『胡適日記全編 5』500頁。

62) 同上、544-545頁。

63) 同上、553-554頁。

64) 同上、447頁。

65) 同上、437-438頁。

66) 前掲『胡適文集 5』「我們走那条路」352頁。

67) 同上、353頁。

を胡適は次のように説明した。

五大敵には、資本主義を含まない。我々にはまだ資本主義を語る資格がないからである。ブルジョア階級も含まない。我々にはせいぜい小金持ちが何人かいるだけだから、どこにブルジョア階級がいるというのか？封建勢力も含まない。封建制度は二千年前にとくに崩壊したからである。帝国主義も含まない。帝国主義はこれら五つの大敵のない国を侵害しないからである。帝国主義はなぜアメリカと日本を侵害しないか？なぜ我々の国ばかり標的にするのか？これはひとえに我々がこの五大悪魔の破壊を受けて、遂に抵抗の能力を失ったためではないか？したがって、帝国主義に反対する前にまずこの五大敵を取り除かなければならない⁶⁸⁾。

では、どのような国を作るべきなのか。胡適は最終目標の新国家像を「治安が良く、繁栄があまねく行きわたり、文明的で近代的な統一国家なのだ」として、次のように説明した⁶⁹⁾。

「治安が良く」とは健全な法律、平和な社会環境と廉潔な政治のことである。「繁栄があまねく行きわたり」とは、安定した生活、発達した工商業、便利で安全な交通、良好な福祉のことである。そして、「文明的で近代的な」とは、普及した義務教育、健全な教育制度、近代的司法制度、経済制度のことである。このような国になれば、国際社会においても独立で自由で平等な地位を保つことができる⁷⁰⁾。

それでは、問題の所在と到達目標を定めた後、どのような方法をもって、どの道を進み、目標を達成すべきだろうか。これに対して胡適は「革命の道を取るのか、自然進化の道を取るのか、それともこれ以外に第三の道があるのか、これは我々の根本的態度と方法の問題である」と目的達成の方法の重要性を強調する⁷¹⁾。

続いて、胡適は中国の歩むべき道は革命の道であると肯定した。その見解によれば、歴史の発展において自発的進化と革命的進化という二つの方法があるが、自発的進化は非常に緩慢であるのに対して、革命は人為的要素を加えて自発的進化を加速させることで社会の進歩をもたらす方法である。また自発的進化は時代遅れのものを残留させてしまうきらいがあるが、革命は歴史を進歩

させると同時に、時代遅れのものを徹底的に廃除するため、肯定すべき方法である⁷²⁾。

胡適はさらに言う。革命には平和的手段と暴力的手段がある。宣伝や組織活動などを通じて少数者の主張が認められ、立法や選挙などで旧制度を新制度に代えるのが平和的手段であり、武力闘争をもって旧政権を倒して新政権を作るのが暴力的手段である。暴力的手段は、政治制度が不完備な国で起こりやすく、一旦始めると混乱した局面を抑制できる政治勢力がないため、結局、国家建設を行うどころか国家を破壊してしまう、と暴力革命の弊害を指摘した⁷³⁾。

胡適は今の中国がまさにこのような状況に置かれているのだと指摘した。暴力革命は本来、革命の方法の一つに過ぎないが、中国では唯一の方法と見なされ、「革命」が双方の軍備競争となってしまったうえに、革命に反対する人は「反革命」だと非難される。また革命が「未だ成功ならず」とされて永遠に続けられている。その結果、改革はすべて棚上げになってしまった。これでは人為的に改革を促進するという革命本来の意味を失ってしまう、と暴力革命を批判した⁷⁴⁾。そして、胡適は次のように呼びかけた。

今、中国が必要としているのは、暴力的且つ専制的な革命ではなく、また、武力をもって武力を覆すような革命でもない。さらに革命の対象を捏造して革命を鼓吹するような革命でもない。この点において、私は反革命と言われても屈しない。……このような革命は我々の精力を浪費し社会秩序を破壊するだけでなく、残酷に殺しあう種を蒔いてしまう。……このような革命は真の敵を逃がし本来の目標から遠ざかって誤った道に行ってしまうだけだ⁷⁵⁾。

では、五大敵をどのような方法をもって排除すべきなのか。胡適は平和的革命を選択する。

問題を見分けて全国の知恵を集め、近代科学の知識と方法をもって、自覚的な改革を一步一步実施し、改革の成果を一つ一つ収める。……絶えず続けられる改革が成功する日は、我々の目標が達成される日である。……この根本的態度と方法は、自然任せの進化ではなく盲目的な暴力革命でもない。さらにスローガンだけを叫ぶ革命でもない。これは自覚的努力による漸進的の革命である。……平和的の革命は漸進的で非常に難し

68) 同上、353頁。

69) 同上、356頁。

70) 同上、356頁。

71) 同上、356-357頁

72) 同上、358頁。

73) 同上、358頁。

74) 同上、358頁。

75) 同上、360-361頁。

い。しかしこれよりもっと簡単な方法があるとは思わない。この方法は非常に遅い。しかしこれよりもっと速い方法があるとは思わない⁷⁶⁾。

胡適が望んでいたのは社会改良により近代的民主国家を実現することであった。胡適の改革主張には所々実験主義に基づいた漸進的改良主義の面影がうかがえる。彼は一時的にソ連の革命に好印象を持ったが、暴力革命は根本的に中国の国情に合わないと考えていた。帝国主義や封建主義が中国の社会問題の原因ではないと否定したことは、反帝国主義、反封建主義を革命のスローガンとする共産党の主張を否定したのと同然であった。また中国では封建制がすでに秦の始皇帝の時代に消滅したとの認識もマルクス主義の歴史観とは異なったものであった。

1931年9月18日に勃発した満州事変によって、胡適と蒋介石政権との関係はさらに緩和した。それは、民族の危機に際して、政府の下で一致団結して外敵に抵抗することを最優先すべきとの考えに基づいたものであった⁷⁷⁾。1932年11月28日に蒋介石の要請で二人は初めて対面した。12月2日にも再び会い蒋介石は教育の改革について胡適の意見を尋ね、敬意を示した⁷⁸⁾。民族危機に直面する際、胡適は対立を放棄して政府に協力する姿勢を示したのである。緊張関係が解消されたことを受けて、国民政府は再び胡適に要職を与えようとしたが、胡適は、「私が求めたのは言論の自由だけである。言論の自由があれば、国家のため民衆のために考えることができる。私が政治に対する関心はこれだけである。政界に入る気が全くない」として辞退した⁷⁹⁾。

その一貫とした自由主義者の姿は1929年7月2日の日記ではっきり表れた。「我々の態度は『修正』の態度である。誰が政権の座についていようとも、我々はただ「補偏救弊」（偏ったものを補い、弊害から救う）をしたいだけである。一分直せば一分得る。一弊を救えば一利を得る」のである⁸⁰⁾。胡適にとっては民主政治を実現するために政治の改良を求めることが自由主義知識人の社会的責任であった。そのため、戦後胡適は蒋介石政権に自由民主を求め続けた。最も代表的な例は雑誌『自由中国』をめぐる両者の対立であった。1949年11月に台湾で創刊した雑誌『自由中国』の発行者として、胡適は終始

台湾の自由主義者の活動を支持し蒋介石の独裁を批判していた。その批判ぶりに一時期蒋介石政権に「共産党の共犯者」と非難されたこともあった⁸¹⁾。

もちろん、胡適は暴力革命に反対し常に漸進的改良主義を主張していたため、国民党政権を倒そうとは思っていなかった。知識人の社会責任感により「諫言」という形で、現政権の政治的改良に影響を与え続けたのである。

おわりに

以上見てきたように、胡適は最初、中国の問題解決は思想啓蒙を最優先すべきと考えその実践に専念していたが、言論の自由がない独裁政権の下では不可能と認識し、政治批判の場に登場した。まず「問題と主義」の大論争で、胡適は、主義をめぐる空論に反対して、具体的な社会問題を具体的な方策をもって解決するという実験主義の方法を提唱し、共産主義者と対立した。胡適から見れば、暴力革命という手段は中国の問題解決には適用できず、漸進的社会改良主義の下で、社会問題を一つ一つ解決して社会の進歩を達成し、最終的に自由主義社会と民主政治を実現することこそ最も良い方法であった。

胡適ら自由主義者は、「好政府主義」の政治主張のもと、憲法の制定、人権の保障、情報の公開、計画性のある政治の構築などを呼びかけると同時に、当時の軍閥政権に対して、対立する南北軍閥間の会談の実現、国会回復、軍事費用の削減、民衆の選挙権の付与などを働きかけた。民主政治に基づくこれらの主張は、当時の軍閥政権の下ではどれも実現不可能であり、自由主義者の理想にすぎなかったが、自由主義知識人の社会的責任意識を示すものであった。

一方、胡適は、共産主義を受け入れることはなかったが、共産党の野党としての地位を認めるべきとの認識を持っていた。同時に暴力革命を放棄し選挙という手段を通して政権を取るべきだと共産党に勧告していた。それは自由主義者の態度にほかならなかった。胡適はソ連の国家建設を一つの大実験の成功として称賛したが、あくまでも一時的な好感であり、胡適の実験主義者の一面を示した出来事に過ぎなかった。胡適と共産党の対立は毛沢東との関係に最もよく表れた。毛沢東は青年期から胡適を師として仰ぎ、多くの面でその影響を受けていた。その態度が国共内戦後も変わらなかったことは、毛沢東の指示のもと共産党が胡適への大陸引き留め工作を戦後まで続けたことからうかがえる。結局共産主義に共鳴

76) 同上、361-363頁。

77) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿 3』1023頁。

78) 前掲『胡適日記全編 6』178頁、182頁。

79) 前掲『胡適之先生年譜長編初稿 3』1011頁、1931年12月19日に李石曾宛の手紙を参照。

80) 『胡適日記全編 5』448頁、1929年7月2日の日記を参照。

81) 前掲『胡適 評説八十年』199頁。

できない胡適は国共内戦で勝利した共産党の協力要請を拒否して中国大陸を後にし渡米した。

他方、胡適と国民党との関係は決して中国で思われていたような親密な関係でもなかった。胡適は、北伐に勝利し中国統一を果たした国民党政権に対して最初政治改革を期待していた。1920年代後半になると、蒋介石政権の訓政が独裁政治だとして批判し始めた。特に孫文の治国理念への一連の批判をもって蒋介石政権と激しく対立した。

「我々はどの道を歩むべきか」という論説をもって、中国の問題を分析し、その原因の所在を大胆に提示した。そこには蒋介石政権の政治改革を促すと同時に、「反帝国、反封建」を革命のスローガンとした共産党への批判も込められていた。それは、中国の問題の原因は帝国主義や封建主義にあらず、貧窮、疾病、愚昧、貪汚、擾乱（無秩序）という五大敵にあるという主張であった。そして一步一步の改革により文明的近代国家を実現することが中国の歩むべき道だと、漸進的改良主義を主張した。

満州事変以後、胡適は国民党政権に協力的な態度を示すようになった。民族の危機に際して政府の下で一致団結して外敵に抵抗すべきと考えたからであった。そのため、彼は日中戦争中、従来独立発言者の立場を放棄して国民政府の駐米大使任命を受け、中国政府の抗日戦への支援を求めて対米外交を展開した。さらに戦後アメリカで9年間暮らした後、台湾の中央研究院の院長に就任した。

実際、胡適は蒋介石政権に憲法制定や民主政治の実施を常に求め続けていた。特に戦後、台湾の自由主義運動を支持して蒋介石政権と再び対立した。胡適は正真正銘の実験主義者と自由主義者として、中国の理想と考えた民主政治のみを支持していたからである。民主政治を実現するために、生涯それに反する党派や政府に妥協しなかった。

胡適の政治的立場については、日中戦争中も戦後も蒋介石政権を支持していたため、国民党側に立っていたとされてきた。しかし本稿が明らかにしてきたとおり、胡適の立場は一貫して、実験主義に基づく社会改良であった。軍閥政権であれ蒋介石政権であれ、胡適は暴力革命をもって現政権を倒し新政権を作ることにより中国の問題を一挙に解決することに賛成できず、またそれは不可能だと考えていた。社会改良こそ中国の問題を解決する最良の方法だと考えていた。特に、共産主義者がスローガンとしたプロレタリアート専制政権は、胡適から見れば一つの独裁政権から別の独裁政権へと移行するに過ぎなかった。胡適が求めていたのは、漸進的社会改良による民主政治の実現であった。したがって、胡適の政治的立場は国民党側に立ったというより、どちらにも属

しない独立の自由主義知識人だったというべきであろう。

参考文献

中国語・一次史料

曹伯言編（2001）『胡適日記全編』（全8巻）安徽教育出版社

耿雲志編（1994）『胡適遺稿及秘藏書信』安徽黄山書社
胡適（1972）『中国抗戦也是要保衛一種文化方式』台湾胡適記念館出版

胡頌平（1990）『胡適之先生年譜長編初稿』（全10巻）台湾聯經出版社

姜義華編（1991）『中国哲学史』（上・下）北京中華書局

梁錫華編（1990）『胡適秘藏書信選』（上・下）台湾風雲時代出版公司

歐陽哲生編（1998）『胡適文集』（全12巻）北京大学出版社

呉福輝、錢理群編（1995）『胡適自伝』江蘇文芸出版社
万麗鵬編・潘光哲校訂（2001）『万山不許一溪流 胡適雷震來往書信選集』台湾中央研究院近代史研究所
周質平編（1995）『胡適早年文存』台湾遠流出版社

中国語・二次史料

白吉庵（1993）『胡適伝』北京人民出版社

胡頌平編（1984）『胡適之先生晚年談話録』台湾聯經出版社

胡明（1996）『胡適伝論』北京人民文学出版社

耿雲志（1985）『胡適研究論稿』四川人民出版社

耿雲志（1996）『胡適新論』湖南出版社

耿雲志（1998）『胡適論争集』北京中国社会科学出版社

耿雲志編（1999）『胡適評伝』上海古籍出版社

羅志田（1995）『再造文明之夢—胡適伝』四川人民出版社

劉紹唐（1998）『胡適与蒋介石』李又寧編『胡適与国民党』紐約天外出版社、1-23頁

李又寧編（1998）『胡適与国民党』アメリカ紐約天外出版社

劉篠紅（2000）『嘗試者—胡適』湖北教育出版社

李敖（2001）『胡適評伝』台湾中国友誼出版公司

歐陽哲生（1993）『自由主義之累—胡適思想之現代闡釋』上海人民出版社

歐陽哲生編（2000）『解析胡適』北京社会科学文献出版社

榮劍華（1997）『胡適与中国文化轉型』黑龍江教育出版社

沈寂（1994）『胡適の政論与近代中国』香港商務印書館

沈寂（2000）『胡適研究』安徽教育出版社

沈衛威（1991）『文化・心態・人格—認識胡適』河南大

学出版社

- 沈衛威 (2003) 『胡適周困』北京中国工人出版社
 譚宇權 (1997) 『胡適思想評論』台湾文津出版社
 唐德剛 (2005) 『胡適雜憶』廣西師範大學出版社
 聞繼寧 (1999) 『胡適之的哲学』上海三聯書店
 小田・季進 (1999) 『胡適伝』北京團結出版社
 余英時 (1998) 『中国近代思想史上的胡適』台湾聯經出版社
 余英時 (2004) 『重尋胡適歷程』廣西師範大學出版社
 楊沐喜 (2000) 『胡適的海外生涯』安徽人民出版社
 郁之 (2003) 「毛沢東与胡適」子通編『胡適 評説八十年』中国華僑出版社
 子通編 (2003) 『胡適 評説八十年』中国華僑出版社
 周明之 (1991) 『胡適与中国現代知識分子的選択』四川人民出版社
 周質平 (2002) 『胡適与中国現代思潮』南京大学出版社

英語史料

- Hu Shih (1941) , *Studies in Political Science and Sociology*, Philadelphia:University of Pennsylvania Press.
 Hu Shih (1963) , *The Chinese Renaissance*, New York:Paragon Book Reprint Corp.
 Jerome B. Grieder (賈祖麟) (1970) , *Hu Shih and the Chinese Renaissance: Liberalism in the Chinese Revolution, 1917-1937*, Cambridge:Harvard University Press. (張振玉訳 1992『胡適之評伝』北京南海出版社)
 周質平編 (1995) 『胡適英文文存』(全3卷) 台湾遠流出版社
 周質平編 (2001) 『胡適未刊英文遺稿』台湾聯經出版社

日本語史料

- 今井康雄 (2009) 『教育思想史』有斐閣
 エドガ・スノー (1995) 『中国の赤い星』松岡洋子訳、筑摩書房
 尾坂徳司 (1957) 『中国新文学運動史—政治と文学の交差点・胡適から魯迅へ—』法政大学出版社
 産経新聞取材班編 (1977) 『蒋介石秘録』(全13卷) 産経新聞社
 デューイ (2005) 『民主主義と教育』(上・下) 松野安男訳、岩波文庫
 野村浩一 (1990) 『近代中国の思想世界—「新青年」の群像』岩波書店
 野村浩一 (2007) 『近代中国の政治文化』岩波書店
 林毓生 (1989) 『中国の思想的危機—陳独秀・胡適・魯迅』丸山松幸・陳正醒訳、研文出版社
 山口栄 (2000) 『胡適思想研究』言叢社

野沢豊他 (1990) 『中国現代史』山川出版社

吉川幸次郎訳 (1946) 『胡適自伝』胡適著、養徳社

[シンポジウム]

『戦争と性暴力の比較史へ向けて』 刊行記念シンポジウムの特集によせて

蘭 信三

本特集は、2018年5月13日に上智大学にて開催された『戦争と性暴力の比較史に向けて』刊行記念シンポジウムの記録である。

本書（上野千鶴子・蘭信三・平井和子編『戦争と性暴力の比較史に向けて』岩波書店、2018年1月）は、ひろく「戦争と性暴力」の比較史を目指すものであるが、もとより日本軍「慰安婦」問題がその出発点にある。というのも、1991年8月14日、元日本軍「慰安婦」であった金学順がカミングアウトし、「戦争と性暴力」に関するパラダイムが転換され、元日本軍「慰安婦」が社会問題化された。そしてそれが世界へとインパクトを与え、アジア発の「戦争と性暴力」研究が世界各地に拡がり、各国の戦時性暴力の実態研究が進んだからだ（上野）。そのことが「戦争と性暴力」の比較研究を可能とし、本書はその新たな可能性へと挑んだものである。

本シンポジウムの参加者は200名余と大盛況であった。参加者はアカデミックな関心を越えて日本軍「慰安婦」問題に関心を持つ幅広い市民層の参加をえて、年齢・ジェンダーともにバランスのとれた会となった。というのも、日韓における日本軍「慰安婦」問題は大きな課題であるからだ。この課題をめぐっては、日韓両政府だけでなく、両国のマスメディア・市民運動・学会においても関心を深めており、近年の両国の激しいナショナリズムをも生み出している。日本内部においても、左右両派の認識の衝突だけでなく、左派のなかでも認識の微妙な違いがあり、それが難しい対立をもたらすという状況にある。このような状況をなんとか打破したいという問題意識がひろく共有され、本シンポジウムに多くの研究者・市民を惹きつけたと思われる。

本シンポジウムは、第1部は5名の登壇者からなるコメント、第2部は執筆者からのリプライ、第3部は総合討論からなるものであった。その主な論点は、「戦争と性暴力」研究の比較の可能性、戦時性暴力における当事者間の連続性、女性のエイジェンシー、性暴力被害の語り（オーラルヒストリー）の構築のされ方であった。なかでも、女性のエイジェンシーをめぐる岡野八代さんと上野千鶴子さんのやりとりは今でも強い印

象として残っている。個別な論点では、韓国における「慰安婦」証言聞き取り作業の歴史や、日本人慰安婦の不可視性、慰安所をめぐる日本人兵士の語り、戦後占領軍兵士と日本人女性の関係性、引揚時の性暴力、ナチ・ドイツの性暴力などが注目された。

ここで登壇者を簡単に紹介すると、主催者側を代表して開会の挨拶をした上野千鶴子（東京大学名誉教授）さんは日本における社会学・ジェンダー研究のパイオニアで、『ナショナリズムとジェンダー』（青土社、1998年）などがある。また、第一コメンテータの川喜田敦子（中央大学教授）さんはドイツ現代史専攻で、『ドイツの歴史教育』（白水社、2005年）、『東欧からのドイツ人の「追放」』（白水社、2019年）などがある。ついで、第二コメンテータの中村理香（成城大学教授）さんは、アジア系アメリカ文学・文化／ジェンダー論／ポストコロニアリズム理論を専攻し、『アジア系アメリカと戦争記憶—原爆・「慰安婦」・強制収容』（青弓社、2017年）などがある。第三コメンテータの桜井厚（日本ライフストーリー研究所代表理事）さんは、社会学を代表するライフヒストリー／ライフストーリー研究者であり、『インタビューの社会学』（せりか書房、2002年）、『境界文化のライフストーリー』（せりか書房、2005年）などがある。第四コメンテータの岡野八代（同志社大学教授）さんは政治思想史／フェミニズム理論専攻で、『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ』（みすず書房、2012年）などがある。第五コメンテータの岩崎稔（東京外国語大学教授）さんは哲学/政治思想を専攻し、『〈慰安婦〉問題が照らす日本の戦後』『岩波講座アジア太平洋戦争 記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』（岩波書店、2015年、長志珠絵との共著）などがある。最後に、閉会の挨拶をした平井和子（一橋大学非常勤講師）さんは日本史専攻で、『日本占領とジェンダー—米軍・売買春と日本女性たち』（有志舎、2014年）などがある。

なお、本シンポジウムの司会進行は、蘭信三と佐藤文香（一橋大学教授）が行った。シンポジウムの進行に協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げたい。

最後に、本シンポジウムはすでに1年半以上も前に開催されたものであるが、このシンポジウムの記録を読みたいという問い合わせが多かった。そこで、主催者のひとりである蘭の所属する本国際関係論専攻の雑誌である『コスモポリス』編集委員会に相談し、本誌に相応しい特集ということで掲載が可能になった。同編集委員会に厚く御礼申し上げたい。

『戦争と性暴力の比較史に向けて』刊行記念シンポジウム

シンポジウムの挨拶

蘭 それでは『戦争と性暴力の比較史に向けて』刊行記念シンポジウムを始めさせていただきます。第1部はコメント、第2部はリプライ、第3部は総合討論というかたちで進行していきます。ではまず、コメンテーターの先生方をご紹介します。川喜田敦子先生、中村理香先生、桜井厚先生、岡野八代先生、岩崎稔先生の5名の方々です。

この本を出すにあたっては、大変苦勞しましたが、本日、このシンポジウムにこぎ着けられたことはとてもうれしく思います。この本に至るまで様々なことがありました。2015年末に慰安婦問題の日韓合意がありました。その後2016年3月12日、上野千鶴子さんを中心に立命館大学で「戦争と性暴力の比較史に向けて」という本書のタイトルと同じシンポジウムが開かれ、同年3月28日には、外村大さんを中心に東大駒場キャンパスで朴裕河さんの『帝国の慰安婦』をめぐるシンポジウムが開かれました。それは怒号が飛び交うような激しい会となりました。その後、同年9月4日、一橋大学にて日本オーラル・ヒストリー学会によって「戦時性暴力とオーラルヒストリー」のシンポジウムが開かれました。それらすべてを踏まえて、この本は刊行されました。最初に、この本の狙いを、編者代表の上野千鶴子から紹介させていただきます。

上野 ようこそお越しくださいました。今日の日を迎えるために私たちは2年以上に渡る準備をしてまいりました。感無量でございます。最初に編者である3人、司会の蘭さんは編者の一人、私、もう一人は平井和子さんをご紹介します。それから本日、みなさん方をお迎えるホストの側におります執筆者全員、どうぞお立ちください。本書の執筆です。私たちは、この2年間の間に何度も原稿の検討会をやり、メーリングリストで濃密なディスカッションをし、互いに影響関係にある論文をつくってきました。したがって単なる寄せ集めではなく、緊密に相互に響きあった共同研究になっていると評価をいただいています。

戦争と性暴力の研究はアジア発です。1991年の「慰安婦」訴訟から、私たち、ここにいる者のすべては大なり小なりインパクトを受けた者たちです。さらに今日、欧米にも戦争と性暴力研究が広がりました。直接のきっかけはレギーナ・ミュ

ールホイザーというドイツの研究者が『戦場の性』で、ドイツ軍兵士の性暴力研究を書いたもの、もうひとつ、メアリー・ルイーザ・ロバーツがフランス上陸後の米軍兵士の性経験を書いた『兵士とセックス』という二つの本が刺激になりました。本書の執筆には、この二つの本の翻訳者が入っています。この二つの本にもともと刺激を与えたのは、東アジア発の性暴力研究でした。互いに刺激を与えあいながら、欧米にもようやく戦争と性暴力研究が広がっていったという効果があったことを、私たちは確認することができます。

歴史や社会は実験室的な状況を許しません。そういう社会科学においては、「比較」こそが最も重要な方法となります。共通性のみならず、固有性もまた、「比較」によって初めて明らかにすることができます。「比較史」は性暴力を戦争の名のもとにおいて「どこでもあるもの」と普遍化して免罪するものではありません。まえがきも3人の編者が互いに検討して合意のもとに出されていますが、私たち共同執筆者は大きく3つの挑戦をしました。一つは「戦争研究への挑戦」。一つは「歴史学への挑戦」。もう一つは「ジェンダー規範への挑戦」です。この本は社会学と歴史学間のコラボです。社会学と歴史学って相性がよくないんですが、そのつなぎの位置にオーラルヒストリーが入りました。オーラルヒストリーとは、もともと文字資料を残さない女たちの歴史実践でした。女性史がオーラルヒストリーに果たした役割は非常に大きいものでした。そのような女性史の蓄積に対して、文書資料中心の実証主義歴史学というのは、女性史の貢献を否定するものと、私には見えました。記録に残らない、しかも語ることもできないという女性たちの経験の中に、「性暴力」がありました。わけても「語られない過去」「語りえない記憶」に踏み込んだのが歴史学における性暴力研究でした。女性史が、ようやくそこまで踏み込んだといえます。これが戦争研究への挑戦だというのは、「戦争には性暴力がつきものだ（だからしかたがない）」という普遍化に抗して、「性暴力は、とるにたりない被害ではなく、戦争につきものの、戦争遂行に動員される戦略の一つですらある」ということを明示したこ

とです。これまでの戦争研究では、殺された者、死んだ兵士たちに比べれば、女性の性暴力被害は、とるにたりない被害だと思われてきました。女性の被害者は犠牲のピラミッドの中で「二流の犠牲者」だと考えられてきたことにこそ、家父長制のアキレス腱があると思います。性暴力が家父長制のアキレス腱であるからこそ、1990年代以降、日本の歴史修正主義者が、あれほど「慰安婦」問題に反発するのも、そのためでしょう。

二つ目の「歴史学への挑戦」。オーラルヒストリーとは、記録ではなく、記憶です。なぜそれが問題なのか。すでにさまざまな戦争体験をした人たちが、最晩年を迎える時代を迎えています。私たちが生きているのは、証言を直接聴く最後の時代、証言者がこれから失われつつある時代、記憶と証言の時代です。体験者の証言を受け取った者、あるいは立ち聞きした者として、それを伝えていくために、次に何ができるか。「記憶」と「証言」の継承をどう考えるか。「記憶」と「証言」が事実や記録とどのように違うか。どう区別しなければならぬのか。そして証言と記憶を通じて、最終的には事実とは何かを問い直さなければならぬ時代に入りました。より複雑な問題に、私たちは踏み込まなければならなくなったのです。

三つ目は「ジェンダー的な性規範への挑戦」。これまで家父長制の性の二重基準は「娼婦」と「家婦」、妻や母を分けてきました。家父長制は性暴力の犠牲者を「誘惑者」に仕立て上げ、「加害者の罪」を「被害者の恥」に転化し、女性を「貞女」と「娼婦」に分断し、被害者を沈黙させて加害者をなかつたことにしてきました。今申し上げたことは全く過去のことではなく、今日、起きていることそのものです。何も変わりません。「平時」すなわち日常の性暴力は、そのまま「戦時」すなわち非常時の性暴力にも通底していることがわかります。今日、この時期に#MeToo運動のうねりが起きているそのさなかに、このシンポジウムが開催できたことを感慨深く感じております。このうねりを起こしたのは最初に勇気をもってカミングアウトした1991年の金学順さん、そして2017年には、その孫世代の年代にあたる伊藤詩織

さんのような性暴力サバイバーたちが、このうねりを起こす源にあったと改めて思います。

この本を読んでいただければわかりますが、本書はいくつかの新しい概念を提示して、方法論的な挑戦をしております。一つは歴史学における「記憶」と「証言」の問題です。ここでは「語り」という概念が一つのキーワードになっています。二つ目は「エイジェンシー」という概念です。これは構造でも主体でもない、どちらにも還元されない人間の行動をどう解釈するか、その多様性を解釈するための装置です。3つ目は「性暴力連続体」という概念です。女性を性の二重基準で分断するものに抗するために、強制と自発性の間にある連続性をきちんと見ていこう、そのことによって歴史のエイジェンシーを尊重しながら、構造の強制力を決して免責しない、理論的な方法を打ち立てようという、方法論的な挑戦を行なっています。これらの概念を、この本に執筆した多くの論文は共有しています。その点で、互いに響きあう効果が生まれました。

私たちの試みは「比較史」への一歩です。比較史というからには、やがてはちゃんと国際会議にも結びつくような展開を願っていますが、まだまだ粗削りで試行的なものです。お読みになれば、ご批判も、ご示唆もあろうかと思えます。今日はすばらしいコメンテーターの方たちにお越しいただきました。このシンポジウムが単なる批判だけではなく、この比較史への流れを、これから先、一歩も二歩も進めていくための建設的なステップになればうれしくと心から期待しております。本書に12人のこれだけの執筆者、「仲間たち」と呼んでよい研究者たちを揃えることができたこと、これだけの力のある論考を集めることができたこと、そしてこれだけのみなさん方が、この場に来てくださったこと、それを心から感謝して開会の挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

蘭 上野先生、ありがとうございました。それでは第1部、コメントに入ります。まず川喜田敦子先生、よろしく願います。

第1部 コメント『戦争と性暴力の比較史にむけて』をどう読むか

1. 川喜田敦子さんコメント

川喜田 川喜田（中央大学）です、専門はドイツ現

代史です。これまで歴史学の実証研究としては第二次世界大戦後のドイツの戦後処理に付随する問題を扱ってきました。ドイツ地域研究の立場から

はナチの過去をめぐる記憶の継承についても発言してまいりました。

本書については、日本という立場から、慰安婦の問題を避けがたく意識しつつ戦争と性暴力について考えようと試みたものであり、この問題にアプローチするためには、歴史学だけでも社会学だけでも足りないのであって、二つの分野がどれだけうまく協力し、補いあうことができるかに、説得的な議論が展開できるかどうかの成否がかかってくるという印象を強くもちました。今日の私のコメンテーターとしての役割は、そういう協力関係の構築が必要だという認識に立った上での歴史学からの発話なのだと思っております。ただ、それが私に務まるかどうかは大問題ですが、前座ということでご勘弁願えればと思います。

私に期待されているらしきお題の一つは「比較と相対化」について何か申し述べよということのようですが、これを考える上で、本書で扱われている史実の「現代史性」というところから話を始めたいと思います。この論集では歴史学は厳しく挑戦を受けています。タイトルにも「比較史」と銘打たれているように、本書には「歴史」や「歴史学」という言葉が随所に出てくるわけですが、本書で扱われている内容が歴史は歴史でも「現代史」だ、ということにじつは大きな特色があると考えています。

現代史とは何か。現代史は歴史学と社会学のコラボレーションにおいてどういう意味をもつか。ドイツの歴史学では「近過去」は研究の対象として自明のものではありませんでした。第二次世界大戦後、『季刊・現代史』という学術雑誌が創刊された時、編集に中核的に携わったドイツ史家Hans Rothfelsが創刊号の冒頭に「課題としての現代史」という小論を寄せていますが、そのなかに、ドイツで今日も言及される現代史の定義があります。それは、“Epoche der Mitlebenden”、すなわち、社会のなかに今生きている人たちが生きてきた時代を対象とする、というものです。この定義から引き出されるのは何か。今度はHans Günther Hockertsという今日のドイツの現代史家の議論をご紹介しますこととなりますが、現代史研究が対象とする時期の「歴史」に対するアプローチには3つある。一つは「当事者個人の体験」という側面。2つ目は「歴史文化」、すなわち、社会が過去をどう表象し、記憶を継承するかという側面。3つ目は「歴史学研究が歴史をどう記述するか」という側面。この3種のアプローチが生じるとHockertsは論じています。現代史研究の対象

とする時代が、このように複数のアプローチを受けられる可能性があるということ。ここに、今回の論集に表れているように、歴史学と社会学が相互に補いあう可能性が生じるのだと思います。

他方で、気をつけなければいけないことがあるとすれば、歴史的な事象とその記述の形態について分析的に考える場合には、この3つのアプローチのそれぞれは、少なくとも一旦は峻別される必要があるということです。1番目と3番目—当事者個人の体験と歴史記述の関係—については、オーラルヒストリーの方法をめぐる考察がこの後のコメントで出てくるはずですので、そちらに全面的にお任せすることとして、2番目と3番目—歴史文化と歴史記述の関係—を「比較」と「相対化」という問題を意識しながら考えようとする時、ドイツ史関係者としてすぐに思い出すのは1980年代半ばのドイツの「歴史家論争」です。これについては岩崎先生からもお話がありそうなので、その前座として歴史家の見方をお聴きいただければと思います。

この「歴史家論争」というのは、ドイツ史関係者以外にもある程度知られているようですが、そもそもはナチズムの暴力とスターリニズムの暴力を比較するという問題設定から出発しており、冷戦という当時の政治情勢なくして理解することはできないものとしてあります。この論争に話題性を与えたのは、「ナチ体制下のユダヤ人虐殺を世界史上の他の虐殺と比較することは許されるか、それは相対化ではないのか？」という問いでした。Hockertsの3つのアプローチという議論と照らし合わせて考えるならば、今、申し上げた問いというのは、歴史文化のなかでのナチズムとホロコーストをめぐる言説形成において求められる道義的規範をめぐる問いであって、それが歴史学の記述における「比較」という手法の妥当性と混同して論じられたという点で、学術的には「得るところがない論争だった」とドイツの歴史家には評価されていますし、これに対する歴史家の回答として、「歴史に禁じられた問いはない」というAndreas Hillgruberの言葉には、やはり耳を傾けるべきものがあつたと思います。

ここで改めて我々のおかれた状況について考えるならば、今日の日本の国内外の政治状況と言論状況のなかで、戦時性暴力の「比較」が「慰安婦」に対する性暴力を「相対化」することにつながるのではないかという恐れは、「歴史家論争」の時に示された懸念と似ていると思います。これに対して、ドイツの歴史家論争を思い返して、歴

史文化と学問としての歴史記述が混同されていると指摘するのはたやすいことです。ただ、当事者にとっては経験された過去である特定の史実が、歴史文化のなかに位置づけられることで政治的・社会的コンセンサスの基盤となり、集団的アイデンティティや国民感情の源泉になり、同時に歴史学研究の対象にもなる一すなわち過去への3種のアプローチが常に混在する現代史のテーマであるからこそ、相互のアプローチの間の齟齬や葛藤が殊更に強く発現するのだということは一つ押さえておかなければならないことだと思います。

その上でもう一つ注意すべきは日本とドイツのズレだと思います。現代史を、「今生きている人たちが生きてきた時代」を扱うものだと定義するならば、本書で扱われている1930~40年代にかけての時期は、当時を知る人々の多くが退場しようとしている今、緩やかに現代史の範疇から外れていこうとしています。この状況は日本もドイツもちろん同じです。しかし現代史は実はもう一つ、別の方法で定義されることがあります。それは、今から遡って見た時に、一つ前の大きな歴史的画期の間の時期が現代史の対象だという定義です。歴史学は現在に判断をくだすことはできない。その意味で、せめて一つは政治的画期を超えない限り、歴史学はその時代を対象とする術をもたないということ意識した定義なのだと思います。

そのように考える時、政治的に考えれば、ドイツにとって一つ前の大きな画期というのは東西ドイツの統一、さらにもう一つ前の歴史的な画期というのはナチ体制の崩壊とポスト・ナチズム国家の成立であろうかと思っています。すなわち、ドイツにとって、ナチ時代は今日もはや「現代史」ではなく「歴史」になっている。しかし日本にとってはどうかというと、この定義でいうならば、あの時代はまだ現代史であるということになる。極めて図式的ではありますが、19XX年代という意味では同じ時代、同じ戦争を扱っているように見えても、その歴史的事実がもつ「現代史性」が二つの社会で異なっていることには注意する必要がありますということです。それが、ドイツでは、今、「歴史家論争」を振り返って、「意味はなかった」と憚りなく言う、それに対して日本では、「慰安婦問題を他の戦時性暴力と比較することがもつ社会的影響とどう向き合うのか？」という問いが、今も一定の重みをもつこと、そのそれぞれの背後にあると考えてよいだろうと私は考え

ています。

もちろん、学術的には、「比較」から得られるものは多くあります。これについては名のある歴史家の論考がドイツにも日本にもいくらでもあるので、ここであまりにくだしく論じるつもりはないのですが、私自身の乏しい経験から申し上げても、何かある事象が「特殊」であるとして、そのどこがどのように特殊であるかということは他の事例との「比較」を通じてしか明らかにしえないわけですし、複数事例を比較してその違いを同定した上で原因を問えば、それぞれの事象だけでなく、その事象が生じた地域や時代の特性をも明らかにすることができる。特に「比較」を同時代比較としてする場合には、単なる「比較」を超えて、事象相互の連環や影響関係に着目することで、より広い地域を包括する歴史的な脈を解明できるということも、比較の利点として挙げられようかと思っています。また、これまで別個に検討されてきた、しかし同種の歴史的な事象があったとして、自分たちがこれまでもってきた研究史や研究関心と、あちら側がもっていたこれまでの研究史なりを引き比べた時、「そういうアプローチもあったのか」という新たな気づきがあるということが、私自身の比較研究の経験から得られた強い実感としてあります。

したがって、「歴史学」に向けられた問いとして「比較は可能か？」と聞かれれば、私は「歴史に禁じられた問いはない」と答えると思います。ただ、自分自身の記述する歴史が歴史文化のなかでどういう役割を果たすかという問題と向き合わざるをえないということ、時として学問としての歴史学の要請と葛藤を起こす、その問題に常につきまといわれるのが「現代史」というものであって、その意味で、現代史をめぐるある解釈が自分の属する社会の歴史文化に特定の影響を与えたとわかっている時に、それでも「あなたは比較するか？」と問われれば、私は、「それが我々の過去と現在をより批判的に検討するための視座をもたらすのであれば比較する」と答えるのではないかと思います。

そう考えてきた時、本書で扱われているテーマについて重要だと思いますのは、それを「連続性」の中で考えるということです。その文脈で予め申し上げておかなければならないことが二つありまして、一つは、ここで意図しているものは、本書の中核概念の一つである「性暴力連続体」とは違う位相のものになっているということです。私の理解が正しければ、「性暴力連続体」が同一の

時間・空間において性暴力がとりうる複数の形態と、その各側面の間の連続的な様相を意識した概念であるすれば、私が今、ここで考えたいのは、戦時と平時の間の時間的な連続性です。二つ目として、戦時と平時という意味では、本書の関心はどちらかといえば、戦時の固有性、特殊性をあぶり出すことにあると思われまふ。それが重要であることはいうまでもないわけですが、私のコメントでは、あえて戦時と平時の連続性に重きをおいた議論をしたいと考えています。それがすなわち、歴史の流れのなかでものを考えた時に、「戦時性暴力」を現在につながる問題として位置づけることを意味するからです。

歴史的観点から見た「連続性」という問題が、今日の私の二つ目の主題になるわけですが、特に本書の第II部は、そうした戦時と平時の歴史的連続性を意識した論文が多かったように思われまふ。戦時性暴力を性にまつわる平時の規範・概念との時間的連続性のなかでとらえようとする場合、特に引揚げを扱った猪股論文、樋口論文から考えさせられたのは、戦時と平時の境目としての戦後初期の重要性でした。成田論文に、日本近代歴史学のなかで「戦争」という言葉が指す時期や認識の再確認がなされてきているというご指摘がありました。まさにその再定義によって新たに考察の対象に含まれるようになったと考えられる時期です。

第II部には、本書のなかでは唯一、ドイツの事例を取り上げられた姫岡論文があるわけですが、第II部で論じられていた日本の事例は、確かに多くの点で同時期のドイツの事例を思い起こさせるものでした。戦争末期から戦後初期は、ドイツでも、ドイツ人女性と他集団の男性との間に多くの接触が発生した時期です。その一つは赤軍が侵襲した地域での赤軍兵士と民間人女性との接触でした。赤軍が侵襲したのはドイツの東部地域になりますが、ドイツの東部地域の住民は、まずは迫りくる戦線から逃亡して、その後、連合国の取り決めにしたがってドイツに強制移住させられることになりました。これが日本の引揚げの2倍を超える規模で実施された「ドイツ版引揚げ」といべきもので、ドイツでは「追放」と呼ばれるものですが、それが性暴力と切り離せないものだったことは日本の引揚げとほぼ同じです。接触のもう一つの形態は占領軍兵士と現地ドイツ人女性との接触でした。

戦争末期から占領期にかけて、この状況下で生じたソ連兵その他の占領軍兵士の性暴力に対し

て墮胎罪の適用が特別に緩められた、黒人兵士から暴行を受けた場合は特に墮胎が認められやすかったと聞きますと、これが、姫岡論文でも言及されていた「忘れられた犠牲者」の一角を形成するナチ時代の強制断種、引いては安楽死とつながるような「望まれない命の選別」の問題でもあることが、どうしても意識されてきます。ここに日本の引揚げ女性の「不法妊娠」と呼ばれるものをめぐって樋口論文で論じられている厚生省の「密命」—戦後の混乱期にあって日本政府がとった驚くほど迅速な対応—を重ねて見ると、個々の国民の身体、そして集団としての国民の身体の管理への強い関心という点で、戦後初期の日本とドイツに類似性があることもまた明らかになる。この問題がナチの人種主義との連続性というだけではおさまらず、もっと大きな近代国民国家における「国民である者」と「国民でありえない者」の線引きの問題として理解すべき側面をもつことがわかります。

ここでドイツ特有の問題に一つだけ言及しておきますと、訴追や補償をめぐる訴訟の論理が被害者の語りを左右するというところは蘭論文でも指摘されているところですが、西ドイツ時代に始まった「被害者補償」、これはナチ犯罪の被害者に対して支払われたものですが、これが何を意味するかといえば、受けた被害がナチ特有の犯罪の被害であったことが認められない限り、支払いは受けられないということです。これは被害者とその遺族の闘い方にとって決定的な意味をもちました。補償を勝ち取るためには被害者は「特殊ナチ的な犯罪の被害者である」と自らを規定しなければならなかった。このことは、「歴史家論争」の時のようなユダヤ人をめぐる倫理的な比較可能性の議論とはまた別に、特に「忘れられた被害者」が補償を勝ち取るために組み上げた、もう一つの「ナチ犯罪」と「他の犯罪」との「比較」を拒む論理であるのだと思います。この語りは、本来的には、歴史学的に再検証されてよいものであると思います。

実際、戦後ドイツの「忘れられた犠牲者」は、ナチ体制以前から連綿と続く規範と価値観の中で劣位におかれていた社会集団、たとえば遺伝的疾患のある人、定住せず定職をもたない人、性的マイノリティであったり、性を生業とする人々であったりしました。そうした社会集団を周辺化して疎外的に扱う価値観が、ナチ体制が崩壊しても継続したがために、当該の集団がナチ時代に被った被害が「不当」だと認識されえない状況があっ

たわけです。結局、彼らが被害者として「二流」扱いされたということ、その扱いの不当性を論じることは、すなわち、近代の市民的道德のなかに含まれる規範とその裏面としての差別の連続性を問題化することにほかならないわけです。

「語られない」ということ、大きくいえば、その状況の裏には、支配的な規範や価値観、構造の連続とそれを助長する条件があり、それは当事者が語ることを許されない状況、もしくは、社会が一それどころか時として当事者すらも一問題を問題として認識できない状況をつくりだします。第二次世界大戦期に国防軍兵士が占領地で行った性行動に関する研究が長らく行なわれなかったのと同様に、占領期のドイツにおける占領軍兵士とドイツ人女性との性的接触、墮胎、占領軍兵士との間に生まれた子どもたちに関する研究も、ドイツでは最近になるまでなされてきませんでした。その意味で、「ソ連兵による性暴力」が西ドイツで「語り」として定式化されたのは、あくまでも冷戦イデオロギーに合致する限りにおいて、しかも抽象的な集合体としての「ドイツ人女性」なるものの被害として定式化されただけであって、実際、個々の被害女性に対して人工妊娠中絶を認めるかどうかとなった時、彼女らに向けられたある種、猜疑心に満ちた視線は、茶園論文で扱われていた日本人女性の事例とある意味似たようなものがありましたし、占領軍兵士から受けた性暴力に対して西ドイツは50年代半ばに補償の代替措置を設けるわけですが、それについても実際、支給を受けるのは困難を極めたといえます。そこにあるのは、他集団の男性と性的接触をもつ女性に対する敵対的な視線であり、かつ女性の尊厳や心の平和よりも「家庭の平和」を優先させる論理であり、その意味での近代市民的価値観の連続がそこにはあったのだと思います。ナチの「忘れられた犠牲者」にせよ、占領期の性暴力にせよ、「語られない」ことの裏に価値観や構造の連続性があるというのはそういう意味です。

姫岡先生の論文は、ナチ・ドイツの強制収容所内の売春施設と日本軍の「慰安婦」制度の間に決定的な制度的違いを見ながら、ステイグマの継続によって事後も体験を語りえない状況が続いていくという、その点に一定の類似性を見いだすという構造になっている。これはすなわち、性暴力の史実そのものを比較しようという話ではなく、むしろ両国の事後の認識、史実をめぐる歴史文化に焦点をあわせ、当事者を取り巻く価値観と構造の連続性という点で両事例を比較することに可

能性を見ているということです。そのような日独比較を通じて、両国に共通する、より世界的な文脈に近い位置での、しかも長期スパンの問題の存在を意識化しようとしている議論として私はそれを読みました。

今日は限られた数の論文にしか言及できませんでしたが、本書から受けた多くの刺激について、すべての著者と編者のみなさまに御礼を申し上げます。

蘭 川喜田先生、どうもありがとうございました。つづいて、中村理香先生、よろしく申し上げます。

2. 中村理香さんコメント

中村 中村（成城大学）です。本日は、「戦争の被害と加害にまつわる記憶をつなぐもの」という視点から、コメントさせていただければと考えております。

「いつ、どこで、誰のどのような体験が、いかに語られ・聞きとられてきたか／こなかったか、それは何故か」を問う本書の試みは、戦争暴力の語りが、「どこの国もやっていた」という相互免責や、脱文脈化された他国の安易な理想化には回収されない「比較」の形態を模索する、重要な試みに思われました。以下のコメントでは、主に上野、姫岡、佐藤論文の各章で提起された、この問いを基点に、日本軍「慰安婦」制度と、帝国崩壊後の主に満洲からの引揚女性の性暴力被害を論じる猪股、樋口論文間の対話を試みつつ、「慰安婦」制度と「引揚の性暴力」を比較することの意味についてコメントしたいと思っています。

まず、「比較」あるいは「比較史」の功罪という点から考えると、引揚日本人女性が被った性暴力被害を、当事者の証言を含むパワフルな叙述とおして示す猪股および樋口両論文は、（不謹慎な言い方にはなりますが）「慰安婦」問題をめぐる現在の日本の閉塞状況に、「比較」という強力な視点を提供しているように思われました。すなわち、日本軍「慰安婦」制度の暴力が日韓（および他国）との国家間の政治対立として理解されがちな現在の日本で、両者を「戦争に纏わる性暴力被害」という共通項から、ある種原点にもどって見つめ直し、当事者の体験に耳を傾けるための貴重な契機となるように、私には思われたからです。

以前、私は拙著『アジア系アメリカと戦争記憶』のなかで、90年代の米国で起こったスミソニアン博物館での原爆展中止と2012年の日本における

ニコン「慰安婦」展への中止圧力に触れ、前者をとおして後者を見つめることは、「[原爆被害者への共感]という[教育等の制度化から]日本で既に広く共有されている感情を通して、「慰安婦」という自国の加害行為が生み出した「被害者」の体験と向き合う視座」を提供してくれるのではないかと書きました。同様に、現在の日本で急速に関心と共感を集めている、日本人女性を被害主体とした引揚性暴力をとおして「慰安婦」問題に向き合うことは——もちろんそれが引揚女性の被害の領有とならないよう、十二分に自戒する必要はありますが——戦争加害を語ることが益々困難になっている現在の日本で、戦時性暴力全般への関心を高めるための強力な推進力になるように思われました。

実際、戦時性暴力を「被害」と「加害」の両側から見つめようとする努力は、韓国挺対協によるベトナムでの韓国軍の性加害の検証にも見られますし、そのような日韓の戦時性暴力への取り組みから相互に学ぶことを提唱する梁澄子氏などの提言とも共振するように思われます。

そしてこの最後の点に関連してとくに重要に思えたのは、猪股、樋口論文ともに、引揚女性の受けた性暴力被害、ここではソ連兵によるレイプを「彼ら」対「我ら」というナショナリズムの古典的語法に依ることなく、むしろそこに在満および日本の家父長制の暴力や共犯性を問うていることです。たとえば猪股論文は、元開拓団の男性らが現地民暴徒からの保護の見返りとして同胞女性らをソ連兵へ差し出したいわゆる「接待」について、これを女性らの「主体的な犠牲と貢献の物語」として顕彰することで共犯者である自らを免責しようとした父権制の欲望を批判的に読みとっています。もちろん、そのような顕彰言説が、閉じられた小さな共同体のなかで「接待」という語れない記憶を語るための戦略的側面をもっていた可能性は踏まえる必要があるでしょう。しかし、その上で猪股論文が、開拓団男性らの「エイジェンシー」を、定型化された「そうするしかなかった」という「苦難と苦渋と自己免責化の物語」に回収することなく、むしろ被害女性の「あの時のくやしき、悲しき、情けなき、忘れたいと思えば思うほど、こみ上げてくる涙となって私を苦しめる」という言葉への対比として喚起し、連結させていることは、きわめて重要に思えました。

このような現地父権制への批判は、女性らは「[ソ連兵のいけにえ]となった」と主張する元開拓団員の言葉に見られるような、「ソ連兵」と

いう非人間化された「敵の男」の性暴力を告発し、暴力を他者へ投棄することで自らを免責しようとする、被害国の男のセクシズムの欲望を解体する行為でもあります。実際、上野氏が序章で鋭く指摘するように、父権制ナショナリズムによる性暴力の「語りの定式化」、すなわちモデル・ストーリーが「最後まで問おうとしないのは、もっとも身近な他者、共同体や家族のなかの性暴力である」という指摘は、示唆に富むものです。それはまた、レイシズムとナショナリズムの共犯関係のうえに立つ——姫岡論文がドイツの文脈で用いた表現を借りれば「野蛮で低級なロシア[兵]」という——人種化された他者、言わば「モデル加害者」の創出をとおして、レイプ被害者の女性を「聖なる犠牲者」として立ち上げようとする、被害国父権制の欲望に異議を申し立てる行為とも言えるでしょう。同様に、樋口論文は、引揚女性らの被った性暴力被害を「優生学」というレイシズムの論理にすりかえて封じこめようとした日本国家が、敗戦後の日本で「新日本人女性」の占領軍への自発的な性の供与を募った事実を指摘し、それによって日本の家父長制国家による「日本人女性の性をめぐる二重基準」を鋭く突いていることも重要に見えました。

そのような「性暴力の他者化」は、たとえば南北戦争後のアメリカ南部での黒人男性による白人女性のレイプや、あるいは日本の文脈でも沖縄での米兵を加害主体とした性暴力事件の語りにおいて、現地父権制のもと保護対象となる女性の性被害に関して、フェミニズム（の一部）がナショナリズムと共犯関係を結んできた歴史を指し示すものでもあります。このような「ジェンダー正義」がレイシズムとナショナリズムの共犯関係のもとに構築されることに疑問を投げかける本書の試みは、米国という文脈で日本軍「慰安婦」制度の暴力を語ることが、アメリカ自身の軍事性暴力の隠蔽となりうる危険を問うたアジア系アメリカのフェミニストらや、あるいは沖縄における米軍の性暴力を日本軍「慰安婦」制度と連結させることで日本のナショナリズムによる沖縄人女性の性被害の領有に異議を申し立ててきた沖縄のフェミニスト、さらにはアメリカ兵による沖縄人女性への性暴力をテーマとした小説『眼の奥の森』のなかに、現地沖縄人男性による被害女性への性暴行を書きこんだ目取真俊の試みとも共振するように思われます。それはまた、戦後世代の新会長のもとで開拓団遺族会が、開拓団内部の被害と加害が交錯する歴史を公表しようとした

努力とも共振するものでしょう。

このように、両論文には批判的比較主義にもとづく有用な考察が示されていますが、その一方でいくつかの疑問点も生じました。たとえば、猪股、樋口論文ともに日本国家や開拓団という共同体内部での家父長制を厳しく問っている一方で、被害女性らの日本帝国主義への加担や、あるいは言い方を変えれば、「女性間の支配および被支配関係」については、言及が最小限であるように私には思えたことです。たとえば猪股論文では、植民地や占領地の女性が主であった「慰安婦」制度の被害者と、「植民者」としての日本人女性の被害を同列に論じるという「非対称性が無視される」という問題¹が言及され、認識はされている一方、この「非対称性の問題」が十分にはアドレスされていないという印象を、私はもちました。

その結果、「性の支配」の問題が、国内の単一の父権制下での単一のセクシズムの問題に留まっている印象が拭きませんでした。それは、姫岡論文に引用される、アメリカのユダヤ人研究者アテナ・グロスマンがドイツ人女性を批判した言葉を借りて言えば、「男性による女性の抑圧や排除という普遍的側面の強調」によって、ナチスの協力者でもあった「[ドイツ人]女性の加害者性」を隠蔽し、「女たちを一般的に犠牲者として描くことへのおさえがたい渴望」への疑義とも共振します。ドメスティックな国内父権制の犠牲者という側面を強調することで、開拓団女性らの「セトラ」²としての支配者性や女性間の非対称性が不可視化されることに、マイノリティの視点からジェンダー研究をしている身としては、大きな疑問を感じざるをえませんでした。

そして、この点に関して言えば、開拓団の被害当事者女性が自らの加害を振り返って綴った言葉、「思えば他国のその土地に／侵略したる開拓団／王道国土の夢を見て／過ぎた日々が恥ずかしい」(「乙女の曲」)も傾聴に値しますし、さらに猪股論文でも言及されている山本めゆ氏の、「植民者への暴力をいかに語るのか」という重要な問いかけも思い起こされます。

ただ、ここでひと言つけ加えたいのは、被害主体の加害性にどの程度力点を置くかということとは、「いつ、どこで誰を相手に何を語るのか」という問い——たとえば90年代であればいざ知らず、現在の日本で学部生を相手に授業をする場合など——によって、その程度に強弱があるのはやむを得ないと、私は考えています。したがって、私のここでの疑問は、「比較」によって本書が「ど

こへ向かおうとするのか」という点であり、さらに言えば被害女性らの共犯性の排除によって、彼女らの性被害体験が「受難の物語」という「モデル・ストーリー」として構築されることに寄与している(ように見えた)点に向けられます。実際、「引揚」を扱うこの2章は、本書のなかでも際立って被害女性の被害性のみが強調されているように見受けられました。

あるいはこれを別の言い方でいえば、引揚と「慰安婦」制度の性被害を比較する際、単純に考えれば、「セトラ」³という点でもっとも近似的であるのは、オランダ人の「慰安婦」制度被害者であるように思えます。その一方でそのような「被害と加害の織り交ざった」状況は、被害者であると同時に加害者でもあった開拓団男性の体験と同様に、「受難のモデル・ストーリー」を「複雑化する」ものでもあります。本書の掲げる目的が、戦争と性暴力の「脱モデル・ストーリー化」であり、それをとおした「語り」や体験の複雑性の理解であるならば、これまで日本ではあまり注目を浴びてこなかったオランダ人女性の被害と加害の再考をとおして、満洲での日本人女性の性被害を、アジア人被害者とオランダ人被害者の三角形から見えていくことは有用に思われました。

これに関連して最後に、本書の主要なテーマの一つである「モデル・ストーリー」という観点から、「性暴力被害の語り」の構築についてコメントしたいと思います。まず本書で叙述される「モデル被害者」や「モデル・ストーリー」には、大きく2種類あるように思われます(もちろんオーバーラップしています)。一つ目は、蘭、山下両論文が指摘する、運動や裁判という特定の政治目的のために定式化され、定型化された物語であり、もう一つはもう少し広い文脈において、たとえば性暴力の「被害者」として「世間一般の承認」を得る過程で、ある時代、ある場所の最大公約数的受け手が想定する「被害者」としてのインテグリティを損なわない物語——あるいは損ないような要素、すなわち「ノイズ」を除去し、純粹濾過した物語——と言えるかと思います。

特にこの2番目の視点をとおして猪股、樋口論文を読み直したとき、「強制」や「強姦」を語る「受難のモデル・ストーリー」からこぼれ落ちる、「自発性」という「ノイズ」の不在が、疑問点として浮きあがってきます。たとえば樋口論文では、引揚女性の被った性被害の3つの類型として、①主にソ連兵による占領下でのレイプ、②逃避行の過程で「日本側が女性を差し出したもの」、③そ

の混合型が指摘されています。反面、文脈は異なりますが、姫岡論文ではドイツの収容所での「セクシュアル化された暴力」が論じられ、そのなかで「抵抗のしようがないため犠牲者であることが明白な、性的な形態をとった拷問については躊躇なく語られている」一方、当事者の「語りが困難なのは、非難される可能性のある行為」だとの指摘がされています。そしてその上で後者については、第三者による非難をこめた、「この畜生は夜にしばしば消えて、いつも食べ物をもっていた」などの告発をとおして語られることが示されます。食物などとの交換のための「自発的な」性の供与」は、たとえば朝鮮戦争をテーマとする韓国系アメリカ小説等でも、兵士や難民男性との「取引」と思われる描写が示されますが、引揚や満洲等での性暴力全般について、「受難のモデル・ストーリー」に合致しない語りや体験は存在しないのかと、素人として疑問を感じました。

このような微妙かつ繊細な問題について私があえて問いかけを行うのは、上述の姫岡論文において、被害者が「強制された」、「そうせざるをえなかった」と述べ、自らのエイジェンシーを否定して「無力な犠牲者性」を能動的にアピールしないかぎり「正統な被害者」としての認知を得られないという問題と、さらにこれを突き崩すことの重要性が示されていると思われたからです。これは、茶園論文の章にも共通する提起に見えました。あるいは、姫岡論文の問いを私なりに言い換えると、「そうしなければ生き残れなかった」という言葉は、「そうしてでも生き残りたかった」と比べて、何がどのように違うのか、それによって何が得られて、何が失われるのか、という問いにもつながるように思われます。

この問いに再度、別方向から接近するために、在日朝鮮人「慰安婦」サバイバーである宋神道氏の支援に長年携わった梁澄子氏による、宋氏の語りを紹介させてください。梁氏は、上記のような「モデル・ストーリー」には回収されない語りとして、サバイバーとしての宋氏が、片方で「戦争は絶対にダメだ」と繰り返しながらも、もう片方では軍歌を歌い、地域の日本兵の出征時の写真を「懐かしいべ」と言って玄関に飾り、支援者である「支える会」の女性らに対して、日本兵は「一緒に弾の中をくぐった」「戦友」だと言いながら、同時に自分には恩給がでない理不尽さに憤り、さらにその一方で「卑猥な踊りを踊」ったり、「いかに自分が軍人たちをうまくあしらったかという話をすごく自慢げにした」という、「支える会」

のメンバーらが共有する逸話を紹介します。それらの逸話が示すのは、「慰安所」で「クレゾールを飲んで自殺を図った女性」とは対照的に、「嫌だと言う気持ち」の方を「殺して」生き残った宋氏の、「そうしないと生きていけない部分」（これは梁氏の言葉です）であったと同時に、慰安所での7年間とその後の50年間で、加害国日本で生きぬいた宋氏のエイジェンシーであり、（再び梁氏の言葉で言えば）「漲る生命力」であったように思えます。宋氏の言葉はまた、本書で何度も言及される「聞き手との関係性」という観点では、宋氏が支援者の若い女性らに対して虚勢をはったり、同情されたくないとか、優位に立ちたい、試したいなどの気持ちを出したのもでもあっただろうことは、素人の私にも容易に推測がつかます。また「戦友」という言葉をとおして、自分は「共同便所」にされたのではない、同志だった、恋愛関係があったと思わなければ自尊心が保てないという心理は、（これは平井論文にも言及される点であると思いますが）平時の性暴力サバイバーの証言にも見受けられるものです。

梁氏が、運動の趣旨や先入観と相反するような宋氏の姿をあえて語るのは、梁氏の文章に引用される、ある運動家の言葉、「宋さんは日本人男性にインタビューされるのは嫌」なはずだという、ある種平板化された「モデル被害者」像によって、宋氏の被った複数の暴力の痕跡とそれへの抗いを消してしまうことへの疑問であるように思われました。またこの点で私がかもっとも感銘を受けたのは、梁氏が、そのような複雑さ、すなわち運動のための「モデル・ストーリー」からこぼれ落ちる「ノイズ」を聞きとることと、被害者への正義を求める運動を両立させようとしている点です。

ひるがえって、引揚時の性暴力が、現在の日本で急速に関心を集めている事柄であるがゆえの両義性や、広く社会的認知や承認を求める上でのタブーや葛藤も、山下論文が90年代から2000年代初頭の挺対協研究所の事例をとおして伝えるものと共振するよう思われます。もちろんそうであるからこそ、単純な「モデル・ストーリー」には回収されない被害者の声に耳を傾けることの重要性こそが梁氏の逸話が示すことであり、本書の問いかけでもあるように思えます。その意味で、「挺対協」と「開拓団遺族会」に共通する、運動体や共同体のなかの揺れや揺らぎ、対立や葛藤、世代交代を介して従来とは異なった継承のかたちを模索するさまを伝える山下、猪股両論文は大

きな示唆に富む、きわめて重要な論考に思われました。

そしてそれらは、最終的に上野氏が序章で指摘されているように、「聞く側」が試されている問題であり、それらの語りが語られうる場を作り出すことの重要性を指し示すものに見えます。姫岡論文が示す、囚人仲間から「親衛隊の娼婦」と非難されても負けずに親衛隊との関係を利用するロマの女性や、茶園論文が描く、占領下という「コンタクト・ゾーン」をさまざまな交渉をとおして生き抜いた女性らの物語、あるいは「性奴隷という表現にはそぐわない」かもしれないが、日本軍「慰安所」で「たくましく生き残った」文玉珠氏らの存在は、片方で彼女らのエイジェンシーの単純な賞賛がフェミニストにとっての「新たなモデル被害者」を作り出すことの危険を指し示すと同時に、当時者のより複雑な体験を聞き取るための可能性も提示してくれるように思われます。

最後に、山下論文で紹介される韓国の「慰安婦」制度サバイバーの言葉、「今も思い出すよ、あの人[中略]本当に楽しく暮らしたよ」という口述に、「民族主義言説に慣れきった研究者たち」が戸惑うという自己省察のエピソードに関連して、聞き手である研究者自身が戸惑う、自らにとって「不都合な」当事者の現実とどう向き合うか？という問いこそが、本書が提起する「モデル被害者」や「モデル・ストーリー」とは異なる物語を聞きとるための重要な問いかけであるように思われました。

蘭 中村先生、ありがとうございます。中村先生から「モデル被害者」論が議論されましたので、この後、桜井先生が、どう受け止め、展開していただけるか、よろしく願います。

3. 桜井厚さんコメント

桜井 桜井厚（一般社団法人日本ライフストーリー研究所）と申します。レジュメを用意していませんが、オーラルヒストリーに関係する話をするわけですのでオーラルでもいいんじゃないかということで、言い訳になりますが、ご了承ください。お二人のたいへん丁寧で緻密なコメントの後でいささか周辺の話をさせていただきます。5人のコメントーターの真ん中ですので、いくらかブレイクという感じでお聞きいただきたいと思います。

さて、本書所収の成田論文で「歴史学とオーラルヒストリーの出会い」の側面が触れられていま

す。実際、本書のもとになったシンポジウムの一つが「日本オーラルヒストリー学会」で開かれましたので、まず思い起こされたのが「日本オーラルヒストリー学会」の立ち上げのことで。今、司会の蘭さんが学会長をなさっていますが、オーラルヒストリー学会は2003年に設立され、その設立準備委員会に10人の準備委員がおりました。私以外の9人全員が女性で、しかも地域女性史やポストコロニアルの女性研究者が中心で、そこには専門の歴史家、歴史研究者はいなかったわけです。オーラルヒストリー学会が立ち上がってきた経緯にオーラルヒストリーと日本の歴史学との出会いが象徴的に現れています。今は専門の歴史領域でオーラルヒストリーをやっている方が幾人か入っていますが、いまだ歴史とオーラルヒストリーとの関係は歴史学のなかでは寒々しい関係にあります。

また、オーラルヒストリー研究者のジェンダー比も、先の設立準備委員会と同じような構図で女性の方が圧倒的に多い。私はライフストーリー研究会というのを永年主宰していますが、研究会に出席する方も8、9割が女性です。歴史的に見ても、オーラルヒストリーの方法論を鍛えてきたのは女性史などのジェンダー関連の研究ではなかったかと思えます。私自身、オーラルティに関する調査研究の方法論は、主にジェンダー関連の研究から学んできたように思います。

オーラルティの調査研究において、「語り」のなかで「沈黙」というものが重要な意味をもつこと、いわゆる「語り難さ」というものをはっきりと学んだのは「戦争」を主題にした論文からでした。そうした論文を通して「沈黙」というものが重要な意味をもっていること、語りを聞くには同時に沈黙を聞くことが必要だということ学んだわけです。そうしたオーラルヒストリーの調査研究史においても重要な位置を占める二つのテーマ、ジェンダーと戦争について、本書がまさに「戦争と性暴力」を論じることで、改めて「オーラルヒストリーの方法論」をきっちり押さえる研究プロセスの成果ともいえるのではないかと評価しております。

さて、ここではオーラルヒストリーと言っていますが、私は通常は「ライフストーリー」と言っています。なぜ「ライフストーリー」というのかというと、理由は二つあります。「オーラルヒストリー」というと、ある歴史のある事象そのものを焦点化して聞き取りをするきらいがある。ところがこれについては、本書の山下論文では、元慰

安婦の聞き取り作業の第4集証言集の中で、ある特定の出来事の経験だけではなく「全人生を語ってもらわないといけないんだ」ということに気づくんですね、そこがうまく書かれています。語り手がある経験をどのように意味づけているかは、「人生から問わないといけない」ということがしっかりと把握されたということです。もう1点、これまでのオーラルヒストリーは、どうしても個人の話の聞きながら集団の表象としてというとらえ方をしてきました。つまり研究者は「歴史を語らないといけない、社会を語らなければいけない」と考えてきた。この反省については成田論文でエゴ・ドキュメントへの注目という点で触れられていると思います。もっとも今さらエゴ・ドキュメントとかを強調するのは、これまでも個人的記録とかが史資料とされてきた経緯があるのでなぜなのかなという思いは残ります。それはさておき、ここで指摘されているのは、まず個人の人生や生活を本人の経験を通してしっかりとらえなければいけないというスタンスだと思います。ライフストーリーはその意味では、その人の人生や生活、すなわちライフヒストリーを踏まえた上で、その当事者に自己の「語り」を聞いていこうとするものです。ライフストーリーは、ライフヒストリーに「ナラティブ」という語りの特性に注目した概念です。そういう意味で、私はライフストーリーの中でオーラルヒストリーはある特定の歴史的側面が強調された概念であるというとらえ方をしています。普段はライフストーリーを使っています。その観点からは、歴史、とくに現代史をとらえるということは、もっと広い概念として人びとのライフストーリーを聞いて分析、解釈することだと考えています。

今回、私自身は「オーラルヒストリー」という方法論の観点を踏まえて本書のいくつかの論文について触れたいと思います。

山下英愛さんの論文「韓国の『慰安婦』証言聞き取り作業の歴史」は、元慰安婦の証言の聞き取り作業を丁寧に追いかけることで、主に聞く側、調査する側が、証言現場に直面してどのように立場を変化させていったか、また証言集のまとめにあたっての編集の試行錯誤が見えてたいへん興味深いものでありました。まさにこうした聞き取りやまとめ方などの調査過程の変化が、オーラルヒストリーの調査プロセスそのものを表しているともいえ、結局、オーラルヒストリーの方法は何か決まったとらえ方があるのではなく、こうした長期の研究を続けていく流れの中でどんど

ん発見して変わっていくやり方でもあることがわかります。これは調査過程のリフレキシビリティの問題として言及されるテーマです。ここでは聞き取りをした側の変化がよく表されていますが、では、調査する側が変わっていくプロセスに応じて語り手自体はどのように変わったのでしょうか。それについては、もちろん裁判など社会的な状況の変化などがあって語る側の語り方はそうした状況変化に応じて変わってくるとも考えられますが、ここでは聞く側が変わることによって、どのように語る側が変わるか、語り方や語りの内容の変化があったのかなかったのか、そのあたりに興味がわきます。一般的に、オーラルヒストリーでの調査、私の場合ならライフストーリーの調査となりますが、そこでは語り手がどういうふうに変えられ、どのように「語り」が促され、その過程で、どのようなことがおきたのか、をできるだけ詳細に記述しておくことが求められます。そのうえで「倫理的配慮」がどのようになされたのか、などが非常に重要な聞き取り調査過程のポイントになる点です。もしさらに詳しい情報をお持ちならそのあたりをぜひ山下さんにお伺いしたい。

次に茶園敏美論文「セックスというコンタクト・ゾーン」に触れたいと思います。占領期に起こった占領地女性の個別具体的な生存戦略、それが「エイジェンシー」という概念と絡めて論じられています。レイプ、買売春、恋愛、結婚という上野千鶴子さんが序章で提起されている「性暴力連続体」説を、一人ひとりの語り手ではなく聞き書きの資料をもとにわかりやすく説明されていてとても面白く読ませていただきました。そこで性暴力のそれぞれのフェーズ、レイプ、売春などのあり方が、時間的に直線的に移行するわけではないことが指摘されていました。そのあたりのどういうふう「語り」から読み取ることができたのか、あるいは「語り」を通して描いたのかを伺いたいと思います。時間的な推移を通して、単に直線ではない性暴力のフェーズの変化があったのだろうと考えます。ある時点で「語り」を聞いているわけですから過去を振り返って語る時、どういうふう「語り」が行われたのか。性暴力が記憶の中に重層化されているとき、おそらく語り手が抱えた語り手からはなかなか時系列的に語り手がなされるとは考えがたいところがあります。

「生存戦略」という概念は、性暴力被害女性が単なる受動的な被害者にとどまるわけではなく危機的状況を乗り越えようとして「エイジェンシ

一」を働かせる存在であることを表すものとして、とても興味深いものがあります。私自身も以前、「生活戦略」という言葉を使って、その人たちのとりうる「エイジェンシー」的な意味を含む概念として分析的な試みをしたことがあります。当時、生活の知恵は独特の工夫とか、ひどい差別を受けている逆境にあるけれどもそれを乗り越えるために、ある種のとんでもない手段を考える、あるいは逆境を逆手にとるなど、当時の常識を超えるほどの逸脱をも辞さない概念として捉えていました。「生存戦略」という時、そこに「エイジェンシー」というものが入り込んでいることはわかるんですが、一方で、佐藤文香論文では「エイジェンシー」が図式化、整理されて、恋愛、結婚ということは「エイジェンシーが高い」とも読めるところがある。私の勝手な理解ですが、レイプとか、拘束性が高い明確な逆境、困難な状況下で、それを逆手にとって「あ、そんなら金をとってやろうじゃないか」と今度は「金をとる側に回ってやろう」というふうに「エイジェンシー」を働かせていくところにこそ、むしろ「エイジェンシー」が非常に明確に出てくる面があるのではないかと思えるんですね。茶園さんの「生存戦略」概念には、そうしたエイジェンシーが語りによって明示化されるけれども、恋愛や結婚というのは拘束性や暴力性の程度が相対的に低い程度に応じて常識や家族やコミュニティの規範からそれほど逸脱しない形でのエイジェンシーという程度にとどまるのではないかと、私には思えるわけです。こうした点で、佐藤さんの議論と茶園さんの「生存戦略」概念は、こちらの勝手な解釈ですが、いくらか矛盾をしないかと思えるのです。そうした点で、茶園さんが、「生存戦略」と「エイジェンシー」の関係をどのように捉えているのかを、もう少し説明をいただけるとありがたいなと思います。

成田論文では、「オーラルヒストリーとの出会い損ねで、文章化された表現の読み解きについて、文脈が不明だから資料の生成過程の考察を含めたコメントや資料批判が必要だ」ということが指摘されています。それはおっしゃる通りなのですが、結局、オーラルヒストリーも今の段階では文字化して、それをもとに論文や書籍を書くというプロセスがある。文字化するなら、その過程で資料批判に耐えうる記述を工夫する必要があるということではないでしょうか。オーラルヒストリーを文字化する時、資料批判にあたるものをどのように組み込むのか、通常、音声からトランスク

リプトをして、さらに必要な箇所をもとに自分なりの論文や書籍にすると、どのように資料批判に合致する記述の方法があるのか、をぜひ伺いたい。素朴な疑問ですが、おそらく、今後、オーラルヒストリーのアーカイブ化が求められる過程で必要になることだと考えています。

蘭さんの論文「戦時性暴力被害を聞き取るということ」については私が普段、主張している概念をうまく使用して下さっていてうれしいので、あまり文句は言えません。ただ蘭さんも指摘しているように、歴史学のオーラルヒストリーの性暴力の叙述形式はちょっといただけないと、批判しています。私自身も同じように感じたことがあります。それで川田文子さんの『赤瓦の家』を絶賛しているところがあると思いますが、では蘭さんには、どういう叙述の形式を評価するのか。長期間の聞き取り、被害の語りや戦時期だけではない人生全体をカバーする聞き取りをもとにした叙述、語りの変化を明示できるように対話の場を叙述に活かす、というようなことなのかなと思いますが、蘭さん自身が重要と考えている叙述形式を教えてください。

オーラルヒストリーで重要な問題にアーカイブに絡んだ問題があります。たとえば性被害者の聞き取りは、別の研究者が同じ語り手に何度も聞くことができるわけではない貴重なものです。そこで、オーラルヒストリーのデータを二次資料として使って別の研究者が、つまり聞き取りをした当人ではない人が改めて研究を進めることができるかどうかという問題があると思います。特に性暴力の資料は大変貴重です。多くのオーラルヒストリーのデータは、研究者個人の努力の成果ではあるけれども、結局、個人化されたままだと死蔵していく。語り手のプライバシーの問題だけでなく、研究者が「私がとったデータ、私だから語ってくれたデータだから他人には渡せない」という研究者自身がアーカイブに消極的であるという現実、まさにそういう構図がオーラルヒストリーやライフストーリー研究のデータのアーカイブの難しさとして生じています。本書の性暴力のオーラリティは、重要な二次資料になりうるものとしてアーカイブ化を推進する必要があるのではないかと私は考えています。叙述の仕方とアーカイブ化の問題に触れていただきたい。これは蘭さんに限らず、オーラルヒストリーを実践して性暴力を研究する人たちからもお考えを伺えれば幸いです。

質的研究の中でオーラルヒストリーやライフ

ストーリーの研究ときわめて親和的なものにライフヒストリー研究があります。ライフヒストリー研究の資料としてたいへん重要なものにパーソナル・ドキュメントがあります。個人的記録ともいいます。そうした資料の面白さを教えていただいたのは平井論文「兵士と男性性」でした。兵士の男性性や慰安所システムを描いていて、男の側からのいろいろな語りや意味づけが小見出しになって描かれていますが、結局、それぞれの小見出しの部分を読んでいくと、不思議なことにいつも「自分はその時、どうしただろうか？」という問いに戻ります。オーラルヒストリーやライフストーリーは往々にして、「私だったら……」という問いを誘発します。それは語り手や聞き手だけでなく、読者をも巻き込むオーラリティの作品の特質でもあります。今回、私が出した結論は「その時の状況による」ということでしたが、それは当時の兵士と同じような行為を決して拒絶や回避しないこともアリだということにつながります。自分自身、それは恥ずべき結論だったんですけども、かつてコンドームのネーミング（「突撃一番」など）を聞いた時、「戦争と男性性」が非常に結びついていることが大変よくわかったんですが、その時はまだ笑えるところがあったんです。しかし、今回はそうはいかないというのが正直なところでした。現在、それを私自身がアリとして認めざるをえない状況にあることは、単に私個人の意思決定にゆだねられているわけではなく、私も巻き込まれているこの状況を成立させている現在の社会の男性性そのものが、ある意味、根本的に変わっていないことを表しているのではないだろうか、とも反省することになった次第です。

さらに付け加えると、私は男性として、平井和子論文を読みましたが、そうすると性暴力被害を「オーラルヒストリー」として聴きとっている女性研究者たちはどんなふうに自分をコントロールしているのかを考えました。かつてハンセン病の人たちのインタビューを長くやっていた時、手伝って聞き取りをしてもらったソーシャルワーカーの人たちが被害の語りに共感、共振して聞き手であるかれら自身のサポートやカウンセリングをせざるをえなくなったことがありました。聞き手自身が、いわば壊れてしまう。その場合に研究者としてのポジションをどうやって維持していくのだろうか。それは難題です。ある意味、「モデル被害者」像をつくりだしかねない構図の中に追い込まれてしまうところが大きいにあるのでは

ないか。それをどういうふうに捉え直していくのだろうか。山下論文の中で、証言集六章で金明恵さんがいかに語りを聞くかという方法論にふれています。性暴力被害者の聞き取りの経験をおもちの女性研究者に「どういうふうに自己を維持しているのか？」を伺ってみたい。なお、最後に、平井さんが資料発掘との絡みで言及されているように「こういう資料をちゃんとした見方で、しっかり見ていけば、結構、資料はあるんだな」と指摘されていることを再確認し、今後の研究の可能性と広がりを感じた次第です。

拙いコメントで申し訳ありません。どうもありがとうございました。

蘭 桜井先生、ありがとうございました。次は、岡野八代（同志社大学）先生、お願いいたします。

4. 岡野八代さんコメント

岡野 このような場に呼んでいただき非常に光栄に思います。桜井さんの後を継いで「エイジェンシー」概念、上野さんが新しい概念の一つとして注目されているものについてお話したいと思います。

2002年、東京女性国際戦犯法廷（2000年12月）の前後に書いた論文をまとめて『法の政治学——法と正義とフェミニズム』（青土社）を公刊してから私は、「主体」と「責任」をめぐる議論してきました。現在も私のフェミニズム研究は「主体論」と「責任論」が中心で、私にとって慰安婦問題は、主体とは何かということと、特に日本政府の責任をめぐる議論であり、その両者が大きな主題でした。今回、新しい編集の本を拝読し、ある種の「画期」を感じました。特に私の関心から読んできたこれまでの本、歴史家の先生たちが書かれた慰安婦をめぐる議論、そして、自分の専門として今まで勉強してきた、「正義論」とか「主体論」をめぐる議論からすれば、「戦争と性暴力」に向けて「責任論」を抜きにしては語れないのではないかと、慰安婦問題は、まさに現代の問題であって、日本政府は未だかつて責任をとっていないわけですね。否定してきた。そうした政府の対応に、どう理論的・運動的に対抗していくかというのが、私たちの責任の問題でもあった。それは上野さんも、引き受けた責任であり、その中から出てきた方法論をめぐる議論へと、本書では転換してきたわけです。本書は、慰安婦問題に対する問いのあり方をめぐる議論として、直接責任を問われる当事者として責任を論じるという立場から、大きくシフトしたとはいえないかもしれませんが

せんが、ある種、一歩、半歩、抜け出た。そのことを中心に、今日はお話したいと思います。

私もまた自分が研究してきたこと、自分の関心を中心にお話します。すでにコメントとして指摘されたかと思いますが、歴史と物語、歴史学と社会学の相剋、また、「構造」と「主体」との関係は、歴史学の大きなテーマであって、そこに焦点をあてます。その文脈で、本書において上野さんが着目された「エイジェンシー」概念、「被害者のエイジェンシー」を女性史の概念として重視していくとはどういうことか、について考えて見たいと思います。以下、上野さんからの引用です。

「被害者のエイジェンシー（agency 行為主体性と訳される）である。どのように非対称な権力関係のもとでも、被害者はたんに無力で受動的な存在であるだけではない。そこにはいかに限られた選択肢とはいえ、被害者のエイジェンシーが作用する。女性史の挑戦は、無力化され犠牲化された女性という「エイジェンシーを歴史に取り戻す（restore women's agency to history）」実践だった。それは女性史を一面的な「被害者史観」から救い出したが、他方、逆説的にも、女性の加害性や共犯性をも暴き出すという両義的な役割も果たした」。

こうした視点の転換を、上野さんは、「フーコーによる言語論的転回」と名づけています。この立場は上野さんの長年に渡る自論だと受け取っています。圧倒的に受動的に、被害について一方的に書かれてきた女性の被害者性を、一人ひとりの被害者、もちろんこの文脈の中で受けた被害者性は、それぞれ傷が違ふ、その生きざまの中で「語り」も変わっていく、それを見ていくために「エイジェンシー」が必要なんだということが、上野さんの今回の主張だったと思います。

確かに上野さんがおっしゃるように「構造」か「主体」かという、歴史学で長らく取り組まれてきた、慰安婦問題に関して歴史家の先生たちが、公的な資料か個人の証言かと揺れ動く形で論じてきましたが、本書に収められた各論文を読むと、その概念によって、皮肉なことに、むしろ個人の意志を尊重する議論に戻ってしまうのではないかと懸念があります。「エイジェンシー」というのは「積極的行為主体」と日本語に訳されますが、それでは、自由意志ということとどう違うのか。

たとえば、わたしの理解では、自分のコントロールが及ばないものがエイジェンシーであり、だからこそ、この概念は両義的なのですが、それが

佐藤さんの論考で示される図では、横軸において、現在の日本社会において「性暴力連続体（レイプ/売買春/恋愛など）」にどれほどエイジェンシーを読み込むかが示され、縦軸において、エイジェンシーを認められなければならないほど、性暴力被害は被害の正統性を認められるということ、よく説明されているんですが、現在の日本社会の構図を説明しようとするならば、エイジェンシーではなく、みな理解できる自由意志のほうが分かりやすいのではないかと。たとえば茶園さんの論考でいえば、戦後、占領期に自分を逆手にとって「パンパン」として米兵からお金をとって稼いでいた。〈それはまあ、彼女たちの選択だから被害者じゃないんじゃない？〉と一般社会においては、自由意志の行使として認められ、そこに被害が生じて、被害とは認められず自己責任である、と。そもそも、「エイジェンシー」という言葉は日本社会では普段、使われない。「エイジェンシー」という言葉は実はこうした日本社会における認識を否定し、批判するために出てきた概念であるので、ここは自由意志と書かれた方がいいのではないかとというのが私の一つの提起です。

加えて、一つ大きな疑問だったんですが、上野さんはフーコーを参照されています。私の記憶の限りではフーコー自身、「エイジェンシー」という言葉を使っていないのではないかと思うんです。今、フェミニズムや現代思想に関心ある方は、「エイジェンシー」と聞けばジュディス・バトラーにほかならないといっても過言ではありません。バトラーは、すでに1995年の論考で「主体概念」を批判し、まさにある行為が「自由意志」からもたらされたのか、「抑圧された効果にすぎない」のか、という二元論を乗り越えるための概念として「エイジェンシー」を導入した。「偶発的な基礎づけ」は、95年の画期的な論文集ですが、『フェミニスト・コンテンションズ』で当時、ベンハビブ、フレイザー、コーネルといったきら星のような思想家たちが論争を繰り広げた論文集の中で、バトラーがエイジェンシーの重要性を唱えた。彼女の論調は、主体だろうが、エイジェンシーだろうが、それらが「存在可能となるその場で、すでに政治と権力は存在するのだ、ということにわたしたちが同意するのであれば、エイジェンシーを予め措定することは、いかにしてそのエイジェンシーが構築されたのかについて探求することを拒むことに他ならない」と。つまり、エイジェンシーを予め措定することは、バトラーによれば、「エイジェンシーが構築された文脈の探求を拒

んでいる」。

これはとても大切な主張で、「ある主体にはそもそもエイジェンシーが備わっていて、それを抑圧されたりすることなく、戦略として使う」というのであれば、これは即ち「自由意志」の想定と同じような気がします。バトラーの「エイジェンシーの両義性」は、ペンハティブから痛烈な批判を受けます。権力構造内における言語行為、上野さんも言及している「両義性」、自らのコントロールの及ばない既存の規範や権力の反復やそれに対する抵抗にすぎないと行為が理解されるのであれば、あらゆる行為は「エイジェンシー」の効果、行為媒体として、ある文脈におかれた人が、抵抗しようが、従順に黙ってしまおうが、両者とも効果にすぎない。これはフェミニストの運動にとっては非常に大きな衝撃を与えると同時に、バトラーの意義はここにあったと思うんですね。日本政府によって「守られる女性」も「性の防波堤とされた女性」との区分も、まさに上野さんがおっしゃる「性暴力連続体」ですね。そこに区別はない、実際に「エイジェンシー」という概念を導入すれば。

それは猪股論文、佐藤論文でも同じで、わたしから見ると、自由意志論に固執すると区別されているようにみえる様々な女性たちの間に、決定的な区別はなくなる。だからこそ、バトラーの議論は、女性たちの間に亀裂をいれている現在のジェンダー規範に対する大きなインパクトがあった。つまり、両者は規範への反応がわずか違うが、エイジェンシー概念からすれば「おんなじじゃない？」と。

抵抗している人がいるように見えるかもしれないけど、その行為は、ある文脈におかれた、ある種の作用ですから、そこに意志を見ないわけです。つまり、バトラーの「エイジェンシー」概念は、こうした対立項、それは私たちの一般認識に深く埋めこまれているものからの解放、自由意志から自由になれない私たちを解放してくれたわけです。しかしながら、そうだとすると朝鮮半島における朝鮮人「慰安婦」斡旋業者と日本軍・政府関係者との違いも曖昧にしてしまう。バトラーの「エイジェンシー」論は、ある戦時状況におかれた者たち、さまざまな文脈におかれた者たちに責任を問うための視点を大きく揺るがしてしまう。上司の命令を受けた日本兵と慰安所にさまざまな状態の中で、どういう理由であれ、連れてこられた女性を同じものとして扱うという視点を導入してしまったわけですから。

「エイジェンシー」という言葉は翻訳が難しい語です。文脈によって、訳し分けるしかないとなわたしは考えています。〈なぜ行為能力でもあるエイジェンシーが、受動的になったり、他者の道具のようになってしまうか?〉という問いに対するバトラーの答えは、その身体論にあるのですが、私たちは身体をもつから、ある時には他者に対して働きかけることもできるし、他者たちの行為媒体agency、単なる道具になってしまうこともある。そういうリスクを抱えている。でもそこからバトラーは大きく議論を展開させたと思っています。

9.11同時多発テロ以降とってよいと思いますが、彼女は倫理に目を向け始めます。そのさい、身体論は重要な役割を果たしています。バトラーが指摘するように、身体は、他者から生まれて、他者に投げ出され、他者によって育てられる。言語もそうですが、身体には他者が深く刻まれている。そのような身体論を論じ、さらに『自分自身を説明すること』(2005年)では、「もし私たちが、いわば最初から分裂を被り、基礎づけを失い、あるいは、一貫性を欠いた存在だとすると、個人的あるいは社会的責任の概念を基礎づけることは不可能なのだろうか」という議論を展開する。ですから、私はエイジェンシー論を経て、バトラーが「責任論」に大きく足を踏み出したと考えています。責任論を曖昧にするために、バトラーは、エイジェンシー概念を導入したわけではない、むしろ、エイジェンシー概念を丁寧に見ることで、わたしたちは責任論へと回帰していく。そして、彼女によれば、倫理とは自己の限界について認識することであり、限界というのは自分のコントロールを超えた、他者やさまざまな政治状況・規範・権力ですが、じっさいには、自己に対する責任は誰もとれない、一人としてできない。ところが、バトラーはむしろ、ある文脈に埋め込まれてしまったような人間は、自分自身を説明することもできないからこそ、社会や他者との関係の中で、ある種の「責任」が生まれてくる、と論じようとするわけです。本人が説明できない自分の行為に対しても責任がある。人びとの背後にある権力構造や他者から受けた何らかの痕跡に、わたしたちは、他者を巻き込みながら呼応していかなければならない、という「倫理的」なことを議論していきます。

実際、9・11直後にも、非常に難しいことをしています。「ある意味で、逆説的だが、私たちの責任/放蕩可能性は、一度、他者の暴力を被った途端、高められる。[...]いったん私たちが暴力を

被ったならば、私たちは、暴力的な傷にどのように応答するかを問うよう。倫理的に強いられる」。こうした議論からすれば、能力を根こそぎにされた人こそが、責任をとらないといけないといっているようにみえますし、バトラーはそう主張するわけです。バトラーの議論が「慰安婦」問題にとっても、興味深いところは、自分では説明できない傷を負う、あるいは傷を受け止められないような被害者は、むしろだからこそ、傷そのものにも他者とのつながりや「倫理」を見いだしていく可能性がある、と、バトラーが主張しているからです。そして、そこに呼びこまれる他者へと「倫理」と「責任」が引き継がれていく。

確かに上野さんたちの本が、これまでの女性史のあり方を一変させる力はあると思っています。ただ一方で、「エイジェンシー」概念について、「責任」をめぐる議論に開かれていくべきではないか。猪股さんがバトラーを参照しています、検閲に関するところで。しかしバトラーの「エイジェンシー」論には触れられません。そこに私は、とても違和感がある。これだけ「エイジェンシー」といえばバトラーなのに、なぜ、どなたもバトラーについて議論をされなかったのか。それだけでなく、「慰安婦」問題については、これまでの長い蓄積の中で「責任論」は大きな主題として見落とすべきではない。そして責任論を問う問い方も変わってきたはずなんです、文脈の中で。それを問う論文がなかったのは「エイジェンシー」理解に問題があるのではないかと考えているので、どなたかに答えていただけたらうれしいです。

山下論文については、今回の論考はわたしが知らなかった、韓国の運動側の揺れに触れていて、勉強になりました。そして、山下さんが論じられた、慰安婦にされた方々の聴き取りをめぐるアプローチの変化のなかに、実は、構造か主体かといった問題は議論されていたのではないかと。ここは大切なところで、47～48ページのところで金秀珍妙（キム・スジン）さんからの引用を参照されています。1999年に始まった第4集の作業で、スピヴァックのサバルタンの議論など学んだ方々も聞き取りに参加された時の証言集の「あとがき」から引用されています。いかに証言を再現するかについて、各集ごとに議論が変化していくわけですね。「この過程は歴史叙述における証言の位相や証言に対する認識論的転換を反映したものと、いうよりも、証言採録を始めた時からあった揺れを表している」と。「第1集から堅持してきた「真実を真実のまま明らかにする」方針は証言への信

憑性を限りなく疑う姿勢を伴いながらも、他方で、民族言説がつくりだす定型な「慰安婦」像にとられまいとする意識につながった」。もちろんこうした変化は、意図したことではないかもしれませんが、ここに現れている揺れこそが、歴史学と社会学の相補的な共同研究の中でも大切だし、これからも歴史書から学ぶこと、特に資料の重要性を、山下さんなりに指摘されたのかなと思います。

みなさんの論考は、既存の歴史学が封殺してきたと思われる、多様な被害者像の「語り」を掘り起そうとされました。ただ、バトラーの議論からみれば、個人の語りのなかで、語りえない部分にこそ、社会への批判理論の可能性と責任をめぐる倫理の場所が開かれる。本書に「責任論」についての論考がないのは「エイジェンシー」理解に問題があったのではないだろうかと思っています。むしろポスト構造主義は構造に目を向けるからこそ、主体を問題化しうる。今ここで語りえることが、なぜ10年前に語りえなかったのだろう、と社会状況の構造に目を向けることができるはずだと、歴史学の方法論をめぐる議論をみなさんが意識される一方で、むしろ「主体」に語らせてしまっているのではないかという印象をもちました。

蘭 岡野先生、ありがとうございます。つぎは、岩崎稔（東京外国語大学）先生よろしくお願います。

5. 岩崎稔さんコメント

岩崎 発言の順番が最後になりますから、前の方々のしっかりした議論を踏まえながら、それと絡んだ要素も織りませなければなりません。わたしからは三点申し上げます。

一つは大きな感想として、この本を読んで私を感じたこと、思い抱いたことを申し上げます。二つ目はその大きな評価にのっとりうえて、「今日にいたる日々を通して何が起こってきたのか、起こったそのことをわたしたちはどうまとめることができるのか」です。あるいは、この本のおかげで、起こったことがどのように明瞭になっているか、という視点です。三つ目は、今という時間性そのものに関わる問題、まさしく「現在というものをどうとらえていくのか」ということです。この三つを申し上げることで、私の役割を果たしたいと思います。

まず大きな感想からです。素晴らしい本でした。

ほとんどの論者の方にとって、金学順さんの1991年の「カミングアウト」（という言葉が適切かどうか、いつも迷いますが）は、衝撃をもたらした非常に大きな出来事でありました。それから数えて今年はずでに27年経っています。四半世紀を超え、30年になりなんとする時間が経過しているわけです。今日の会場には、こうやって見渡してみても若い方が結構来ていらっしゃるんですが、わたしも大学で授業をしていて、ついうっかり90年代のことを昨日のこのように話してしまい、「わたしはまだ生まれていません」と言われてハッとすることがしばしばです。そのくらい、この論争をめぐるあるまとまりのある時間が経過してしまいました。これは結構大きなことなのでしょう。30年に及ぶような一つの時代をくくりだしてみても、しかもそれは、「慰安婦」問題が最大の争点となった時代だったのですが、これを目の前に据えてみて、私たちはそれを今どういうふうに回顧できるか、自分たちが今どこに立っているかを、最近よく考えるようになりました。

上野さん、蘭さん、平井さんたちがお作りになったこの本は、そういう私自身の実感にピタッときました。「この時代は一体何であったのか」ということを考えさせてくれるからです。そういう意味では「中間総括」という意味ももっています。特に序章の上野さんの議論は「あの時に論争になった問題、あの時に気がついた問題」を拾っていくことができるような、大変明瞭で目配りのきいた論文でした。そして、この本は「比較」を問題にします。最初のコメントーターの川喜田さんがおっしゃいましたが、「比較」という論点を考える時、1986年にドイツで起こった「ドイツ歴史家論争」という、歴史認識問題のひな型ともいえる大きな国際論争のなかで、すでに「比較可能性」が主題化していました。戦後西ドイツが抱え込んだホロコーストという加害行為に関わる罪責、このものすごく大きな問題を「もう背負いたくない、いつまで謝れば済むのだ、リセットしてしまおう」という意図を持つ者も、この論争のなかで「比較」というやり方で、加害の歴史を軽くする、矮小化する、ひどい場合は否認するという語り方をしました。そもそも、戦後40年という時期にドイツ語圏でも、エルンスト・ノルテなど、そうした議論が現れてきていたことに対する危機感があり、そのことに対してユルゲン・ハーバーマスの批判が投げかけられることで「ドイツ歴史家論争」は始まりました。「比較可能性」ということが、ホロコーストがもっていた問題の大きさ、深さ、イン

パクトというものを矮小化する、小さくしてしまうという効果を狙ってもちだされ、それに対して哲学者や歴史家からの批判的な問いかけが起こったわけです。

アンドレアス・ヒルグラーバーの「歴史研究に禁じられた問いはない」という言葉も引かれていましたが、ヒルグラーバーについては、歴史家論争の中では『二つの没落』という、ヨーロッパユダヤ人の絶滅と東部戦線壊滅の際のドイツ国防軍の絶望的戦闘を並べながら、もっぱら後者にのみ感情移入する書き方が「歴史修正主義」の側の言説としてとらえられています。「比較」という問題が、このドイツの事例においては、人間の死の生産という、文明の根本が崩壊してしまうような途方もない出来事、人間性の尺度そのものが壊れてしまう出来事について、そのことの意味を小さくしてしまう、相対化してしまうという操作の問題として扱われていたわけです。このように「比較」は下手をすれば危険なことになります。しかし、それとは逆に、この本の中では「比較」という重要な問題提起が、とてもうまく批判的に機能しています。同じ歴史認識の問題をめぐるても「比較」という論点が果たす効果はまったく違うのだとあらためて感じました。「比較史」というアプローチ、「比較」という限りは「同一性」と「差異」、それぞれのバランスや最適値が問題になりますが、いずれにしても「比較」ということがこれだけうまく機能していることは大いに評価していいと思います。

慰安婦問題における「比較」という論点、なかでも「性暴力連続体」という概念はとても特長的です。この概念を設定したことで、ちゃんとした論理的効果が上がっています。「平時」と「戦時」の問題、「合法」とさしあたって「非合法」という「語り」になるもの、あるいは恋愛から、それ以外の究極的な強姦まで、さまざまな性をめぐる言説を実態的に考えていく時、「性暴力連続体」という概念は複雑な位相と射程を明確にしているからです。日本の場合、慰安婦問題における「歴史修正主義」の議論は、主として「強制性」を非常に矮小なものとして限定し、しかも、あらかじめそのように限定しておいてから、「そんな強制はなかった」という論理を組み立てます。「甘言や詐欺は強制にはあたらず、暴力的レイプのみが強制だ」という右派言説に対して「性暴力連続体」という概念装置は有効です。ほぼこれで、「論理的に」ではありませんが、つまり向こうが聞く耳をもっていればの話ですが、完全な反証になってい

ると思います。こんなふうにこの本は一つの時代の中で、さまざまに論じられた論点をきれいに整理し直して下さったという点でも実に啓蒙的な仕事であると私は感じました。慰安婦問題に関して、端的に議論のステージをひとつあげてくれるものとなりました。

二つ目は、この30年という時代についてです。私は実は、大学の教員になったのは1990年ですから、慰安婦をめぐる論争と自分が教師をしてきた時期がだいたい重なっています。この30年は、上野さんが書いてくださっているように大きな認識論の組み換えの時代でありました。いろんな形でこうした構造転換を表現することができるとは思いますけども、最初に、あの金学順さんのカミングアウトの後、突き付けられたことをどう受け止めるのかというのが、当時の研究者にとって深刻な問題となりました。いろんな人がいろんな形で対応したわけです。私が拝見していてやはり一番目を瞠ったのは、吉見義明さんの歴史家としての応答でありました。私自身はそれに胸を打たれるとともに、そこから多くのことを学んだという記憶があります。同時に突然、慰安婦問題という形で提起された問いが「それまでなぜ見えなかったのか、なぜ学問として主題化しなかったのだろうか？」という、この自問自答は、既存の考え方や既存の枠組みの再検討を否定なく求めたと思います。自覚はなかったけれど、そこにはある「不全状態」があった。それが、金学順さんのカミングアウトによって、一つの出来事によって「知の枠組みが揺らぐ」ことになりました。そういう重要な経験をしたのだと思います。この30年になりなるとする時代の最初にあった衝撃を生み出したものが何であったのかを、この本は一つひとつ分業を通じて整理しているのです。

私はたまたまドイツの政治思想を専門にしていますが、ドイツ観念論のなかにもある記憶や想起という概念を最初の手掛かりにして、この時代経験を「記憶論的転回、記録論的転回以後の状況をどう考えるのか？」という形で引き受けてきたつもりです。「凍てついた記憶」とか、あるいは「記憶の抗争」とか、その表現はさまざまに言い換えることができるのですが、そうした記憶が市民社会のうちに突然帰ってきた時、その声をめぐって起こった事態がそれでした。あるいは「記憶を」ではなく「記憶が」語るという、そういう事態です。岡野さんがおっしゃった「自由意志」ではなく向こう側から到来する形で既存の私たちの認識、私の認識そのものが揺らぐ経験を、

「記憶」の動態のひとつとして考えてまいりました。ただ「記憶」という言葉は、なかなか厄介であります。記憶というキーワードはたしかに90年代からこのかたたしかに流行りました。流行ったことで、いまはそうした言葉にうんざりするという議論すら現れています。記憶という言葉は、レトリックとしてはいろいろ使われるわけですが、しかし、記憶ということが言われることで何が変わったのか、何がたちゆかなくなったのかについての検証は、必ずしもすべての局面において十全に行なわれたとはいえません。私自身も自戒しています。その点で上野さんの序章は、出てこなければならない論点を、一つひとつ詰めてくださっています。

この30年のあいだに起こった転換ということに関して、とくにこの本の中で強調されているのは「語り方」という問題です。この本は「比較史に向けて」となっていますが、よく目次を見ると、第1部は「語り方」という言葉が小見出しにしていますし、第2部は「語りえない記憶」。第3部は「歴史叙述」の問題になっているように、すべての論文が「語ること、叙述すること」をめぐって生じた難点に何らかの形で絡んで論じられているのです。この30年近くの時間の中で問われた非常に深刻な論点の一つが「語り」の問題です。山下論文が挺対協や韓国における運動圏の中での経験を書いています。この論文にもちょっと驚かされました。薄々は聞いたことはありましたが、そもそも慰安婦問題の最初のところから慰安婦とされた人たちの記憶、その「語り」をどう描くのか、どう聴き取るのかという点をめぐって、これだけ明解な論理的対立が存在していたということを初めて知りました。しかも、そのことが議論になりながら聴き取りの方法、聴き取りのあり方、証言集のつくり方を組み替えていくことが行なわれていた。この反省的な視線は非常に示唆的です。当の語り手との間で既存の実証主義的な叙述の形式と語り手自身の、いわば「語り」の世界の内的な構造との間で、ある抗争と亀裂が存在していた、そのことに気がつきながら、この問題を考えてこられたことに励まされました。これが30年近くの時間の中で明確になったことの一つに入るはずです。

さて三点目の問題です。この本の中で私自身が唯一、欠落しているなど感じていることがあります。この本に全部を求めるのは無茶な話ですから、この点は割り引いてもいいのですが、これだけ見事な目配りによって構成されているにもかかわらず

らず、新しいソーシャルメディアと性暴力の語りとの関係の問題は論じられていないように思います。歴史学と社会学の境界で考えるとおっしゃる限り、その問題を全くあずかり知らぬことなどは言えないでしょう。ただしそれは、学問の問題というより、今に生きている普通の人たちの感情と思い出し方、想起の仕方の問題であります。この問題は、わたしも別のところで書いたことがあります。慰安婦問題に関する実証的研究としては明確に前進してきたのです。慰安婦の問題について、非常に優れた仕事の実証的に生み出されました。ところが、社会の中で起こっている事態は、それとはまったく反対の方向へと推移しています。いわば、きちっとした形の考えや、きちっとした論証、慰安所の研究や調査が進めば進むほど、他方で、この問題に関する語り方は、メディアにおいて、あるいはSNSにおいて「右派言説」を中心とするさまざまな場面でどんどん劣化していつている。いわば鉄状にというべきか、ふたつが全然違う方向を描いてしまう。この事態を私たちはどう考えたらいいのかということです。まさに「ポスト・トゥルース」という言い方で直感的に表現されるようになってきていますが、この点でも、ひょっとすると今までとはさらに違うフェーズに私たちは入っているのかもしれない。それはゾッとする感覚です。その時に、この30年になりなんとする時代にこういう形で総括してきた作業が、今後どういうふうに、これ以後の時代に対して知的挑戦を行なうことができるか、これはかなり無茶な質問ですから「答えてください」とはいませんが、しかしこの本を拝読しながら、この今の時代において我々はどうなるのか、慰安婦問題をめぐっても、これだけの背反する現実の中でどうなっていくのだろうかと考えた時、論者の何人かの方から少しご意見をいただきたいと思いました。政治的な運動としてという点ももちろんそうであります。ただその時に思うのは、やはりこういう事態のひとつとして、運動圏のなかにおいて厄介な問題が存在しています。その問題は、この本の中で整理されている論点を自覚的に引き受けて、それぞれが考えていくことによってしか答えは出せないのですが、残念ながら今、慰安婦問題は若い人にとっていささか扱いにくい問題になっています。若い人たちにとっては、慰安婦問題を修士論文でも卒業論文でも研究しようとする時、あるいは運動圏にかかわろうとする時、それがいくらか頑なな判断をそのまま受け入れないと入っていけないという事情があるから

です。それは若い人たちが悪いのではなく、わたしたちのような年上の世代の方が悪いわけですが、その問題を最後に考えておきたいと思います。

『帝国の慰安婦』をめぐる論争状況を見てみると、つい悲観的になる意見の対立があります。運動圏が明確に割れてしまっています。そこではほとんど対話が生まれません。直感的には、かつて日本の左翼運動が1970年代、どうしようもない対立をし、互いが互いの運動のリソースを掘り崩しあい、最終的には新左翼運動全体がともに立ちいかなくなる状況をつくったことと似ていません。同じことが起こらないように希望しています。批判ということは、一種の殲滅的な攻撃とは違う。また、あてこすりや他者の意見をきちんと聞かないで拒否してしまうような状況は、結局、本書のように論点が整理され、本書のような形で問いが立てられる、そのステージに登場して議論することにしか、活路は見いだせないのです。最後にこんな生臭い言い方をしてしまいましたが、まあ、わたしならそれをずけずけ持ち出せるからだろうという主催者のはかりごとかもしれませんね。たとえば、さまざまな立場の人が話しあい、論争し、批判しあうのはいいのですが、その上で現在の問題状況に対して、別個に進んでもいいから協力し、この局面を打開していきたい。あるいは、より良質な対話や討論の空間をつくっていくことが必要だろうと思います。もっと具体的にいいますと『帝国の慰安婦』をめぐる朴裕河氏の刑事訴追に日本の側でも協力することは、けっしてやっちゃいけないことです。批判はもちろん大事なことです。それと刑事訴追に協力して言論を封じることとは別です。一つの考えに、みな賛同することなどありえないことでしょう。しかし、刑事訴追という形で著者を陥れていくということは、批判的な社会運動がやるべきことではない。慰安婦問題における不正義に対して憤りアクションを起こしているような人たちのとるべき選択ではないと思います。イデオロギーに還元することなしに、また普遍主義的な異議申し立てがそのままあるナショナルリズムの後押しになってしまうことを避けて、もう少し豊かな政治的な判断力が培えないと、運動は次につながっていかないのではないかと感じています。わたくしからはここまでです。ありがとうございました。

蘭 岩崎先生、どうもありがとうございました。5人のコメンテーターからそれぞれ密度の濃いコメントをいただき、ありがとうございました。第1部は以上で終了します。

第2部 リプライ

蘭 リプライの前に、私たちの共著者のひとりの樋口恵子さんが駆けつけてくださいましたので、ご挨拶をお願いします。

樋口 執筆者の中で飛び抜けた最年長者の樋口恵子でございます。年齢自慢から始めます。86歳です。若手の新進気鋭の学者が集まっていますが、12人の執筆者のおっしゃっていることの半分は私には外国語同然です。しかし「あったことは記録されなければいけない」ということ、「平時」と「戦時」に通底する女性の性被害の問題。私自身が書きましたように、私の親友が引揚げ船の中で子どもを抱えて海に飛び込む母親の姿を目撃した。その話を聞いた以上は、私は学者ではなくて、もともとは通信社に入ったジャーナリスト志望で、学者というより自分を定義すればジャーナリストだと思っております。少なくとも「知ったこと、聞いたことで伝えるべきことは伝えなければいけない」と思ったのですが、地理的にも離れていて、ロクに資料が集まらない中で20年、こだわり続けてだけきました。上野さん、蘭さん、平井さん編集の中に加えられて誠に光栄ですし、ちょっと場違いかなと思いつつも書かせていただきました。

思いますことは彼女らが「なぜ語れなかったのでしょうか？」と聞かれたら「あたりまえじゃない」と凄む。文章の中にあります、施術した看護師の人が「原爆にあった人も空襲にあった人も、戦死した人も、みんなその証明があれば国からの何らかの償いを受けるのに、あの方たちは最大の戦争被害者だと思うのに何の償いもありません。だけど自分でそれをいっちゃったら名乗っちゃったら、もうおしまいです」と書いてあって、若い方はどう思われるか知りませんが、性被害者の最低年齢は15歳以上ですが、私は13歳で終戦を迎えました。ですから「それ、いっちゃったらおしまいですから」という言葉が、雰囲気としてよくわかりました。「そっとしてほしい」と。上坪隆さんには引揚げ女性の「不法妊娠」における原点というべき素晴らしい作品『水子の譜(うた)』(現代史出版会)があります。彼は何といても九州、博多という地の利を得ていたので、戦後30年頃、「どうもあの方が、不法妊娠、麻酔なしの中絶のご本人らしい」という方に二人行き会っているん

ですね。二人とも別々の小さな店の手伝いをしてる人のそばにいて肉声まで聞いたと。だけどどうしても「すみません、この問題で取材させてください」と彼は言えずに、彼は取材できずに帰ってきました。これもまた、考えが違うかもしれないけど、私は「よくぞ、人間としての上坪隆がジャーナリストとしての上坪隆を上回ってくれた。よくぞ沈黙で引き返してくださった」と思います。

「沈黙の被害者」「匿名の被害者」というのは、なにも戦争の時期に限らず女性の性被害者に共通しています。ご承知のように、115年ぶりで刑法の中での暴行罪が親告されたら発令というのが外れました。みなさまご存じだと思います。なんで115年も親告罪だったのか。「平時」におきましても性犯罪、性被害に関しては、犯したものの以上に、おかされたものの人生が破壊されるという実態に依拠してきました。それが変わる兆しがあるからこそ刑法が改正になったのですけれど。私たちはその事実、未だにおかされたものの方が恥辱を背負って生きること、どう対応したらよいかということなのです。

「エイジェンシー」、行為の主体性ということであろうと不法妊娠中絶をしなければならなかった人たちの「主体性」が、もしあるとしたならば、下川正晴さんという元毎日新聞記者が、著作(『忘却の引揚げ史』弦書房)を書いておられますが、私自身の小論で「不法な超法規的な掻爬の意思決定を一体、日本国のどこの誰が決定したのか」にこだわりつづけました。やがて今の優生保護法につきあたってくるのですが、でも私には被害者の肉声にはたどりつけません。ただし、地元新聞社に「被害者です」と名乗って、電話があった、という記事があります。「あれはGHQがいうと、日本の国の上層部がいうと、そういうことではありません。あの不法中絶は私たち自身が願ってしてもらったこと、中絶を受けた人たちが、自分たちが願って中絶してもらったのです」。その先を勝手に付け加えると「だから私はこうして生き延びていられるのです」という言葉に私は受け止めました。若いみなさま方の努力で、こんな素晴らしい本ができたことを心からお祝い申し上げます。ありがとうございます。

蘭 樋口さん、ありがとうございます。ではこれ

からリプライに入り、司会は佐藤文香に引き継ぎます。

佐藤 第2部の司会は執筆者の一人でもある一橋大学の佐藤が務めます。まず、第1部で大変貴重なコメントの数々をいただきました5人の先生方に心よりお礼を申し上げます。重要な問題提起をいくつもいただいて、執筆者12名も「これは自分が答えるぞ」と武者震いしているところだと思いますが、短い時間ですので論点を絞らせていただければと思います。

シンポジウム冒頭で編者の上野からもありましたように、本書は3つの挑戦—「戦争研究に対する挑戦」、「歴史学に対する挑戦」そして「ジェンダー規範への挑戦」と柱を立てています。これに沿う形でコメントを整理させていただきましたので、次のように進めたいと思います。まず、「ジェンダー非対称な性規範への挑戦」ということで本書では「エイジェンシー」概念がキーワードとして出てきています。これをめぐって岡野先生、中村先生から貴重なご指摘があったと思いますので、それに対する執筆者からのリプライが1点目。2点目に「歴史学への挑戦」ということで「オーラルヒストリーをくみこんだ形での戦時性暴力の歴史研究の可能性とはどういうものであるか」を考えたい。この点では桜井先生から「歴史研究における資料批判にあたるものは、オーラルヒストリーではどのようなものか」という質問がありますので、この論点を2つ目に。そして3つ目は、大きな問いだと思いますが、本書刊行時から私たちに突きつけられることが必然でもあった問い—「加害の歴史の相対化につながらないような形で、戦争と戦暴力の比較史はいかにして可能か」ということ。これについては川喜田先生から「歴史に禁じられた問いはない、しかし未だ現代史の文脈にある中で、この比較の影響にどのように向き合う必要があるのか」という問いが提起されましたので、この点を含めて最後の論点にもっていけたらと思います。重要な論点の漏れが多々あるかと思いますが、まずはこのやり方でやらせていただいて、第3部でさまざまな点を補強していただければと思いますのでよろしく願います。

それでは1点目。「エイジェンシー」概念を本書が用いたことに功罪あるわけですが、岡野先生から、「本書でのエイジェンシー概念は、皮肉なことに『主体か構造か』という議論の中で、再び個人の意思を尊重することへと逆戻りしてしまっ

ているのではないか」、「その原因はバトラーを経由せずにフーコーに依拠したことにあるのかも知れない」、「『エイジェンシー』を予め措置するという議論の立て方では『エイジェンシー』そのものの構築のされ方を検証することが不可能になってしまう」として、「責任」と接続しうる「エイジェンシー」概念をお示しいただきました。また、中村先生からも「エイジェンシーという概念を用いて被害者の主体性を読み込んでいくことが、ある種の危険性を孕んでいる」、すなわち「もう一つのフェミニスト・モデルストーリーのようなものをつくりだしかねない危険があるのではないか」というご指摘がありました。この大きな問いについて、執筆者の中から、リプライしたいという方ありましたら挙手していただけますでしょうか？

茶園 第5章を担当しました。岡野さんにリプライさせていただきたいのですが、「エイジェンシー」について。「エイジェンシーをそもそも発揮できるのか、自由意志ではないか？」という話ですが。「エイジェンシー」を語る時、ここで強調したいことは144ページに書きました「コンタクトゾーン」という概念を用いています。「コンタクトゾーン」とはメアリー・ルイズ・プラットが提唱した概念で、通常、「支配」「被支配」という圧倒的な権力の非対称がある関係のもとで「支配」から「被支配」という一方的な視点ではなく、「支配者」と「被支配者」の相互作用、相互交渉の空間であるということ148ページに書いています。これは「自由意思」ではなく、ここには限られた本当に非対称な、不平等な、占領兵は武装していますし、一つ間違えれば道端で占領女性をレイプする、そういう状況において、そもそも「自由意思」というのは発揮できない、発揮していると、本人は思っていないかもしれない。でもそういう中で相互作用の結果として結果的に「エイジェンシー」を発揮しているという、「自由意思」よりもむしろ、これも私が提唱している「生存戦略」、限られた中でその時、日本女性が生き延びた「生存戦略」という意味での「エイジェンシー」というものを私は考えています。

上野 岡野さんから名指しでご批判を受けましたので、応答させていただきます。方法論的議論や哲学的な背景に伴う議論は私たちの本では、できるだけ避けましたので、このような場で、そのような議論をする機会を与えていただいてありがとうございます。「なぜエイジェンシーを使いながらバ

トラーを出さずにフーコーなのか?」。フーコーは確かにエイジェンシーという概念を使っています。使ったのは「エイジェンシー」ではなく、「言説」という概念です。フーコーが立てた問い、言説生産の磁場で「なぜ特定の言説が構造的に生産され、そうでない言説は生産されないのか?」という問いに影響を受けて、私たちは「語りうる経験と、語りえない経験とはどのように構造的に産出されるか?」という問いの場を設定しました。バトラーを通じて初めて「エイジェンシー」という概念を知った方たちもいらっしゃると思いますが、「エイジェンシー」という概念はバトラー以前から使われています。すでに80年代、「エイジェンシー」概念は、ジェンダー研究の共有財産になっていました。誰が最初に使ったかは、よくわかりません。いろんな方たちがいろんな定義で使っていましたから、バトラーはそれらに対して極めて明晰な再定義を与えたとはいえるかもしれませんが、「エイジェンシー」概念がバトラーの占有物ではないことははっきりいっておきたいと思います。「エイジェンシー」という概念が登場するにあたってフーコーは重要な役割を果たしました。というのは、フーコーが「主体の死」を宣告したからこそ、「主体」概念が禁じ手になり、したがって「エイジェンシー」という概念を使わざるをえなくなったのです。そこで私たちは、「構造か主体か」という二者択一の問いに対する隘路を突破するために「エイジェンシー」という概念を採用するに至ったわけです。「エイジェンシー」というのはその時、その場で行為遂行的に作用し、その場で構築されるもので事前に存在するものではないことは全くその通りです。ここに「抵抗」と「服従」という概念を持ち込んだのは、ポストコロニアリズムのガヤトリ・スピヴァクです。したがって「エイジェンシー」には、「抵抗」のエイジェンシーと「服従」のエイジェンシーの両方があります。たとえば、慰安婦になったからという理由でクレゾール自殺するのもエイジェンシーですが、したたかに生き延びたのもエイジェンシーです。集団自決するのもエイジェンシーです、生き延びて残留婦人になるのもエイジェンシーです。どちらもエイジェンシーです。ただ本書では、これまでの定型的な「語り」に対して、「抵抗のエイジェンシー」の側を、過度に強調する傾向があったかもしれませんが。なぜかというところ、これまで川喜田さんがいわれる「歴史文化」、私たちが普通日本で使っている概念だと「歴史認識」の制約を受けた中で、一定の言説に社会的な正統性が与えられ、そうで

ない言説には正統性が与えられないことに対して、これまで無視されてきた「抵抗のエイジェンシー」により光をあてるという意図のもとで、そちらを強調したことは、ご指摘の通りです。ポストコロニアリズムの知識人、スピヴァクは「抵抗のエイジェンシーも服従のエイジェンシーも決して一筋縄ではいかない。服従が抵抗になり、抵抗が服従になることもあるのがポストコロニアルな状況の複雑さだ」と言いました。彼女がとり上げたのはインドのサティの例ですが、進んで夫の葬儀の薪の上に身を投げる未亡人もまた強い「エイジェンシー」の持ち主ですが、土着文化への「服従のエイジェンシー」が、結果として反植民地主義という抵抗につながることを指摘しました。インド家父長制に服従することが、イギリス帝国主義への抵抗になり、逆にインド家父長制に抵抗することが、イギリス帝国主義への服従になるという両義性、「エイジェンシー」のコントロールし難さを強調したのは、岡野さんのご指摘の通りです。

ところで「エイジェンシー」論の弱点は、「変動」を説明できないことです。このためバトラーは一貫して批判されてきたわけで、「エイジェンシー」が、「言説という他者に属するものの単なる引用の乗り物」であるとすると、「構造の再生産しかできない」ということになります。「一体、構造はどう変わるのか?」という問いに答えるために、おそらくバトラーは「倫理」という概念を持ち出さざるをえなかったのだと思います。バトラーの説明によると「変化は引用の場であるエイジェンシーの中で起きたまちがいや誤用などの偶然の集積でしかない」とされますが、こういう変動論には、我々は、とうてい承服できません。意図せざる効果もあるだろうが、意図した効果だってあるだろう。抵抗が服従になることもあるが、抵抗が抵抗になることもあるだろう。それを認めない限り、私たちは変革的な実践に取り組むことはできません。「フェミニズムは構造の再生産だけをやってきた」といわれたくありません。バトラーの「エイジェンシー」論に対する、特に社会運動側からの「エイジェンシー」批判が出てきた背景については指摘しておきたいと思います。

こういう議論の場をいただくことはありがたい機会ですが、岡野さんの提起を受けて、今回、自分のアイデアを一步先に進める契機をいただきました。誠にありがたいことです。私たちは「構造か主体か」の二者択一の隘路をどうやってくぐり抜けるかという難問に直面して「エイジェンシー」という概念を得たわけですが、逆に「エ

「エイジェンシー」概念をたどって、それからもう一度、「構造と主体にアプローチし直す」というあり方があるかと思います。私は本書の中で、ごくわずかに示唆的に書いただけですが、アマルティア・センの「ケイパビリティ」概念を「エイジェンシー」概念に接続することができないだろうかと考えています。「ケイパビリティ」の定義には「資源配分+機会集合」というものがあり、自由な選択ができる機会の束が大きければ大きいほど、「ケイパビリティ」、潜在能力と訳されますが、すなわち潜在能力が大きいと見なされます。その潜在能力が所属する先が「主体」です。これを「責任論」に接続すると、すべての個人に「エイジェンシー」があるから「責任の大小はない」とはいえなくなります。つまり、より大きな潜在能力を与えられた人と、そうでない人との違いが出てきます。つまり選択肢の数が少ない人ほど機会集合が少ない、すなわち潜在能力が小さい、と言えるからです。

こうした際に私が考えますのは、戦犯の分類です。A級、B級、C級というのは戦争犯罪の大きさではなく、意思決定の次元によって分けられるものです。B級、C級戦犯とは現場の実行犯であり、A級戦犯は指揮命令系にあつて命令をした人々、「構造が主体か」という問いのもとで別の言い方をすれば、構造を設計した人々です。構造をつくった人々の方が潜在能力はより大きいという点で、より大きい責任をもつのはあたりまえですから、「責任」の中に大小の差があることは当然であろうと思います。こういうふうには「エイジェンシー」を理解すれば、その概念の中に確実に構造のもとでの「エイジェンシー」が含意されているわけですから、「構造の強制」を「エイジェンシー」論は決して免責しません。これは確実に前提としておくべきことだと思います。

ただしそこで私たちが「主体」の「語り」、ここであえて「主体」という言葉を使いますが、「主体」の「語り」になぜ、より多く注目するかというと、構造が促進する語りと抑圧する語り、構造が正統化する語りと正統性を与えない語りがあるからです。ここで再び、フーコーの言説配置に戻ります。ある特定の言説生産の磁場で「なぜ一定の言説だけが生産され、そうでない言説は抑圧されるか？」という問い、この問いに答えることが私たちの課題であつたと考えていただければ、この論集全体が、これまで「構造が正統性を与えてきた語り」ではなく、「正統性を与えてこなかった語り」に、より多くの強調点を置いたことは

理解していただけるかと思います。

最後にもう一つ。佐藤さんへのご批判に私が代表して答える必要は全くないのですが、「エイジェンシー」という概念を上野が採用したせいで悪の黒幕のように思われているかもしれないので。佐藤さんの図式を「エイジェンシー」といわずに「自由意思」といってしまっているのではないかとこのご指摘に答えたいと思います。それを「生存戦略」と言い換える方もありますが、佐藤さんの文章をちゃんと丁寧に読むと「エイジェンシー」は「抵抗者」にも「服従者」にも等しくあることがわかります。エイジェンシーはすべての行為者にありますが、「抵抗」と「服従」のグラデーションの中で、社会が、行為者の「エイジェンシー」に機会集合をより大きく読み込む程度に応じて、差異が発生すると佐藤さんは論じています。行為者の「エイジェンシー」の大小ではなく、社会の側が行為者の「エイジェンシー」をより大きく承認する程度に応じて、正統性の違いが現れてくるということは「ケイパビリティ」論に接続すれば、潜在能力がより高く与えられているか否かという判断に関わります。応用問題でいうならば、中国からの引揚げ過程で、残留孤児と残留婦人にカテゴリー分けされた分岐点はたった一つ、年齢です。13歳以下だと選択の余地がないと解され、13歳以上だと本人の自発性が働いたと見なされるわけですが、それは社会の側が行為者に「エイジェンシー」を読み込む程度で分かれるという解釈だと考えれば、佐藤さんの図式も一定の説明力をもつ（すべてとはいませんが）といえるかと思います。これだけのことを考えさせていただいたコメントに感謝します。

佐藤 上野さんが代わりに答えてくださってありがたいのですが、私も一言、リプライをします。325ページに載せた図において、横軸を「エイジェンシー」そのもの、縦軸を「語りの正統性」そのものと読みこまれないように、と注意深く書き記したつもりでした。レイプと買売春と恋愛を、まさに「性暴力連続体」の中で考えようという発想のもとでつくった図でしたが、なぜこのような図を考えたかといいますと、この本のきっかけにもなりましたシンポジウムで『兵士とセックス』という本の監訳をしたからなんです。『兵士とセックス』の本の構成は「ロマンス」「買売春」「レイプ」の3本立てになっていました。しかしこの本では、恋愛をして結婚してアメリカに渡ったフランス人女性の物語が全く欠落していた。それはなぜか。『兵

士とセックス』という本自体が、アメリカ兵がフランスにいて、いかに残虐なことをしたかという被害の文脈で語られるからですよ。当該社会、この場合はフランス社会において、結婚に至った恋愛は、当事者の女性たちの「エイジェンシー」を、彼女たちが「自分でやった」という「自由意思」として読み込まれ、「語り」の正統性が剥奪され、だからロバーツの本からも欠落してしまう。でも結婚に至った恋愛だってDVはじめ、さまざまな暴力を孕んでいる。そのこと自体も「性暴力連続体」の中でとらえなければならぬのではないかと、こういう発想のもとであの図を描きました。

1点目の論点で時間を消費してしまいました。岡野先生も返したいことがあるかもしれませんが、いかがですか？

岡野 上野さんから、佐藤さんご自身からも説明をいただきました。私が、どうしてもこだわってしまうのは「買春より恋愛が女性の自由な意志が働く余地があるものと見なされる」、これ、説明としては今の現代社会の中での認識のありようの図だとしたら、ここは「自由意志」と読みとれると思うんです。「エイジェンシー」概念は、まさに「自由意志」の読み取りを批判するために出てきた概念だとすれば、どうしてもここは社会に「エイジェンシー」という言葉の認識もないから「自由意志」とははっきり書いて、「エイジェンシー」概念でアメリカ人と結婚したという人も「自由意志」という概念の下に読み込まれてしまう。それを批判するために佐藤さんたちは「エイジェンシー」概念を使い、そこは「性暴力連続体」だし、もしかするとフランスからアメリカに結婚して渡った人だって「エイジェンシー」論からすると「自由意志」といわれているけど、「そうじゃない」という議論をしたいのだろうと理解はしています。ですから、あの図は非常に勿体ないというか、説明としては、その通りだとすると、ここは「自由意志」ではないかなと未だに思うというか、こだわっているようですが、また考えていただければと思います。上野さんの説明も非常によくわかるもので、また少し考えてみたいと思います。

佐藤 関連して会場の小野寺拓也さんから岡野先生に対するコメントです。「主体が構造かの二項対立はエイジェンシー概念を導入したとしても止揚できるものではなく、これからもその緊張関係の中で考えていかなければならないのではないのでしょうか。そうした意味で本書は主体の軸へと近づけ

ることで戦時性暴力の理解を進めるものとして肯定的に理解することができるのではないのでしょうか」と。おそらく、エイジェンシー概念は厄介なものだと思うんですね。本書の中でも執筆者によって、ちょっとずつ使い方がずれていて、バトラーをよく知っていらっしやる岡野先生からすると、バトラー経由ではないことで気になるところがあるのだと思います。この点は先ほどの上野さんの「ケイパビリティとの接続」のようなものを踏まえて考え続けていければと思います。

2点目の論点に入ります。「歴史学への方法論的な挑戦」ということで、「オーラルヒストリーを組み込んだ比較史としての戦時性暴力の研究の可能性とはいかなるものであるか」。一つは桜井先生からいただいた問いで「歴史学における資料批判にあたるものをオーラルヒストリーにあてはめるとしたらどういうことになるか」。蘭さんに対して、「叙述形式としてはどんなあり方が望ましいのか」。蘭論文では最後のほうで石田米子さんに辛辣な批判を加えられていますが、他にどのような叙述の形式がありえたか、という点について。まずは、成田さんからリプライをお願いしたいと思います。

成田 論文を書いた後に、こういう場で議論ができることは大変幸せなことだと思います。いただいた問いかけに、ゆるゆると回り道をしながらお答えしていきたいと思います。私は第3部で「歴史学への挑戦」として担当しました。「歴史学者が、歴史学に挑戦してどうするんだ？」という突っ込みは当然、あるだろうと思います。川喜田さんは「現在の問題の厄介さを現代史に求められ、現代史というものが、日本の場合まだ終わってないから厄介な問題だ」と言われました。私もその通りだと思いますが、厄介な問題をつくりだしているのは「近代歴史学」であるでしょう。そして、その「近代歴史学」が、まさに今日の主題である「戦争と性暴力」という問題をきっかけに大きく転換して「現代歴史学」に変わろうとしていることが論点となっている。すなわち、「現代歴史学」と「近代歴史学」との葛藤、「現代歴史学」の産みの苦しみという点に現在の問題の局面があると思っています。

では、その「現代歴史学」とは何か。岩崎さんのコメントのなかにもありました「記憶論的転回」を経た歴史学を、私は「現代歴史学」と考えています。桜井さんは「オーラルヒストリーを組み込んだ」歴史学ということをいわれましたが、私の

言葉で言い直せば「転回後の歴史学」ということになります——「ターン」を経たことを自覚した歴史学として「現代歴史学」があるということです。「文書に書いてあるもの、これはあったことだ。文書に書かれてないことは知ることができない」——この認識は「近代歴史学」の持つ認識です。ここに「近代歴史学」の方法と認識が凝縮されています。「ターン」は言語論的転回に代表されますが、書かれていることが事実そのものではないとし、他方、内容は形式と離れては意味をもたず、誰に向って書かれているかも考慮する段階に来ています。歴史学の新たな方法・認識であり、これを意図的に追及するのが「ターン」を経た「現代歴史学」ということになります。「言語論的転回」という一つの「ターン」を経験すると「物語論的転回」「記憶論的転回」「空間論的転回」など、次々に「ターン」が起り、現代歴史学はターンを自覚する中にあるということでもあります。

とともに、この「ターン」には破壊力があります。書留められた出来事は、はたして「事実」であるか否かは立場によって異なるはずだ、資料に書かれていることを担保とただけでそのようなことは言えない、という主張は強いものです。言語論的転回がもたらした効力を踏まえていうのですが、ただ出来事自体はあるのですね。その出来事を、言語論的転回を踏まえ、「どのような形で再構成、どのような形で叙述するのか？」ということが「現代歴史学」に突きつけられた課題に他ならないでしょう。

桜井さんが指摘されたのは、まさにこの点だと思えます。「ターン」を経た上で「どういう叙述をできるの？」ということでしょう。女性史はオーラルヒストリーに大きな貢献をしましたが、女性史が「ターン」をしてジェンダー史としての自覚をもつとき、オーラルヒストリーにおいて、女性史、つまり「近代歴史学」とジェンダー史—「現代歴史学」との関係の位相が異なってくるということです。

桜井さんが指摘されたことは、言葉を換えれば「叙述」ということです。「叙述」といった時、日本オーラルヒストリー学会でコメントさせていただいたことがあります。「オーラルヒストリー」では、「オーラル」を強調するけれども、「ヒストリー」として提供するわけだから「叙述」が問題になると述べました。2000年頃のことです。叙述には叙述の作法があります。岩崎さんが翻訳された、ヘイドン・ホワイト『メタヒストリー』は、19世紀の歴史叙述を考察した著作ですが、19

世紀の歴史叙述として4つの型を抽出します。修辭に着目し、型として分類しますが、ホワイトは19世紀の歴史の叙述は4つのパターンだったとします。歴史の叙述には、歴史的に制約された型があり、そのことを認識したうえで、どのような形で現在、叙述が可能であるだろうかという議論がなされる必要があると思います。

さて、いまひとつ桜井さんから、資料批判をめぐる論点が出されました。「歴史学の中で、オーラルヒストリーの資料批判が歴史学の中でどのように可能か？」という問いです。現時点での応答は、問いかけられた歴史学の相手が、「近代歴史学」なのか「現代歴史学」なのかによって変わってくるでしょう。「現代歴史学」はオーラルヒストリーから学び、ともかく相手のいうことをいっぺん飲み込んでみよう、最初からウソだということではなく、語られる内容世界に入り込むことをします。たとえば、明らかにその場にいらなかった人が、出来事をめぐる証言をしても、そのことを「まずは承認しよう」という立場を取ります。

そのため、オーラルヒストリーをめぐる資料批判というイメージが「近代歴史学」の場合と「現代歴史学」では大きく変わってきています。「近代歴史学」の場合、これまで「オーラルヒストリーは資料の作成だ」といっていました。文書であきらかにされてきた出来事の補完、といって悪ければそれと並立するものです。したがって、オーラルヒストリーをめぐる、「近代歴史学」ではそこでピリオドです。資料の作成にかかわって聞き手と語り手の間で互いの解釈や対話や齟齬や、ぶつかりあうことは見られません。そういう問題を封印して「近代歴史学」は資料をつくることに、営みを限定しています。

「現代歴史学」においては、(話者によって)解釈された出来事を、(話者と聞き手との対話によって)再解釈するところに課題を置き、その上で「いかなる叙述が可能か？」という点に踏み込むこととなります。桜井さんが指摘された、「現代歴史学による焦点化」を私はこのように理解しました。桜井さんが問われたのと全く同じ問いを「現代歴史学」も共有しているという認識です。

そして、おそらく問題は、もう一つ先にあります。桜井さんが出された議論は「対話」をもととしており、この論集をつくる時にも同様の営みがなされました。そして、「社会学」にアイデンティティをもつものと「歴史学」にアイデンティティをもつものとの「対話」もなされ、その「対話」

が今日は、またさらに開かれていき、「対話」が一つの方法になっていることが眼の前でなされています。「対話」という方法によって問題が切り拓かれていっていると思うんですね。

第3部の「歴史学への挑戦」といったとき、ここでの「歴史学」は明らかに「近代歴史学」です。歴史学の業界に身を置くものとしては、まことに残念なことですが、「現代歴史学」なるものを認知したくない人びとはまだまだ多数派です。「過ぎ去ろうとしない近代歴史学」—そうした論者たちが、特にナショナル・ヒストリーである日本の領域を対象とするなかでは多くいます。「ターン」を認めませんから、「事実は事実でしょう？」という決めゼリフが出されます。事実も資料の解釈により、それが「対話」に支えられているという共通認識になかなか立ち至りません。なかなか「対話」というものが難しい状況にあるなか、今日の会は大変実りあることと思っています。

佐藤 ありがとうございます。それでは蘭さんからリプライをお願いします。

蘭 今回の論集の一つの特徴は「語り（オーラルヒストリー）」が一つのキーワードになっていて、「モデルストーリー」「モデル被害者」「証言から物語へ」といったものもキーワードになっています。「証言から物語へ」、成田さんの話を引き継ぐ形になりますが、一つの聴き取りの中において「証言」という位置づけがある。「証言とは何か」といえば、これは何々に関する事実関係をあらわすような証言であると認められる場合に、それは歴史学の資料としての「証言」になりうるというのが通常理解ですね。では、物語とは何かというと、「あなたは1943年3月15日にどういうところで、どういうわけで慰安婦になっていったのか？」という経緯を聞いていき、「慰安所でどういうことがあったのか？」「それをいまどう思うのか？」を聞いていく際に、そこで語られるものの中には事実を示す場合もあるが、語られる現在から描かれる出来事であり、それへの感情や解釈が含まれている。さらにはその間の時間の経緯や社会や集団におけるマスター・ナラティブやモデルストーリーという語りによって規定されたものであるというのが前提です。それは事実関係がそのまま語られるわけではないということを示していますし、何よりも、語りは聞き手の質問によって影響を受ける、聞き取りは語り手と聞き手との相互作用のなかで聞き取られることが大前提です。「物語」というのは、その人の人生の中で慰安婦であった時期に関心を

もって聞きとっていく時、「その時にどうであったか？」という事実関係と、そのことに関して反芻され、解釈され、それらが人生の中でどういうふうに関与しているのかという全体性の中で語られ、そのなかで物語が作られていくという理解です。

さて、オーラルヒストリーとの関係で桜井さんが最後に私に問いを投げかけられました。アーカイブ化についてです。歴史学は歴史資料をアーカイブ化しますし、現在それが盛んに行なわれています。しかし歴史学からすれば、桜井流の聴き取りは相互作用の中でつくられたデータなので、それは「証言」ではなく、「物語」である。したがって、それは客観性がないだろうと批判的に位置づけられる。相互作用の中で主観的に構築された資料であるのだから、その構築はウソも入っているし、そのプロセスでつくられた資料をアーカイブ化することに意味があるのか、という批判的な視点です。「アーカイブ化しても、それは資料として利用されるのか？」ということが論点ですね。たとえば、朴沙羅さんという若手が書いた論文では「アーカイブ化できるオーラルヒストリー」と「アーカイブ化できないオーラルヒストリー」と、かつて倉石一郎さんがいった言葉を引用して、分類しています。

逆にいうと桜井流のオーラルヒストリー、「物語として聞き取ったオーラルヒストリーは、第三者も使えるようなアーカイブにできるのか？」ということは現在の課題でもあります。実際、オーラルヒストリーのアーカイブ化に向けてのシンポジウムを、つい2カ月前の3月に、本会場の1階上の教室で行いました。その時のヒントは、いつ、だれが、どのような問題意識で聞き取ったのか、といった「メタデータ」を踏まえれば、アーカイブとして利用可能ではないか、という見方がヒントになりました。「メタデータ」を明記していれば、聞き取りの場（語らいの場）の状況という担保によって、一つの歴史資料となる可能性がある。それができなければ、オーラルヒストリーは残念であると。

桜井さんのもうひとつの重要な質問（石田さんらを批判しているが、ではどう描けばいいのか）についてお答えします。石田米子さんたちの日本軍性暴力に関するオーラルヒストリー（『黄土の村の性暴力』）を読み、感動しました。しかし、石田さんらの聞き取りの方法は、桜井さんが築いてきた対話的聞き取りと同様な高い水準の方法にもとづいて紡ぎ出されているが、その作品の

叙述は歴史的な証言として描かれていました。驚くことに、石田さんの研究会などで報告された方法論を読むと、それは独自に編み出されたもので、それ自体は、桜井厚に匹敵するような画期的なものでした。しかし、作品のなかには、それが書かれていない。それはなぜか、(成田さん流にいえば)、石田さんらが「近代歴史学」の流儀に囚われていたからです。私の批判は、オーラルヒストリー作品の叙述が、歴史的な証言だけでなく、その語りの変化や、語り手や聞き手の認識の変化といった、聞き取りの活動全体を踏まえた叙述が必要ではなかったか、ということです。一期一会ではないですが、この時にしかできないこと、それがどうやってつくられていったのかをはっきりと書く必要がある。そういう点を踏まえて、石田米子さんたちが行った聞き取りを、どうやって行われてきたというメタデータ化すると、それを他の人も共有できる形になるし、ある種の「翻訳」のような作業が可能になる。(全体の研究活動の中では、それは行われているのですが、作品には欠けているのです。)

そのことによって姫岡さんも論文に書いていますが、「こういう語りがあるが、それは歴史化されていない」という表現を彼女はおこなっています。それは何かというと、個人の、私とあなたの「語り」が、まさに真空の中で語られたような話になっている。語りというのは常に「言説空間」という文脈のなかで行われる。歴史的な文脈をオーラルヒストリーに引きつけていけば、「言説空間」のなかで私たちは生き、語る。そのマクロな歴史的な文脈、言説空間、ミクロな語りの場を明らかにしていくことで、語りの意味が豊かになっていく。その前提となる資料を、その基本的な方法論を桜井さんが日本で築きあげたのです。それまで「証言」とされていたものが、いや証言だけではなく。相互作用的な構築される側面があると。では逆に、「歴史性」を落として完全に「物語」になったかということ、それは違う。桜井さんを批判する人たちが「桜井は歴史を無視している」と批判しますが、そういうことは絶対ない。その中でメタデータをつくるという作業を見て、さらに言説空間はどうであったかということ自体が、その「語り」を精確にし、豊かにしていくことだと思います。そうすることによってそれは「歴史化」されると私は思っていて、「オーラルヒストリー」という方法のもつ可能性は、そこにあるのではないかと思っています。

佐藤 ありがとうございます。実り豊かなリプライをいただきました。山下さんにも一言いただきたいのですが、桜井先生からは「聴く側、調査者の側が変化することによって語り手はどのように変化したのか」というご質問。また、岡野先生からも証言集がつくられていくプロセスを見ていくと「つくる側に、民族言説というものがある種の定型化された語りをつくりだしてしまうことに対する問題意識があり、その揺れ動きが見られるところに、山下論文の評価すべき点がある」というご指摘があったと思います。その際、「それが認識論を反映しているというより、最初からあった『自分たちは真実を明らかにしたいのだ』という思いが、まさに民族のモデル言説をつくっていつてしまうことを明らかにした」と。ここでは、構築主義と構築主義に批判的な立場と、双方で山下論文をとりあっているような面白いことが起こっているのかなと思うので、ご本人からリプライいただけたらと思います。

山下 桜井先生のご質問で、私の論文が「聴き取る側の変化に焦点をあてたものですから、語る側も、どういうふうに変ったのか」というご質問。私は、よくわかりません。というのは聴き取る側に焦点をあてていたものですから、韓国での慰安婦の聴き取りは大勢の人々を対象にして、次から次に聴き取っていかなければいけない形でやったものですから、「この方を選んで」とか、じっくりやられたわけではないということです。聴き取る側も一人の人が、ずっと十数年やってきたわけではなく、何度か聴き取り手が代わってきています。その変化を見るのは難しいです。宋神道さんを聴き取ってきた梁澄子さんの方が、よくわかるのではないかと思います。岡野さんの質問も、もういっぱい考えてみないといけないので、また後でお話させてください。

佐藤 ありがとうございます。このへんで2点目の論点は終わりにして3点目にいきましょう。巨大なディスカッションポイントですが、本書が「戦争研究への挑戦」であるというときに、「加害の歴史の相対化につながらないような戦時性暴力の比較史というのはいかに可能か」。川喜田先生からは、「歴史に禁じられた問いはない。しかし日本が今も現代史の中にいるということを考えれば、比較史がもたらす影響力に向き合う必要がある。執筆者はこれをどのように考えているか」。この点についてリプライしたいという執筆者はいるでしょう

か。猪股さんに対しては中村先生からも問いが投げかけられています。「猪股論文が植民地主義の犠牲者である慰安婦と、植民者であった開拓団の女性の性被害を比較する、この比較というものがどこに向かうのかに若干の懸念がある」と。「脱モデルストーリー化をめざすならば、むしろ開拓団の女性たちの被害と比較すべきはオランダ人で慰安婦にさせられた女性ではなかったか」。重要なお指摘ですので、この点を受けてリプライいただければと思います。

猪股 第6章「語り出した性暴力被害者」を執筆しました。「相対化になるのではないか」という話で、中村さんからの「一国の被害者を採り上げることで植民者と被植民者の非対称性というのは曖昧に、かき消すことになるのではないか？」というご指摘を受けて、「植民者の性暴力被害者であれば、オランダ人慰安婦を比較した方がいいのではないか」というご指摘を受けました。植民者が被植民者かというのは私にとってはざっくりした図式化だと思っていた、植民者の内部に加害と被害が折り重なっていたり、それを語りだす条件も単純に加害者意識を認めれば語り出しやすくなるという話ではないと書いたつもりでした。一見、男性の贖罪、モデルストーリーのような、ある意味、男側の言い訳に見えるようなものも、いろんな重なりあいの中でモデルストーリーの反復をずらしていく効果があるのではないかと見ていきたいと考えていて、贖罪に見えていても、平井さんの論文のように「男らしさから降りる」話につながっていく可能性もあるのではないかと示したかったということで、逆にある意味、オランダ人慰安婦とこの事例を一気に比較する方が、別様の相対化につながってしまうのではないかと考えています。社会学の立場として事例にこだわっていく、同じような語りでも、どういう文脈で出てきたのかを掴んで「服従」に見えていても、巧みに「抵抗」につなげていける可能性があると感じ込んでいくのが、「語り」を聞いた、その物語をどう解釈するかという話も、ある意味、「責任」の取り方と考えているわけですね。つまり「語り」は構造によってつくられているだけではなく、それをずらしていく効果があることを書きたかったなと思っています。うまく伝わってないようなので多分、叙述がうまくないんだと思いますが、今後の課題したいと思います。

佐藤 ありがとうございます。関連して、猪股さ

ん、木下さんへのご質問です。京都大学の山本めゆさんから。「引揚げ者の性暴力被害は、なぜ長らく十分な注目を浴びてこなかったのか。なぜ近年、急速に注目を集めるようになったのか。ご意見をお聞かせください。とりわけ木下論文が論じているように日本人慰安婦の存在が長らく不可視化され、今日も依然として十分注目されないとき、近年の引揚げ者の性暴力被害への関心の高まりをどのように理解されているか」。お二人にということですので、まずは猪股さんから。

猪股 「満洲移民」に関して論文でも書きましたが、引揚げてきて地域に戻ってきていることで語れないことが大きな前提としてありますが、他の引揚者は都市に出て散らばっているわけですが、地域のつながりもあって開拓団の幹部の人が遺族会の幹部とか、そういう連続性はあるわけです。ようやく語れるようになったのは幹部が代わってきたこと、家族も亡くなったタイミングの話とか、男性性のホモソーシャルな「男らしさを傷つけられたことを隠したい。女性を守れなかったことは認めたくない。ジェンダー規範が強固に今も続いている」という、自分は男だから、そういうことも思うんですが、そこから「どう降りるか」ということが、まだまだ日本社会ではできていないと同時に、フェミニズムを含めて女性からの異議申し立てによって、ようやく「自分たちも縛られているな」と気づいてきたというのが、聞く側としても聞こうという姿勢ができてきているのではないかと考えています。

木下 2章を執筆させていただきました。昨年、『慰安婦』問題の言説空間——日本人「慰安婦」の不可視化と現前』という本を出版しました。その関係で山本さんからのご質問をいただいたと思います。引揚げ時の性暴力被害のことが近年、大変注目を集めていて、なにかブームのような様相を呈していると思います。テレビ番組がいくつもつくられ、そういう問題に関する書物も出てきています。そうした事実を知っている人が語り始めるようにも見受けられます。それに対して日本人「慰安婦」という存在は「慰安婦」問題が社会問題化されて以降、もちろん始めから語られてはいるんですが、言説空間の中では後景化していき、語られにくい存在となっている状態です。その非対称性についてどう考えたらいいでしょうか。

一つは性暴力の直接的な加害者が外国人・他民族であるか、日本人・同胞であるかどうかです。

その線引きが私たち日本社会に住むものにとって、「被害」を感じるとる感性において象徴的な意味をもつ岐点となってしまっているのではないかと思います。二つ目は、当該女性がもともと性売買の現場にいた人たちが多いのか、「無垢」なというか、守られるべき女性のように考えられていた人たちなのかという線引きです。フェミニストの活動が問われる事柄ですが、「娼婦差別」が克服されていないことを明確に表しているのではないのでしょうか。近年の引揚げ時の性暴力に対する関心の高まりの状況を見ていますと、これを彼女たちの経験が「被害」に転換されたものにとらえるなら、歴史修正主義的な言説に接近する、いってしまえば「危うい転換」という面も多分、あるんですね。ある種、スリリングなものとして消費する。一つには歴史修正主義者が「自分たちも被害者だった」といいたがために「日本人女性も性暴力被害に遭った、レイプされたんだ」と声高に主張し、彼女たちの被害を、領有する形で語っている。ここ10年くらい、そうです。「ヨーコの話」として知られる川嶋さんという方の体験を綴った本（ヨーコ・カワシマ・ワトキンス『竹林はるか遠く』）を参照し、日本人女性も被害者だったとする語りがインターネット上にはあふれ、引揚げ女性が中絶手術を受けた二日市保養所への関心が歴史修正主義者の間で高まっています。しかし一応、そうしたスタンスとは切り分けた上で、マスコミでも番組が制作されていて、多くの番組ではとても真摯にこの問題をとらえようとするつくりになっています。ただし、深層の部分でどうなのか。もっと丁寧に描かれた方がいいと思います。歴史修正主義者とは立場を異にしていると思いますが、どこかそれに近い、あやうい面があるのかのかもしれない。それは「我々／国民の同胞の女性が」というような語りに簡単に回収されてしまうようなとらえ方をする場合があります。内省的な視点でつくっているにしても、「女性のセクシュアリティが男性の所有物である」という見方を根源的に覆す言論活動はできていないような気がするからです。そういうことに陥らないためには徹底的にフェミニズムの視点で女性のセクシュアリティを男性の占有物とする視点を跳ね返し、拒絶する必要があると思います。新たなレイプストーリーになる可能性に対しては客観的に、定型的な語りをしてしまわないように内省的にとらえていかないといけないと思いますが、そこは難しいけれども、自分はどこにいるのか、自分のポジションをテキストの中に書き

込んでいくことで研究者はそのような活動ができるかもしれません。

日本人「慰安婦」のことに戻りますが、「娼婦差別」は根本的に払拭されていません。女性自身も性暴力の問題に関心のある人も、「慰安婦」に関心を寄せている人たちも、ひょっとしたら「自分たちが日本社会では日本人被害者に対して抑圧者でありえたかもしれない」ということを内省的に考えた方がいいと思いますが、そこが実は、あまりできていないのかもしれない。もちろん運動関係者は真摯に諸外国の被害者と向き合ってきましたが、多くの方が「慰安婦」制度の暴力性に驚き、自分自身も傷つく、ヴァルネラブルな存在として性暴力に向き合う中で、被害者といっしょに加害を告発してきています。国のことは簡単に告発、異議申し立てはできるんですが、同じ共同体に属するものとしての日本人女性の、ある種の抑圧性には目を向けきれていないのかもしれない。居心地の悪いことなので、あまりできていないのではないのでしょうか。その結果、日本人「慰安婦」の「不可視化」という状況がつけられてきていると思います。

佐藤 戦争を駆動する一つの力として「俺たちの女が奴らに犯される」という煽り方が、今もあり続けていることを思うと、今のご指摘は示唆に富んでいたように思います。私たちが「性暴力連続体」という概念を、この本の中で貫いた一つの意図は、これを超えなければならないということでした。「同じ共同体に属している人からのレイプであろうと、違う共同体に属している人からのレイプであろうと、前歴が売春婦であった女性に対するレイプであろうと、そうではない女性に対するレイプであろうと、結婚におけるレイプであろうと、レイプはレイプだ」と。そのことをここで再確認しておきたいと思いました。会場の富永千鶴子さんから、「性暴力の根源には男性のセクシュアリティのあり方があるのではないか。この問題を解決しない限り、この根絶は望めないのではないか。本書のアプローチは女性を焦点にしたものが多かったが、男性をも焦点化していくことが必要ではないか」とコメントいただいています。平井さんからリプライをいただけますか。本書の中で、平井さんは全く新しい研究として慰安所といった男性たちの資料を丁寧に掘り起こされています。

平井 4章で「兵士と男性性」を書いた者として、富永さんの問いかけに共感します。私がああ論文に

込めた思いは次のようなものです。従来の「受難の物語」に集中しがちだった慰安婦議論に対して、その「受難の物語」は国家の責任は問えるんですが、戦争に性暴力はつきものと思われている男性神話批判ができない。そこで、なぜ兵士たちは慰安所前に列をつくったんだろうかという問題意識で、兵士の手記に向き合いました。桜井さんがいわれたように、慰安婦問題に向き合う時、研究者のジェンダーによって研究者自身にもいろいろな葛藤が生じる。私自身は女性として毎日、慰安所を日常風景として描くような男性たちの手記を読んでいると最初のうちは気分が悪くなって、ほんとに暗く辛い気持ちになっていたのですが、途中からすごく面白くなりました。それは兵士を慰安所に並ばせるための軍の意図、誘導するシステムというものが兵士たちのいろんな語りによって浮かび上がってきたんですね。その意味では「レイプ神話」を兵士たちの証言が崩していくということがわかりました。桜井さんがいわれたように、「突撃一番」とか、海軍だったら「鉄兜」とかのネーミングで、戦闘や攻撃性とリンクさせて慰安所にいくように軍が兵士の性を誘導していく。一方、初年兵は慰安所にいかせてもらえない。軍の階級制を維持するために慰安所行きは禁じられている。このように、レイプ神話を崩す証言が沢山浮かび上がってくるので、途中から面白くなりました。これまで、兵士の証言は「加害者」としてのバイアスがかかったものとして慰安婦研究から抜け落ちてきました。私は、今後、徴兵制度や従軍経験がいかに男性性を構築したのか、個々人の男性がどのようにそれを受容したのか、あるいは抗しようとしたのかを調べてみたいと思っています。

よく男性の慰安婦問題を研究している人たちが一例えばこの問題を牽引されてきた吉見義明さんが講演の中でも論文にも書かれていることですが一慰安婦否定者に対して「自分の妻や娘、妹たちだったらどう思うか、これは完全にアウトだろう」と言われます。私は、そこに「温情主義の家父長制」のような臭いを感じてしまいます。そういう問いを立てるのではなくて、男性であるなら「自分がその場において兵士だったら、どういう行動しただろう」という自らのセクシュアリティを問うような問いを立てるべきではないのか。先ほど、桜井さんが「自分もその場にいたらケースバイケースでどういう行動をとったかわからない」とおっしゃった。すごく男性として自らのセクシュアリティと対峙する誠実さを見たよう

に思います。猪股さんもいわれましたが、女性の受難の物語だけではなく、つくられる男性性も併せて、兵士たちがどのように慰安所に行くように軍に仕向けられたのか、そういう視点からも国家と軍隊の暴力性、責任を問うことが必要だと思います。

佐藤 ありがとうございます。3つ目の論点。川喜田先生、中村先生からのコメントに対して何かりプライがあれば。姫岡さんどうぞ。

姫岡 8章でドイツのケースについて書きました。川喜田さんと岩崎さんが「歴史家論争」について言及されました。名前は「歴史家論争」ですが、「歴史を修正したい」という人たちが「ホロコーストの罪を背負わなければならない」という人たちの論争です。ハーバーマスは、「ホロコーストは唯一無二の出来事、他の虐殺行為とは比較不可能」と主張しました。その背景にあった彼の見解は、ホロコーストは相対化されてはならない、ドイツはこの蛮行の罪を認めていかなければならない、というものです。この論争は、ドイツ統一後には下火になりました。ドイツの統一が歴史認識にもった意味は大きく、「ドイツは統一されても昔のようなドイツではないのだ」と周囲に示していなければならなかったのです。たとえばポーランドは、ドイツが大国となることへの警戒感を捨て切れていませんでした。だからこそ、ドイツにとっては過去の克服は重要なテーマになりました。「歴史家論争」という形での論争は継続されましたが、代わりにソ連邦が崩壊したことによって他の虐殺と「比較」しやすくなりました。それまではソ連に対して称賛するか、批判するかという二者択一の中で難しさがあったわけですが、そういうところがなくなりました。全体主義という観点から、ソ連の独裁制と比較してみたり、「歴史家論争」ではなく、新たに「ジェノサイド研究」という形で、ルワンダとかカンボジアとかいろいろな国の大量虐殺に関する「比較研究」が行なわれるようになりました。でもそれはナチ犯罪の相対化ではなく、「大量虐殺あってはならない」という立場からの「比較」です。「比較」をする時も、どこに方向性を向けていくかによって「比較」の意味が変わってくると私は考えています。

ドイツ統一のことに戻りますが、ドイツ統一を戦勝国が承認したことによってドイツの戦後は一つの終結を迎えたといえるのですが、ドイツはその後現在進行形で「過去の克服」をやりまし

た。やらざるをえないところがあります。これには国際関係が大きな影響を及ぼしていて、EUの中のドイツとして、EUとよい関係を築き、指導権を発揮していくために過去の克服は重要でした。日本の戦争責任問題は依然として近隣諸国との争点になっていますが、ドイツは異なる道を選んでいます。そこには、国際政治も大きく絡んでいます。ドイツは今、過去の克服という段階を超えて、被害を及ぼした国々や人々との「和解」ということを強調したい。「和解のナショナルイティ」をつくらうと思っているので、日本ではすぐに非難されるような戦争犯罪関連の記念碑が増えていく。記念碑には「ドイツは反省している」という意味もありますが、私たちは「和解した」という意味を込め、その前提として「過去を忘れない」ということで記念碑をつくっているのです。私は「比較史」の論点から多様な物語を出していくことが重要だと思っています。裁判とかを考えると難しい問題が出てきますが、被害の物語だけの強調は必ず対抗言説を生み出していくことになり、それがまたスパイラル的に強化されていくことになります。加害の免罪のためではなく、被害・加害の二項対立への終始を回避しながら被害をなくしていくための一つの方法として、比較によって、戦争犯罪や性暴力が生みだされる構造を見ていくことが大切だと思います。

もう一つは「性暴力の連続性」という意味で。『戦場の性』の著者のレギーナ・ミュールホイザーさんは「性暴力がきちんと明らかになるためには、私たちの市民社会にある日常の構造を振り返ってみななければならない」と書かれていました。性暴力が「連続性」の中にあることを浮き彫りにしていくためにも、その構造を明らかにしていく上でも、「多様性」を出していくことが必要ではないかと思っています。

佐藤 ありがとうございます。

川喜田 今の姫岡先生のお話を伺って、ドイツは「過去の克服」を基本的にきちんとやってきた、そのことを評価すべきであるとは思いますが、自分は日本人であるという立場をとりあえず置いておいてドイツのことを大所高所から傲慢にも眺めるならば、少し気になっているのは、「過去の克服」が本来の批判的な機能を失いつつあるということです。「過去の克服」が形骸化し始めていることは随所で感じるところで、過去を自省的にとらえるという批判行為としての「過去の克服」よりも、反省していると示すことを通して現在の体制を正当

化するという機能が強まってきている雰囲気があり、なかなか難しい問題だということを一言付け加えておきます。

リプライしていただいたことに関連していえば、そもそも私が「比較可能性」の話をしたのは、この本がそのようにして「慰安婦」の問題を相対化していくのではないかと批判めいたことを言いたかったというよりは、そのような批判がなされる状況の中で、本書はよくがんばったなと応援する気持ちだったということは申し上げておきたいと思います。

その上で一つ申し上げるとすれば、「過去の克服」が自国の過去と向き合うというその論理・枠組みは、極めて「ナショナル」なものです。それは当然そういうものであって、「責任論」は基本的にナショナルな枠組みのなかで提起されるわけで、そこで何が起るかというと、問題をどれだけ普遍化するか、もしくはドイツ・日本に独自のナショナルな問題として考えるか、という対立です。問題を普遍化していこうとする意識をもつことが、新しい問題を切り開く可能性はもちろんあります。でも戦争責任、戦後責任を考えた時には、ナショナルな責任を放棄しているという批判が常につきまとう。それはもはや構造的な問題として出てくるということ、ドイツと日本を見ながら考えております。今日の話もそうですけども、自分のもっている問題意識が、基本的に、「誰に、何について再考を促したいのか?」、その設定に自覚的である必要がある。「モデルストーリー」を崩すという関心も出てきていて、それは強くフェミニズムの問題、ジェンダーの問題とつながっていると思いますが、問題を普遍化していく時に、そこから捨棄されていく部分があって、ナショナルな問題として先鋭的な戦争の過去を扱っているが故にそこにはなかなか難しいものがあるということを改めて考えました。

中村 私はもう少しミクロな応答で。「引揚女性の被害を語るのであれば、満洲ならオランダ人の「慰安婦」問題と比較した方がいいのではないかと申し上げたのは、「セトラー」だから「オランダ人」という、コロナリズムを研究しているとそういう発想になるということもありますが、私が考えたかったのは、逆にいうと「オランダ人「慰安婦」を持ち込まなかったことによって「女たち」というカテゴリーをフルにしてしまう普遍化の欲望が見え隠れするのではないかとということです。それは、この本全体についても感じました。女性国

際法廷に関しては米山リサさんが二つの潮流を指摘されていて、そのうちの一つの「グローバル・フェミニズム」に基づいた「女性の人権レジーム」の語り、女性間の差異をローカルな差異として回収していくという、米山さんはそこに批判的な目を向けているわけですが、それは三角形にしたらいいのではないかということです。「普遍化の欲望が相対化につながるのではないか」という異議申し立てが、日本でいえば、日本人でない女性から起こっている以上、そこにどう応答するか、これを伺いたいと思いました。実際、「慰安婦」運動の中でも、帝国主体としての日本人「慰安婦」とは異なり、オランダ人女性の加害性は問われてこなかったという問題もあります。ただ、私自身が引揚とかに関わってこなくて、その中でやってこなかった者からすると、そういう問題に関わってこられた方を本当に尊敬するのですが、同時に現在、右派勢力の台頭の中で、「引揚」や「特攻」から加害性みたいなものが消去されることにつながる状況があるが故に、ものすごく慎重にならなくてはいけないのかなど。反面、私もマイノリティ研究をしている立場から、オランダ人「慰安婦」サバイバーの方たちに対しては、これまで冷やかな目で見ていましたので、今回、猪股さんと樋口先生の章を読んで、ありがたかったです。

もう1点、先程の「相対化」の話と矛盾するかもしれないのですが、ドイツのコンテキストで「ホロコーストの相対化が問題になってきた」と伺い、私が気になったのは、アメリカのコンテキストでは、むしろホロコーストは「特権化」の問題として捉えられると思います。「なぜ数ある暴力の中でホロコーストだけが特権化されるのか」と。その意味でいうとドイツに関しても、「なぜナミビアの問題は同じようにはアドレスされてこなかったのか」「コロナリズムと戦争」という意味では、むしろこちらの方が日本の問題に近いとも言えるのに、なぜそれが比較の対称軸にならなかったのか、という永原陽子先生らが発せられてきた問いは重要だと思います。無数にある暴力の中で「誰の被害が語られ、誰の被害が語られなかったのか」という点から言えば、黒川開拓団についても、80年代から被害女性が声を上げ、ルボも発表されてきたにもかかわらず、日本のフェミニズム全体の関心とはならなかったという山本めゆさんの指摘があります。「特権化」ということも、今の日本でまさに引揚が、木下さんが言われた、日本人「慰安婦」とは異なり「ある種のブームになっている」というような、ある種「特

権化」されうるような状況と危険があるだけに、慎重になる必要があるのではないかと思います。

佐藤 ありがとうございます。いくつもご意見が出されてきたと思います。一つは「女性」という普遍性への欲望が招いてしまう結果的な「相対化」。もう一つは、ある事例を「特権化」することで「犠牲のピラミッド」が構築されてしまうこと。執筆者の中でこの論点に対していいことがあれば。

蘭 「引揚げ女性の特権化」と、いみじくもいただいて論点が明確になってよかったです。私は引揚げ研究をやってきました、1994年に本を出しましたが、私と坂部さんという人が、引揚者の「語り」を聞き取ってきましたが、基本的には「満州」からの引揚げ者はオランダにおける「settler」と同じで、基本的には植民地は加害者だから「加害者は何を語るか」ということが基本にあったと思います。それが東西冷戦崩壊以降の、ある種の植民地主義的なものに対する相対化の中で、日本の中でも右翼言説が出てきたし、そういう関心も出てくる。いみじくも、2015年、福岡で高校生を対象にして引揚げとシリア難民の話結びつけて話をして、その時にいわれたことの一つは「なぜ日本は引揚げの時も性暴力に対して補償を求めないんですか？」と聞かれました。高校生に。「あ、これがリアリティなんだ」。先程、岩崎さんがいいましたように、私たち世代のリアリティと今の若者のリアリティは違う。この間、NHKが「沈黙」というドキュメンターをつくったディレクターは20代です。歴史的な背景に関してリアリティが、「被害に関する加害」とか、日本の場合、いつから加害問題が問われるようになってきたかという最近なんですね。冷戦崩壊後、90年代、その中で右翼言説が強くなったという文脈が、先程、木下さんへの質問にあったように「なぜ引揚げ女性への性暴力がこんなに長い間、問題化されなかったか?」「悪い、危ない」。加害言説の中で「加害」と「被害」を出してくると複雑だから。そのファクターが多すぎた。だけど今はそれをわかって、なおかつ、そうでない多くの人たちが、樋口さんがいったような、ふわっとした歴史認識の中で「そんなことがあったんだ」という驚き。そんなこと、僕なんか何十年も前から知っていることを。それを問題にできなかったという別の問題はありますけども。そういう状況があって、「引揚げ女性の特権化」でも何でもない。それがなぜ今、注目されるのか、歴史的な文脈の展開の中で、

それがなぜなのかということが重要なのではないのでしょうか。

佐藤 ありがとうございます。だんだん白熱してきましたけども。

上野 女性の経験、特に「性被害の家父長制への領有」とか「グローバル・フェミニズムへの領有」とかは、いつでも起こりえますが、私たちが「経験の重層性や多様性」を強調したのは「加害」と「被害」のあり方の重層性を指摘するためでした。それは石田米子さんが『黄土の村の性暴力』の中で指摘したように、被害を受けた中国人女性の属する共同体が、協力者となって女性たちを犠牲者化したということや、同じような「重層的な加害と被害の錯綜」が満蒙開拓団の中にもあったこと、その意味では猪股さんが、オランダ人慰安婦との比較に飛ばずに、むしろ「被害集団の中の加害性」という重層性、被害集団のさらにその中にある加害と被害の重層性を見ていこうとしたことは適切だったと思います。何かいうたびに必ず一つのカテゴリーの中に領有されていく傾向に抗するためこそ、私たちはこういう重層性や多様性を強調しました。先程、平井さんが紹介された吉見さんのお話、「もしこれがあなたの妻や娘だったら」という声を、最近の#Me too運動の中においてさえ聞くことができます。例えば「仮にセクハラを受けた女性が自分の妻や娘だったらという想像力を男性陣にももってほしい」とか、若い男性たちの声の中にさえある「自分の姉妹や恋人だったら」という発言の中に、性暴力被害という女性の経験の「家父長制の領有への欲望」を嗅ぎ取ることができます。その中にある「女性のセクシュアリティは男性に所属するものである」という規範を、佐藤さんが「保護ゆすり屋」という卓抜な表現で指摘しておられます。そういう概念をつくっていくことで「ああ、そうだったのか。あれは保護ゆすり屋だったんだ」と、腑に落ちていくことが「理論の力」というものです。そういう概念を一つ一つ切り拓いてきたのが、研究史です。その過程で一つ一つの概念が生まれれば別の概念も登場し、それらが積み込まれて輻輳化していくというプロセスを辿ってきました。現実を解釈する枠組みには常に単純化への、そして普遍化への要求や誘惑がありますが、現実はずっと複雑なものです。複雑なものを複雑なままに理解したい、そしてそれを一元化したり、領有したりしようとするさまざまな誘惑に対して、どう抵抗していくかが問われていると思います。

佐藤 ありがとうございます。積み残している論点として、岩崎先生からの「研究の蓄積がどんどん進む一方で、全く逆行する『ポスト・トゥルース』の時代を私たちは生きているわけですが、そのことにどう対抗していくのか、どのような抵抗の可能性があるのか」があります。これに関連して会場からのコメントを紹介します。日本モーリタニア友好協会の箱山富美子さんから。「被害者のモデルストーリーについて、そこから漏れるノイズ、揺れ、揺らぎというテーマの重要性がコメントーターから語られていたが、現在のマスコミ、テレビなどを見ると、むしろモデル像を強調する方向にいていないか。ノイズ、揺らぎを入れることによってテレビ番組として成り立たなくなってしまう、そのことをどうするかという問題が大きいのではないか」と。私たちが考えるべきは、「慰安婦」問題における慰安婦の「モデル被害者」像なるものも、ある種の対抗言説として登場せざるをえなかったということです。「娼婦差別」が広く社会に蔓延している中で、これに対抗していくためにこそ、「無垢な犠牲者像」によって人々の共感を動員しなければならなかった。そうしなければきっと「慰安婦」問題はいつまでたっても、韓国においても中国においても、日本においても共感を集められず、埋もれたままであった。「モデルストーリー」がなぜ構築されなければならなかったのか、このプロセスを社会的文脈の中で問うということが必要なのかなと思います。そして、岩崎先生のコメントの続きとして、「私たちには、豊かな政治的な判断力が今こそ求められているのではないか」というご指摘がありました。

さて、会場にさまざまな方がいらしているのので先にコメントいただきたい方をお伝えしておきます。古久保さくらさん、科研費の報告書『架橋するフェミニズム』をネットで読ませていただきましたが、学生に対して今日的な問題と接続させながら戦時性暴力について教えられているということで、「ポスト・トゥルース」の現代における研究者の役目についてお話いただけたら幸いです。長志珠絵さん、岩崎さんとの共著で、この問題に関する時代状況の変化を理解する上で重要な論文「『慰安婦』問題が照らし出す日本の戦後」を書かれていますので是非。それから、本書のきっかけとなった立命館のシンポジウムをオーガナイズしてくださった西成彦さんにも。さらに、『帝国の慰安婦』を書かれた朴裕河さんからもコメントをいただけたらと思います。関連して3月28日のシンポジウムをオーガナイズされた外村大さん。韓国の性売買

労働者についての研究をされている李順愛さんにも一言いただけたらと思います。

いただいた質問票の中から、匿名のご意見を紹介します。「岩崎先生の最後の指摘に賛同します。シンポジウムの企画として慰安婦の運動体であるVAWW RACの参加を検討してもよかったですのではないのでしょうか」。お声がけはいたしました、残念ながらお断りになりました。献本もいたしました。私たちとしてはお誘いをしたのですが、残念ながら、というのが実情です。もう一つ、本書は若い読者に向けて書いたのですが、今日は学生たちが何人かきてくれており、そのお一人からのコメントです。「『不幸な硬直状態の亀裂』を、どのような方法で解消しうるのでしょうか。慰安婦問題に共感的な人々が、『小異を棄てて大同をとる』ようなあり方を模索していくにはどのような仕方がありえるのでしょうか」。任務を重くして恐縮ですが、これらの点も踏まえて、古久保さんからお願いします。

古久保 大阪市立大学の古久保さくらです。学部1年生に向けて、200人以上の授業を担当しています。「従軍慰安婦」の問題を、はじめからやるとナショナリズム、日本対韓国のような話になってしまうので、あくまでもジェンダー論として女性への暴力という話でやっています。現在起こっている女性への暴力の話、それと「従軍慰安婦」問題はつながっているという話をします。「従軍慰安婦」の問題は過去の問題じゃない、今、それをウソだといひ、文書がないから強制ではないでしょうと言われている。強制したか否かという言説ばかりがはびこっているけれども、軍隊で、何人もの男性が、2、3分おきに、繰り返し、「従軍慰安婦」の体の上に乗って射撃していく、その痛みが全く語られなくなっている。それがなぜなのか考えるのは歴史学という過去の話ではなく、今、私たちがそういう女に対して思いをはせられないようなジェンダーの思い込み、差別、女性に対する暴力へのイメージの貧困があるのではないか。だからあなた方の問題だ、と。「従軍慰安婦」の問題、過去の戦場の性暴力の問題を、私たちが今、どうとらえるのか、苦しかった人たちに、まだ「言葉をつぐんでおけ」と強制する力を、いつまでも続ける社会に生きるのか、そこを授業では語っています。

今回、すごく面白く本を読ませていただきました。かつて満州移民のレイプの話や、「パンパン」の話も分析したことがあるのですが、決して過去の問題だからというのではなく、今の若い学生に、同じ社

会の問題として、どういうふう理解させるのか、研究者は教育者でもありますから教育という部分でやるべき仕事があるのではないかと思ひながら話を聞きました。ありがとうございました。

佐藤 ありがとうございます。長さんから。

長 神戸大学の長志珠絵と申します。今日のお話の中で最初に上野さんがいわれた3つの挑戦の「歴史学への挑戦」について。これに対して成田さんがいわれた「近代歴史学」と「現代歴史学」という区分は、扱う時代の違いではなく、「慰安婦」問題登場以降の歴史学が向きあう課題の方向の違いとして重要です。公文書の中に含まれたしくみとしてのバイヤスを、現代史で、それをどういうふう読んでいくのか、なんで文書が残るのか残らないのか、そういう文脈の中で議論をしていく必要があると思ひました。

公文書のバイヤスは歴史教育に重要で私の大学には11学部ありますが、一般教養の日本史の枠でも、日常的な買春社会がありそこへの視線、軍隊という枠組みの中で、歴史学の資料解釈として「ここまで歴史研究は明らかにしている」という限界も含めた議論をします。朝日新聞が20年前に書いた「日本語で書かれたものを世界中の人が読むことがない」という、ごくあたりまえのリテラシーを、この問題を通じて広げることができると思ひます。川喜田さんから「歴史文化」といわれて、表現者としてのアプローチということだと思ひますが、性暴力をどう表現するかということで、韓国の90年代以降の運動を踏まえた、英知が込められていて、歴史研究者はここからもっと学び広げていければと思ひています。

佐藤 ありがとうございます。それでは西成彦さん、お願いします。

西 立命館大学の西成彦です。2年前に今日の前哨戦ともいえるシンポジウムが立命館でありました。男として考えてきたことも踏まえてお話します。「エイジェンシー」という議論は構造主義以降の「主体」という言葉に信用がおけなくなってきた情勢の中で、人間がさまざまなイデオロギーの中で割り振られている役割を演じてしまう、エイジェントになってしまう、発話してしまう、時にはスポークスマンになってしまうという人間観に由来します。この50年間、この議論がだんだん浸透してきていて、それでも「責任」をとる主体というものを担保しないといけない状況がある中で、ただ「主体」だけでは立ち行かないという方向性

で今回の論集が編まれているということに興味深く思っています。その中で女性の「エイジェンシー」が主だったわけですが、まさに日本軍の兵士たちもまた、戦場での限られた「エイジェンシー」の中で、男性が「降りる」ことも含めた究極の選択を迫られたわけです。その意味で「エイジェンシー」という言葉の効用を今後も引き受けながら考えていきたいということが一つです。

もう一つは金学順さん以降、20数年間の歴史の中で日本人が中心になって考えるべき戦時性暴力といえば、慰安婦だということになってしまっています。戦時性暴力を問題化する上で、まさに口火を切った、金学順さんに対する礼儀でもあると思いますが、起点にあるのは、名もない中国大陸の性暴力被害者なのかもしれないという想像力を、いつのまにか二の次にしてきたという気がしています。慰安婦のことを語る時、常に「乱脈な性暴力の蔓延を阻止するための文明的な判断だった」という言い逃れがあるわけです。それを含めた全体を考えない限りは、戦時性暴力の問題は突き詰められないし、今後、中国から上がってくる諸要求に対してもきちんと対応できないと思うので、次の論集や次の展開を期待しています。ありがとうございました。

佐藤 ありがとうございます。続いて朴裕河さんからお願いします。

朴裕河 今日静かに聞いて勉強をと思っていましたが、今日、伺いながら思ったことをお話しします。へんなことで注目されることになって恥ずかしいのですが、みなさんのご関心は『帝国の慰安婦』の裁判化ということだと思います。あと1カ月で訴えられて4年になります。訴えられて以降、私を呼んでくれたアカデミックな場所はただ一カ所です、そこで私が話した時のタイトルが「責任の脱ジェンダー化、脱階級化」でした。「慰安婦」問題が民族や階級や性の問題だということは、みな承知のはずなのに、なぜか残りの二点に関してはほとんど問われてこなかった。それが私の問題意識で、それを何とかしたかったというのが私の『帝国の慰安婦』の意図だったという話をしたんですね。今回の論集はその中から性の問題を集中的に論じたものだと思います。その意味で細かいディテールを勉強させていただきました。「エイジェンシー」のことは何度も話に出ましたし、今日のキーワードかもしれませんが、付け加えておきたいのは「女性のエイジェンシー」として考えられている傾向があるということです。今お話しした3つのアイデンティティが重なって「エイジェンシー」

があるわけで、いろんな例が上げられているんですが、たとえば慰安婦から軍属になっていく例。今日の岡野さんの話では、そういうことを問えない。この論集が責任回避としてとらえられてしまうことで止まってはいけないのではないかと思います。「慰安婦」問題の専門家でもないのに、また本を書くつもりはなかったのですが、裁判をしながら実際に学術的な論理に言及しなければならなかったし、そこで使われたさまざまな資料を読みました。そこでわかったのは、あるおばあさんは「やられたことだけを話すよ」といったりする。被害体験だけを話す。いろんなことを話す中で、「被害」を意識して話している場合があって、「語り」を考える時、そういうことも考えないといけないと思います。また上野さんがかなり昔に提起された問題でもあります、「日本人『慰安婦』と朝鮮人『慰安婦』をどのように考えるか」という問題があります。改めて韓国の挺対協の元代表の方の本を読んでみて、根っこには「日本人女性と朝鮮人女性をいっしょにされたくない」という気持ちが、かなり強いことがわかったんですね。もしかしたら課題はここかもしれないと思っていました、たまたま最近、「沖縄のハルモニ」のドキュメンタリーを見る機会がありまして、山谷哲夫監督にお会いして話を交わす機会がありました。70年前に慰安所に行った男性の在日朝鮮人元軍属が映画に出てくるのですが、すごく怒るんですね。「日本人ピーのところに入った」と言いながらもです。日本人と朝鮮人の兵士や軍属あわせて25万人くらいいました。普通は手が出ない日本人女性のところに行く朝鮮人兵士のことをどのように考えるかということでもあると思うのです。おそらく多くの「慰安婦」問題にかかわってきた韓国や日本の方々の考えを多分、占めているはずのこの問題、「女性の中の振り分け」をどうするかということが、これからの課題ではないかと考えました。

最後に「記憶」の話も出ましたが、改めて気づいたのは、90年代には韓国の中でも意外と議論が自由で、「売春」という言葉が新聞に出ています。最初にこの問題を提起された挺対協のユン貞玉さんのルポでもそうです、98年には元「慰安婦」の方が台湾へ行って昔の日本軍兵士と靈魂結婚式を挙げたと新聞に出ていたりするわけです。20年しかたっていないのに、そういうことが許されていた90年代が変質し、そうしたことが忘却されたのが2000年代以降だということに改めて気がついたりしました。

佐藤 ありがとうございます。外村大さん、お願いします。

外村 朝鮮の戦時期の動員の研究をしています。「慰安婦」問題は勉強していなかったんですが、朴裕河さんの本をめぐって批判する人々といっしょの場での集いを、2016年3月に東京でやりました。報告はインターネット上に残っています。「慰安婦」問題に向き合った朴裕河さんの論述を主題にした報告集でダウンロードできますので見ていただければと思います。うまく議論ができればと思ったんですが……。先程の学生さんの言葉は重要だと思います。元「慰安婦」女性の人権救済は大原則であり、そこで何とかするというのは、見解の違う人でも運動をともに展開することはありうると思います。ただ、研究者は見解が違うことを徹底的に明らかにして議論する必要があると思っています。岩崎さんの『「慰安婦」研究が、この間、進んだ』という指摘はその通りだと思うんですが、歴史研究者としていうと全然、進んでいないのではないかと。ある時期から。最初の国の関与、一般行政機構の関与はどこまであったのか。それがなくことによって動員が可能になったのはどういうことなのか。朝鮮総督府の関与は何なのか。吉見義明さんの95年の岩波新書のあとがきでも、吉見さん自身が「明らかにできていない」と書いていました。その後の状況がどうか、そのの解明が進んでいない。「女衛の関係を明らかにすべきだ」という話も安丸さんあたりが、90年代にしていたのに、それもあまりできていないと思うんです

ね。朝鮮史という視点でいっても、朝鮮人社会があつて植民地下で、そこに権力がどう関与していたか、どう組み込むのか。組み込まない中で、あえて動員をするという状況がくれたのではないかと、ちゃんと見ていく必要性を今、感じています。オーラルヒストリーはやっていないのですが、男の論文の研究で多少、読み込みまして、ちゃんとやらないとだめなのではないかなと思っています。私と研究室が並んでいるからではないのですが、岡田泰平さんの「不法なもの」をつくることで生じる問題、このへんも、もう少し議論すべきところかなと思いました。

佐藤 ありがとうございます。それでは李順愛さんからお願いします。

以下、6番目の発言者の李順愛さんの発言がありました。しかし、特集担当者の不手際で掲載に関する本人確認ができませんでしたので掲載しませんでした。李さん、および皆様に心からお詫びいたします。

佐藤 ありがとうございます。6名の方に貴重なコメントをいただきました。これで第2部を終わります。第3部の時間が過ぎてしまいました。懇親会が用意されていますので執筆者、コメンテーターとの議論は、そちらで。最後に編者の平井和子より、閉会の挨拶を申し上げます。

閉会挨拶（平井和子）

平井 編者の一人に名を連ねております平井和子と申します。みなさまとお別れするのは名残り惜しいような思いでいっぱいです。最後までおつきあいくださってありがとうございます。「戦争と性暴力」の問題という、私たちが取り組まないといけない問題は非常にセンシティブで複雑な問題が詰まったものであるがゆえに、なかなか発話しにくいという状況であります。特に日本で慰安婦問題について語ると、上野さんは「それによって誰かが火傷を負う」と言われます。その人自身のポジショナリティ、セクシュアリティまで厳しく問われることとなります。現在、日本社会では慰安婦問題が女性への重大な人権侵害であることは共通の認識としてありますが、視点によって、人々の間に亀裂や不幸な対立が生じていることは先程から出ておりました。今回、私たちは腹を括って真正面からこの問題に取り組みしました。特に若

手の研究者はよくがんばったと思っています。それをしっかり受け止めてくださって専門に引き付けて論じてくださった5人のコメンテーターの方々、本当にありがとうございます。何よりも会場に足を運んでくださって、いっしょに考えてくださったみなさまお礼を申し上げたいと思います。

私は編者に名を連ねていますが、本書の構想のスタートには、上野さんが長年抱いて来られた「性暴力の比較史」という構想がありました。それに共感する蘭信三さんと上野さんのお二人によって動き出したプロジェクトです。私がかかわったのは2016年3月、西成彦さんが主催された立命館大学のシンポジウムと一橋大学におけるオーラルヒストリー学会の大会シンポの両方にかかわったというご縁だけで編者の末席に加わった次第です。立命館のシンポでは「歴史学と社会学

のコラボである」という、うれしい評価をいただいたことに大いに励まされ、一橋大学でのシンポでは「歴史学」と「社会学」と「オーラルヒストリー」の3者の領域横断的な共同作業に少し手応えを感じることが出来ました。それまでオーラルヒストリーはインタビューによる構築性を深く自覚しているが故に歴史修正主義に利用されるのを恐れて慰安婦問題に関しては発言を控える傾向があったかと思いますが、一橋のシンポをきっかけにオーラルヒストリーの「学知」を生かして慰安婦問題を前進させる可能性が開けたと思っています。それは今回、コメンテーターに桜井厚さんが加わっていただけのことにも現れていると思っています。

本書に貫くキーワードに関してコメンテーターの方々が「モデル被害者」「モデルストーリー」「エイジェンシー」「エイジェンシーと責任」の問題、「性暴力連続体」という言葉に注目してくださり、それぞれに深い議論をしていただきました。それをどう理解し、どのような文脈で使うかによっては、岡野さんがおっしゃったように「責任の問題が希薄」になってしまい、中村さんが「もう一つのフェミニズムストーリーをつくってしまうのではないか」という危うさも伴うことは承知しています。しかし私たちが強調しておきたいことは、これらのキーワードが「構造的暴力を少しも薄めさせることにはならない」ということ、それどころか「エイジェンシー」とか「自発性」に注目することは容赦のない構造的暴力の網の中でも、わずかに発揮される当事者の行為を見逃さず、それを尊敬をもって記録することにあります。被害者の「エイジェンシー」は、それまで「ノイズ」としてかき消されがちでした。それが、「慰安婦否定派」に逆利用される余地をつくってしまったのではないのでしょうか。

「エイジェンシー」への注目は、上野さんの言葉を借りれば「それを知った私たちは苦難を生き延びた者としての生存者に「サバイバー」の名を冠して改めてこの上ない敬意を表すだろう」ということです。私は4章で兵士と朝鮮人慰安婦に特徴的にみられた「スーチャン関係」という、強い情緒的な関係を記しました。ビルマなどを転々とした文玉珠さんも山田一郎というスーチャンがいて「それによって慰安婦生活に堪えられた」とおっしゃっています。また、スーチャンになった曾根一夫という兵士の証言では、他の兵士と違って、彼女らはスーチャンにだけはコンドームをつけさせないとか、お金をとらないとか、生きてい

ることを確認するための拠り所としていた、ということが書かれています。そのような意味では一人の慰安婦の中にもレイプ-性売買-恋愛という「性暴力連続体」というのはあると思うんですね。それは朝鮮人慰安婦、特に植民地の慰安婦にとっては必死に生み出していった「エイジェンシー」であると思っています。そこに注目することによって彼女たちがいかに過酷な状況にあったのか、その中でも「スーチャン」をもたなければ生き延びられないという状況をつくっていった軍の構造的な暴力を問うていくことが必要だと思っています。

被害者支援運動の方々は、よく「慰安婦被害者の抱える闇は通常の体験しかしたことのない者には到底知り得ないものである。その闇の深さを認識しつつ、知ろうとする努力を怠らないこと」といわれます。私は慰安婦バッシングに抗しながら、長年、深いトラウマを抱えたホルモンたちに寄り添ってこられた支援団体の方々に尊敬します。同時に私はここに本書のキーワードである「性暴力連続体」を引用して考察する必要があると思います。「性暴力連続体」の中でも生き延びるために「エイジェンシー」を発揮し、レイプから売春-恋愛のグラデーションの中で呻吟した慰安婦たちも、現在、ジェンダーギャップ指数が世界114位、財務官僚や財務大臣によるセクシュアルハラスメントに象徴されるように、私たち自身も性暴力、ジェンダーハラスメントがあふれる日本の只中で生き延びています。「個人的なことは政治的なこと」「寝室から戦場まで」「戦時」と「平時」を問わず、生起する性暴力を連続するものとしてとらえる、「性暴力連続体」概念によって初めて慰安婦ホルモンたちが、「到底知り得ない」体験をした女性たちではなくて、私たちと地続きの、隣に並んでいる存在と思えるのではないのでしょうか。セクハラを告発した女性に発せられた言葉-「Me Too」「With You」-は現在の私たちから尊敬と共感を込めて70年、80年前の慰安婦被害者たちにも届けたいと思います。

現在日本の慰安婦問題を論じる言説空間は振れや亀裂が入っています。状況の厳しき故に、とすれば執筆を萎えそうになったメンバーに対して編者の上野さんは「私たちは未来の読者に向けて書いているのです」と励まされました。未来の読者とは次世代はもちろんですが、世代や学問領域を超えて「戦争と性暴力」の連続を断ち切るために何ができるかを懸命に考えている人々を指します。私たちの本が対立の隘路を脱して新た

な戦時性暴力研究へ道を拓くことを願って、会場に集われたみなさまには、どうぞ「未来の読者」の一人になっていただきますようお願いして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[研究ノート]

唱道連携モデルの政策概念及び知の根幹

The Concept of the ACF (Advocacy Coalition Framework) and its Intellectual Foundation

巢山 祐子 SUYAMA Yuko

上智大学
(Sophia University)

This research paper describes the concept of the ACF (Advocacy Coalition Framework) and its origin, which comes from various theories of former scholars from all realms. The ACF, created in the early 1980s by Paul A.

Sabatier and Hank Jenkins-Smith, is the useful framework for analyzing policy process. Especially, it is the distinguished characteristic of this framework that the ACF foundations are influenced by the philosophy of science in the 1970's and 1980's, which include Lakatos's conception of "programmes." This article verifies the ACF is influenced by German sociologist Niklas Luhmann's "social system," borrowing the concept of autopoiesis—created by biologists Maturana and Varela while studying at Bielefeld University in Germany, where Luhmann taught at that time. This article verifies that cultural theory, which Jenkins-Smith used to specify key aspects of the ACF, seems to have an affinity for Parson's AGIL model in recent years.

キーワード：唱道連携モデル、サバティア、ルーマン、ジェンキンス・スミス、パーソンズ

1. はじめに

公共政策の分析のうち、社会科学が文字通り科学であるということを念頭に置いた政策過程を分析する手段として様々な方法論が開発され、分析の際に利用されている。政策プロセスの分析に関しても、様々なモデルがあるが、そのなかで諸側面を統合的にとらえようとする試みのひとつにサバティア (Sabatier) の唱道連携 (advocacy coalition) がある。本稿では第2章で唱道連携モデルの概要を説明し、そこから当モデルの概念、その領域を説明する。第3章では唱道連携モデルの系譜として、3-1 科学哲学の影響、3-2 社会科学の理論の影響、3-3 では唱道連携モデルに影響を与えた人物としてルーマンのシステム理論を紹介し、現在まであまり触れられてこなかった同モデルとルーマンとの親和性を明示する。3-4 では唱道連携モデルの実証を行ってきたジェンキンス・スミスが近年唱道連携モデルの主要構成要素を検証する際に紹介した文化理論とルーマンの師でもあるパーソンズのシステム理論との親和性も検証する。

2. 唱道連携モデルの概要

サバティアが考案した唱道連携モデルは、政策プロセスを研究するうえで有益なモデルである。唱道連携モデルの最も初期のジャーナルでの掲載は1986年のサバテ

リアによるもので、実践へのトップダウン・ボトムアップアプローチの統合として描かれた。1988年には、サバティアは同モデルを *Policy Sciences* に発表している。その後、1993年にジェンキンス・スミスとの共著として発表した *Policy Change and Learning: An Advocacy Coalition Approach* (Sabatier and Jenkins-Smith 1993) が書籍として世に送り出された。

政策プロセスの研究とは政策決定がどのような人、集団あるいは組織により、どのような影響力の作用の下に、どのような段階を経て行われるかについての研究である。政策プロセスとは、われわれの社会において公共政策が行われる多様なプロセスのすべてのことをいう。公共政策の公式の策定は政府の行為であるが、政策決定は政府に限らず、利益集団が自らの問題に人々の関心をひきつけ、世論に影響を与えようとするところからも生まれる。このように政策プロセスはきわめて複雑である¹⁾。

政策プロセスの分析に関しても、様々なモデルがあるが、そのなかで諸側面を統合的にとらえようとする試みのひとつが唱道連携 (advocacy coalition) モデルである²⁾。

唱道連携モデルは発表以来、政策過程研究の最も有益なフレームワークの一つとなっている。当モデルの目的は分析者が研究対象の、あるいは異なる研究対象を横断

1) 宮川 (2002)、207-208 頁。

2) 同上、244 頁。

して描写、説明、時には現象の予測をする際に共同作業できる研究の場を提供することである。さらに重要なことは、当モデルが様々な政策領域及び世界中の国々に、学術領域の違いを超えて共通した用語を提供している点である³⁾。

初期では主にアメリカのエネルギー及び環境政策を扱ったリサーチで用いられた。その後、ヨーロッパ及びカナダの当フレームワークの運用者から後述のブルーリズムの仮説であるとした指摘を受けて、ヨーロッパの(ネオ・)コーポラティズム体制や発展途上国の権威的な行政府体制にも適用できるよう改定が成された⁴⁾。その後も数度の改定が行われ、1987-2014年までに240の英語版の唱道連携モデルの適用例⁵⁾があり、米国に限らず、国際的になっている⁶⁾。

2-1 唱道連盟モデルの概念

2-1-1 政策サブシステム

唱道連携フレームワーク⁷⁾の最大の特徴は、政策変化を説明する要因について考えるための分析単位として特定の政府機構あるいは組織ではなく、「政策サブシステム」(policy subsystem)を考えるべきであるとしていることである⁸⁾。「政策サブシステム」は、現代社会における政策決定は物質的にも法律的にも大変複雑であり、政策決定参加者が影響力を持つこと望んでいる限り、政策参加者を特定しなくてはならないことを前提にしていることに基づいた概念である⁹⁾。

「政策サブシステム」とはある一つの特定の政策問題領域に積極的に関わるさまざまな公的および私的組織からの行為者によって構成されるものを意味している。政策決定参加者には従来の「鉄のトライアングル(立法者、省庁及び利益団体)」よりもブルーリズムの考えである広域な参加者を想定している。すなわち政策形成と実施に関わるいろいろな政府レベルの行為者、ジャーナリスト、研究者そして政策分析者など、政策アイデアの生成、普及および評価に重要な役割を果たす行為者

をも含んでおり、潜在的行為者も含められている¹⁰⁾。

グループが核となる価値および信念を共有したとき、2から4つの唱道連携が特定の政策領域で形成される。この現象が起きる理由は、政策参加者の中の同盟者は、自らの信念システム(後述を参照)を、敵対する政策参加者が自らの信念システムを実際の政策に反映させる以前に実際の政策に反映するからである。反映させる行為を成功に導くため、政策参加者は同盟者を模索し、資源を共有し、補完的な戦略を発展する。さらに、同盟者は対峙する敵対者を邪悪なものにとらえ、敵対者が実力以上に影響力をもつという考えに導く「悪魔の変化」(devil shift)が同盟への意思をさらに深めるのである¹¹⁾。「悪魔の変化」には人々は得たことよりも容易に失ったことを覚えているという予測理論が援用されている¹²⁾。

そしてこれらの唱道連携グループ間の競争や論争の結果が政策である¹³⁾。

さらに、連携グループに属さない重要な行為者として政策ブローカーがいる。政策ブローカーの主な関心事は、政治的コンフリクトのある穏当な水準にとどめ、問題に対する何らかのリーズナブルな解を求めることであり、この役割をはたすものとして官僚首脳部や場合によっては裁判所がある。しかし、唱道者とブローカーとの境界は連続的なものである。なぜならば、(中立的な立場である)政策ブローカーといえども、政策に対する選好をもっているからである¹⁴⁾。

外的動揺・衝撃として重要な動揺は社会経済状況、政権交代、他のサブシステムの結果もしくは災害での変化が含まれる。上記の事象はアジェンダ、国民の注目を変え、主要な政策決定に変化をもたらす可能性がある。もっとも重要な効果は資源の再配分が行われるため、少数派のサブシステムが多数派のサブシステムにとって代わる可能性が出てくる点である。そしてそれまで支配的であった唱道連携の政策核信念の構成要素が変化し、その結果政策が変化する可能性が出てくる¹⁵⁾。

唱道連携モデルのフレームワークには「比較的安定的なシステム・パラメータ(Relatively Stable Parameters)」と「外的システム事象(External System Events)」の2種類の外生的(exogenous)変性群がある。

比較的安定的なシステム・パラメータには、天然資源の配分や基本的な文化的価値や社会構造、基本的な法律構造がある。次に、能動的な変化を見せる外的システム

3) Jenkins-Smith et al. (2017), p.138.

4) Sabatier and Weible(2007), p.190.

5) Jenkins-Smith et al. (2017), *op. cit.*, p.137.

6) 海外での適用例では、ヨーロッパでの公共政策過程の分析への適用では Nohrstedt 2005,2008、Ingold and Varone 2012、Kübler 2001、Larson, Vrangbaek and Traulsen 2006、Leifeld 2013 がある。

7) 厳密に言えば、唱道連携モデルを構成する分析フレームワークと表記すべきであるが、モデルとフレームワークを同義語として使用している。

8) 宮川、前掲書、245頁。

9) Sabatier and Weib (2007), *op. cit.*, p.192.

10) 宮川、前掲書、245頁。

11) Sabatier and Weible (2007) *op. cit.*, pp.194-196.

12) Jenkins-Smith et al.(2014a), p.209.

13) Birkland (2005), p.226.

14) 宮川、前掲書、249頁。

15) Sabatier and Weible (2007), *op. cit.*, pp.198-199.

事象は社会経済状況の変化、政府の連立の変化、すなわち政権交代や他の政策サブシステムからの政策決定である。この2つの外生的変性群が政策サブシステム内の政策行為者の行動に影響を与える。このような影響下に行われる政策サブシステム内の連携グループ間の相互作用を通じて政策志向的学習が起り、政策変化がもたらされる¹⁶⁾。

2-1-2 信念システム

また、分析上重要な概念は「信念システム」(belief system)である。「信念システム」とは、「深部核信念」(deep core belief)、「政策核信念」(policy core belief)及び「第二段階信念」(secondary beliefs)の3層から成る。諸価値の優先順位付け、重要な因果関係および環境の認知、政策手段の有効性についての認識などを包含するものであり、人々は少なくとも部分的には自らの信念を公共政策に反映させようとして政治に関与する¹⁷⁾。深部核信念は根本的に規範的価値であり、存在論の原理である。深部核信念は政策に特化するものではなく、故に多様な政策サブシステムに適用可能である。

深部核信念とは対照的に、政策核信念は、政策サブシステムのための分析領域及びトピックにより境界付けされている。よって、分析領域及び項目ごとの構成要素を持っている。政策核信念システムは基準を定めるものであり、実証的である。基準を定めるという点では、政策核信念システムは政策サブシステムのための基本の姿勢及び価値優先性を反映し、政策サブシステム内の誰の幸福が最大の関心事になるかを判断する可能性がある。実証的には政策核システムは問題の深刻度、問題の基本原因、その問題に取り組むための好ましい解決の総括的評価が含まれる。

第二段階信念は、政策サブシステムの一部もしくは政策核信念で説明された望ましい結果に到達するための特殊な方法を扱っている¹⁸⁾。

以上の要素からまとめると、サバティアの唱道連携モデルの焦点は、政策サブシステム内での唱道連携グループ間の相互作用の行為によって生じる政策志向的学習と、それによってもたらされる政策形成および政策変化である。政策志向的学習は政策変化を説明するための唱道連携モデルにおける卓越したひとつの道筋であり、信念システム及び唱道連携のメンバーの強化における中心的役割を担っている。政策志向的学習は「経験から起り、個人及び共同体の信念システムの教訓の達成もし

くは改訂に関連する思考及び行動意図の交代に耐えること¹⁹⁾と定義されている。ここで、学習とは、信念システムの実現あるいは改訂に関わる考え方や行動意図の比較的持続的な変化を意味する²⁰⁾。

科学および技術的情報はサブシステムを理解するうえで重要であり、長期的な視点(例えば10年それ以上)でそれらを見る必要がある。なぜならば、政策過程は始まりと終わりのない現在進行形であるからだ²¹⁾。

唱道連携モデルは政策の進化の方向性に焦点を当て、小規模及び大規模な政策変化の明確な相違を提示している。核となる側面での変化は、「大規模政策変化」として定義され、サブシステムの方向性及び目標における重要な変化であり、第二段階(例えば、目標達成への手段における変化)の変化は、小規模政策変化の証拠となる²²⁾。唱道連携はしばしばこれらの構成要素に関連する提案には同意しないので、政策論争はしばしば政府計画の変更の是非に関する多様な選択肢をめぐって展開する²³⁾。

信念システムのカテゴリーは変化の影響を受けやすいかによって違いがあるので、小規模政策変化は大規模変化ほど達成が困難ではないと推測できる。行政規則、予算配分、小規模変化、法解釈及び改正の小規模変化はしばしば発生し、それほどサブシステムのアクター間及び資源の再配分の根拠、合意が必要とされない。一方、規範的(政策核)信念は強固に保たれ、耳障りな情報は排除されるので、その計画を支持する唱道連携が実権を握るかぎり大規模政策変化は起りえない²⁴⁾。

2-1-3 分析領域

当モデルが扱う伝統的な分析領域は連携、学習及び政策変化である。図1は唱道連携モデルにおける政策過程のフローダイヤグラムである。

サブシステム事象を調整する変数の1つめのカテゴリーは「比較的安定的なパラメータ」であり、政策サブシステムにはめ込まれた基本的な社会的、文化的、経済的、物理的、制度的構造にあたる。そのなかのいくつかは基本的憲政構造のように政策サブシステムの外側になり、サブシステムの物理的条件のようなものはサブシステムの内側になる。

第2の変数のカテゴリーは「外的システム事象」であり、ダイナミックな外的事象からなる。

比較的安定的なシステム・パラメータと政策サブシ

16) 宮川、前掲書、246-247頁。

17) 同上、246頁。

18) Jenkins-Smith et al. (2017) *op. cit.*, pp.140-141.

19) Sabatier and Jenkins-Smith (1993), p.44.

20) 宮川、前掲書、250頁。

21) Jenkins-Smith et al.(2017) *op. cit.*, p.142.

22) Sabatier and Jenkins-Smith(1999), pp.147-148.

23) Sabatier and Weible (2007), *op. cit.*, p.195.

24) Jenkins-Smith et al.(2017), *op. cit.*, p.145.

テムの間には「長期連携機会構造(Long Term Coalition Opportunity Structures)」の性質に関連する中間的な概念のカテゴリーがある。長期連携機会構造は、大規模な政策変化、政策サブシステムの公開性及び社会の亀裂を一部覆うために必要な合意レベルを構築する。本質的に長期連携機会構造は政策サブシステムの比較的安定的なシステム・パラメータの重要な副産物である。外的システム事象と政策サブシステムの間には「サブシステム行為者の短期的制約及び資源(Short-Term Constraints and Resources of Subsystem Actors)」がある。この構図はサブシステムの外部で起きた変化が短期間で連携が形成する機会を与えることを意味している²⁵⁾。

3. 唱道連携モデルの知の根幹

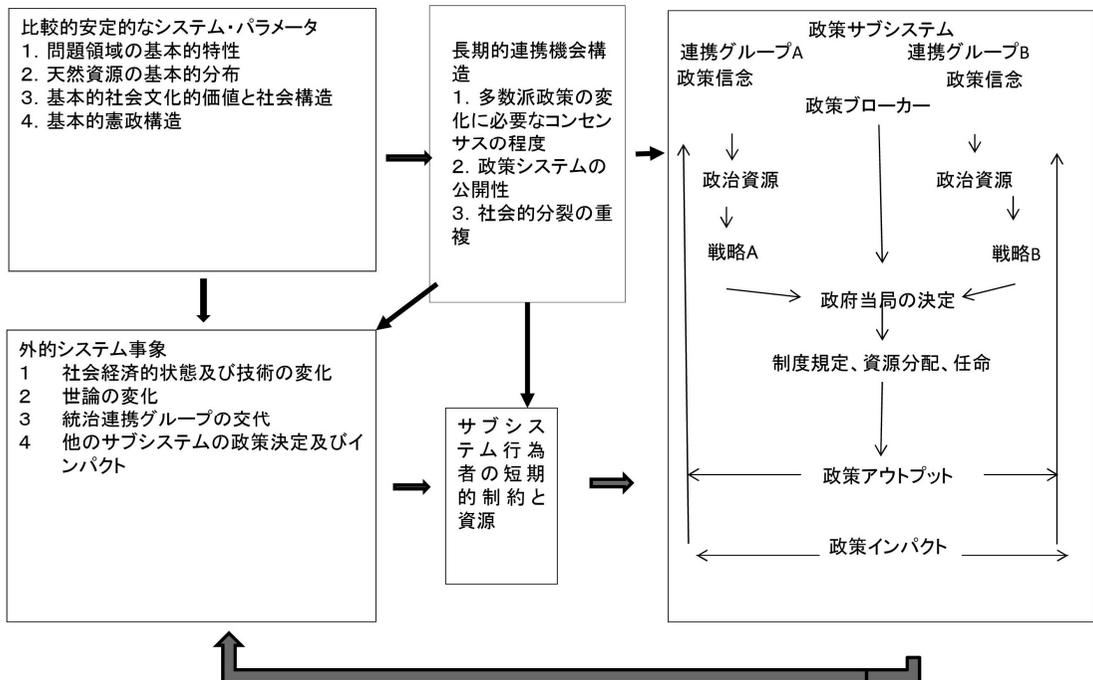
サバティアは、当モデルを作成した理由として、1970年代、80年代に主流であった段階的発見的方法論は重要な功績ではあるが、重大な理論及び実証的欠点が認められ、それ故別のアプローチに置き換えられるべきである

ことを指摘している²⁶⁾。

サバティアにとり、過去の政治過程研究の不備を埋め合わせようとしたことが、唱道連携モデルを考案するきっかけになっている。推測に基づく従来の政治過程論の限界を超えられる新たな政策過程論の開発、政策論争における科学的、技術的情報の役割への理論的洞察を適用する必要性、イデオロギーの不一致及び政策争議に焦点を当てる必要性、伝統的に分析対象として強調されていた政府機関（立法、行政、司法）及び政治的行動のいくつかの形式（投票及びロビー活動）を超えて、政治及び時間をかけた政策変化を理解する包括的なアプローチを提供する必要性が含まれている。当フレームワークの完成には、サバティアとジェンキンス・スミスによる会議（学会）資料、インタビューや調査を通じた現在進行形のデータの集積、信念システム及び連携の安定性を時間をかけて評価するためのコード形式の作成も含まれている²⁷⁾。

本章では唱道連携モデルのルーツとして、これまでにサバティアが影響を受けたことを明らかにしている理

図1 2007年の唱道連携フレームワーク



(出所) Jenkins-Smith et al. (2014a) より筆者訳出

25) Jenkins-Smith et al.(2014a), pp.193-194.

26) Sabatier(1993),S.118.

27) Sabatier and Jenkins-Smith(2014a), *op. cit.*, pp.184-185.

論を紹介し、さらにサバティアが明言していないドイツの社会学者のルーマンの理論と同モデルの親和性、そして同モデルの実証において貢献しているジェンキンス・スミスが近年明示した信念システムの検証に有効としている文化論的理論とパーソンズの理論との親和性を検証する。

3-1 科学哲学の影響

唱道連携モデルには1970・80年代にまだ顕著であった科学哲学での論争による概念の影響があった²⁸⁾。トーマス・クーン(Thomas Kuhn) (1962)の科学の進化及びパラダイム転換に一部対応する形で、イムレ・ラカトシュ(Imre Lakatos) (1970)は、蓄積され、反証可能な科学の概念及び知識の発展の概念を助けるための努力である、「プログラム」という科学研究の進化の概念を発展させた。

ラカトシュが強調したのは科学を記述する基本単位をリサーチ・プログラムという、より大きな単位であるということである。リサーチ・プログラムはその中心部分の「堅い核 (hard core)」とそれを取り巻く「防御帯 (protecting belt)」の二重構造をなしている。通常この堅い核に属する基本法則や基本理論は反証することを禁じられているとラカトシュは考える。つまり、リサーチ・プログラムの内部にいる限り、堅い核に属する仮説はいわば研究の基本前提であり、その上に通常の研究が成立する。そして様々な変則事象や反証事例が生じたときには、防御帯としての補助仮説や初期条件を変更することによってそれに対処し、反証事例が堅い核の部分まで及ばないように防除するという仕組みになっている。

さらに、リサーチ・プログラムには前進的なりサーチ・プログラムと退行的なりサーチ・プログラムとの区別がある。前進的なりサーチ・プログラムは将来の研究のための明確な見取り図を指示できるような一貫性を持ち、これまで知られなかった新しい事実の発見に導くような、理論的予測をもつプログラムである。退行的なりサーチ・プログラムはこれまで見出された過去の現象だけに合致するように作られており、新しい事実を予測する能力を持たないようなプログラムを指す。退行的になったりサーチ・プログラムは、もはや堅い核を防御する力がないので、新しい前進的なりサーチ・プログラムに席を譲らなくてはならない²⁹⁾。サバティア及びジェンキンス・スミスにとり、この科学的進歩は唱道連携モデルの理論的成長を受けいれるということの特徴づけた。唱

道連携モデルの基礎のフレームワークは堅い核であり、新たな提案及び理論ロジックは補助帯である。このように防御ベルトの改定はそれらが唱道連携モデルへの新たな実質的な理論的内容を追加し続ける限り受け入れられる³⁰⁾。

3-2 社会科学の理論の影響

サバティアは影響を受けた理論の中で、イーストン (Easton)³¹⁾並びにヘクロ (Heclø) のイシュー・ネットワーク等を挙げている³²⁾。

サバティアはモデル (当時はまだアプローチという言葉を用いていた。)の作成構築において、様々な研究者との討論を行い、それを研究の基礎としている。その中で唱道連携モデルは1981年から82年にドイツのビーレフェルト大学学際研究センターでのカウフマンの下での1年間 (1981/82)の研究及び政策実施に関する研究 (Sabatier 1986)をもとにしていることを論文の中で述べている³³⁾。とりわけ、当時同研究センターに在籍しており、すでにIAD (Institutional Analysis and Development: 制度分析及び発展フレームワーク)を発表していたヴァインセント並びにエリノア・オストロム (Vincent and Elinor Ostrom) 夫妻との長い議論の重要性が示されている³⁴⁾。

3-3 唱道連携モデルへのルーマンの影響の検証

論文等でサバティア自身が述べている事実を鑑み、唱道連携モデルを注意深く検証すると、サバティアは言及していないが、ドイツの社会学者のニクラス・ルーマンの社会システム論との親和性がみられる³⁵⁾。

そこで、ルーマンの社会システム論が唱道連携モデルの基礎となる構成要素に与えた影響を検証する。

3-3-1 学際的な自然科学の理論の援用

ルーマンがいう社会システムは、オートポイエーシス (自己言及) 的であり、意味を構成し、コミュニケーションを要素とするシステムである³⁶⁾。

ルーマンの理論的発展の第二段階の特徴として言われているのが、マトゥラーナとヴァレラによって引きおこされた一般システム理論におけるパラダイムの転換

28) 理論自体の説明はなされていないが、Laudan(1978,70-120)の政治システム論が挙げられている。Sabatier and Jenkins-Smith(2014a), *op. cit.*, p.188.

29) 野家 (2015)、201-203頁。

30) Jenkins-Smith et al.(2014a),pp.185-186.

31) Sabatier and Weible(2007),p.188.

32) Ibid.,p.209.

33) Sabatier(1993),S.119-120.

34) Jenkins-Smith et al.(2014a),p.184.

35) サバティアがドイツ語で書いた文献から、唱道連携モデルにシステム論が関係している要素を見出した。Vgl.,a.a.O.,Sabatier(1993).

36) 大澤 (2019)、534-535頁。

を、社会学に適用しようとしたことである³⁷⁾。

オートポイエーシスという概念は、マトウラーナとヴァレラにおいて生命システムを規定するために用いられた。オートポイエーシスのシステムとは自己産出的で自己保存的な統一体のことである。当システムは相互に作用し合う構成諸要素の回帰的なネットワークからなり、それらの構成要素はその相互作用を通じて再び同じネットワークを生産する。このようにオートポイエーシスのシステムは組織的に閉じており、自律的であるが、同時に生命システムは、物理的にまたはエネルギー的に開かれている。このことからオートポイエーシスのシステムはその構成要素に外部環境が影響するものではなく、すなわち一般的（それまでの）システム論がいうところのインプット・アウトプットというものは存在しない。具体的なシステムの状況は、システム自身によって規定されている。そして構造ないし状態によって決定されているような仕方でも働く。また神経システムは、自己準拠的に閉じたシステムをなしており、世界への直接的な通路をもっていない。このことから認知と知覚の過程は現実自体の像を与えるのではなく、システム内部的な構造物を作り上げるのだという認識論上の帰結が生じる³⁸⁾。

ルーマンはこのオートポイエーシスを社会学に直接的に転用した。ルーマンによれば、生命システムと社会システムだけがオートポイエーシ的に組織されているわけではなく、心的システムつまり意識システムをはじめとする様々な種類のシステムが存在する。すなわちそれらのシステムは自らの要素を回帰的に再生産することにより、自分自身を自律的な統一体として産み出している。したがってルーマンが用いる一般化されたオートポイエーシス概念は、徹頭徹尾、システムの諸要素を生産することによるシステムの自己産出と自己保存という意味を持つものとして定義される³⁹⁾。

このようにルーマンは自然科学の定式を社会学に直接的に転用することで、理論の普遍化に成功した。ではサバティアの唱道連携モデルはどうであろうか。

サバティアの唱道連携モデルにも同様なことが言える。唱道連携モデルには3-1で論じたように1970・80年代にまだ顕著であった科学哲学での論争による概念の影響もあった。ラカトシュのリサーチ・プログラムという概念は、サバティアの信念システムの構成理論に用いられている。そしてリサーチ・プログラムはその中心部分の「堅い核 (hard core)」とそれを取り巻く「防衛

帯(protecting belt)」の二重構造をなしている⁴⁰⁾。

そして、前進的なりサーチ・プログラムに退行的なりサーチ・プログラムは入れ替わるという理論は、唱道連携モデルの理論に新たな理論的内容を科学的に立証される限りつけ加えることを可能するという考えに結び付いた。

ルーマンはサバティアよりも先に当時の自然科学の大きなパラダイム転換という概念を社会学理論に採用している。またプログラムという概念も取り入れている。その点でも先駆的な研究がなされていたと解する。

3-3-2 層という概念

サバティアの唱道連携モデルでは、信念システムという概念が定義されている。段階的に観察する、直線的ではない、すなわち「層(Ebene)」という概念はルーマンの理論に見られる特徴である。

まず、ルーマンは観察という概念を重層的にとらえている。もともと社会システムは、他のシステムと同様に、観察の主体である。しかし、ルーマンは観察概念を心的システムへの準拠から解放し、ジョージ・スペンサー・ブラウンの操作的論理学を基礎とし、観察とはある区別を手掛かりとして指し示すこと(Bezeichnung-anhand-einer-Unterscheidung)であると定義している。観察という操作は、明らかに、二つの異なる構成要素からなっている。区別すること(Unterscheidung)と指し示すこと(Bezeichnen)とである。そして観察の観察、すなわち第二次的観察も観察であるとしている⁴¹⁾。第一次的観察のレベルでは、世界は単層的な脈絡を持ったものとして現れる。脈絡(Kontextur)という概念はある区別によって観察される。第二次的観察レベルで、重層的な脈絡を持った世界に人は到達する⁴²⁾。

サバティアの唱道連携モデルの信念システムを見ると、2-1-2で述べた通り、唱道連携モデルではアクターは深部核信念、政策核信念及び第二段階信念から成る3段階(層)から構成されている。深部核信念は根本的に規範的価値であり、存在論の原理であり、多くは幼児期の社会化と結びついており、変化は難しい。政策核信念は、領域内の政策サブシステムと同範囲で、根本的な政策の選択を扱っているのも、深部核信念と同様に変化が起こりづらい。一方、第二段階信念は、領域のなかの狭い範囲であり、根拠及びサブシステムのアクター間での同意が少なくても、変化が容易に起こる⁴³⁾。

このように、層という考えを用いたことにより、事象

37) クニール及びナセヒ (1995)、66頁。

38) 同上、64-65頁。

39) 同上、68頁。

40) 野家、前掲書、201-202頁。

41) クニール及びナセヒ、前掲書、112-113及び129頁。

42) 同上、120-121頁。

43) Sabatier and Weible (2007), *op. cit.*, pp194-196.

を様々な側面から観察し、また理解を段階的に過程の中に見ることができるようになっている。

3-3-3 システムの分化、サブシステム概念

サバティアの唱道連携モデルでは、政策サブシステムは政策過程を理解するための主要な分析単位であり、ルーマンはサバティアより先にシステム論を論じている。

ルーマンは3つのタイプの社会システムを区別している。人と人との共存に依存している社会システムとしての相互行為(Interaktion)、構成員とありうる諸条件とそれを決定するための諸技術を介して再生産される組織体(Organisation)と、最も包括的な社会システムとしてのゲゼルシャフト(Gesellschaft)である⁴⁴⁾。

ルーマンの理論を理論的な武器とする社会理論は、複雑性とシステム分化という基本概念から出発する。そして相互行為も組織体もゲゼルシャフトの地平の中、つまりある社会的環境のなかだけに現れる。複雑性とは、システムが一つ以上のつながりの可能性をもっているという事態のことを指している。第二の基礎概念であるシステム分化とは、サブシステムを形成する社会システムの能力を指している。サブシステムないし部分システムとは「もろもろのシステムの中でシステム形成が繰り返されるということにほかならない。」(SoSy:⁴⁵⁾ 37) ひとつのシステムはみずからを部分システムへと分かち、そうすることによって内部にシステムと環境の差異を生み出す。すなわち、ある一つのシステムの内部にあるそれぞれの部分システムの環境のなかに、そのシステム全体に属する別のさまざまな部分システムが生まれ、システム全体が「そのことによって、それらの部分システムにとつての(内的環境)としての機能を、しかもそれぞれの部分システムに対してそれぞれの特異な仕方で」(SoSy:37) 獲得するのである。

システム理論的社会理論は、これらの二つの基本概念を用いて、社会はその複雑性とどのようにかわりあうのか、社会はどのようにして下属する部分システムへと内部的に分化するのかという問いに取り組みなければならない。ルーマンにとって決定的に重要な社会理論上の問いは、社会の分化形態へ問いであり、そこから生じる複雑性の問いである⁴⁶⁾。「あるゲゼルシャフト・システムが到達しうる複雑性は、その分化形態に依存している。」⁴⁷⁾ としている。社会理論の対象は、社会部分システム間の交互的な観察関係や、部分システム相互の関係

と関係づけの可能性を研究することにある⁴⁸⁾。

上述のように、ルーマンの社会システム理論の対象は、社会部分システム間の交互的な観察関係や、部分システム相互の関係と関係づけの可能性を研究することにある。これはサバティアではアクターという単位は出てくるものの、同じアクターがシステムを重複することもあり、他のサブシステム内にも存在する。サブシステムという分析単位を用いることにより、サブシステム内の関係、サブシステム間の関係を分析し、政策過程の分析を行っている。サバティアの唱道連携モデルに用いられているサブシステム概念はルーマンのシステム分化との概念と土台となる考え方は大変相似しているように解する。

3-3-4 3層へのこだわり

さらにルーマンの特徴として、概念を3つに分けていることが挙げられる。ルーマンはシステムを3段階で説明している。システム概念の総体を第1層とすれば、システムを第2層で機械、生物、社会システム、心的システムに分類し、さらに第3層で先述の社会システムの3つの区別、すなわち相互行為、組織体、ゲゼルシャフトとしている⁴⁹⁾。

そのほか、コミュニケーションも、情報、伝達、理解という3つの構成要素を互いに統合した3層の統一体をなしている⁵⁰⁾。またゲゼルシャフトの分化も「ゲゼルシャフト・システムの分化は、それぞれの部分システムに対して、3層の関係づけの可能性を作り出す。(1)部分システムが属し運動する原因という包括的システムに対する関係と、(2)他の部分システムに対する関係と、(3)自分自身に対する関係とがそれである。」として3層で説明している⁵¹⁾。

サバティアも層を3層で説明している。もしサバティアが述べているようにラカトシュの理論の固い核及び防衛帯の2重構造のみを参考にしているならば、3層という発想が出てくることはなかったであろうことが考えられる。このようなことから、サバティアとルーマンの親和性を確認することが可能であり、サバティアはルーマンの理論の影響を受けていたであろうことが考えられる。

44) クニール及びナセヒ、前掲書、49頁。

45) ルーマンの Sozial Systeme のこと。

46) クニール及びナセヒ、前掲書、133-134頁。

47) 同上、134頁。Luhmann(1980), S.22.

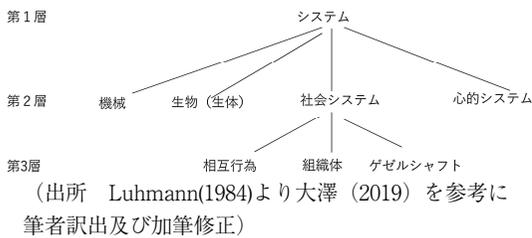
48) 同上、137頁。

49) Luhmann(1984), S.16.

50) クニール及びナセヒ、前掲書、111頁。Vgl. ebenda, S.194.

51) 同上、137頁。Luhmann(1990), S.635.

図2 ルーマンのシステムの概念



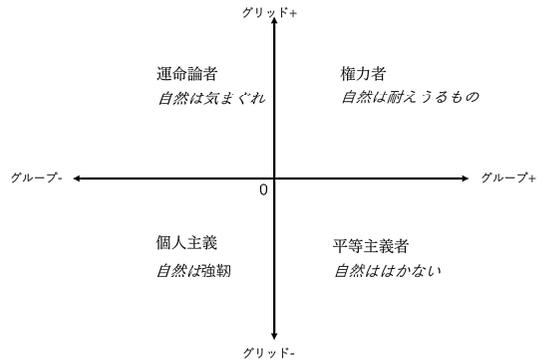
3-4 唱道連携モデルへの深化に影響を及ぼすダグラスの文化理論とパーソンズ理論の親和性の検証

唱道連携モデルを実証することにより当モデルの深化に貢献してきたジェンキンス・スミスは、今後の信念システムを研究課題の一つとして、信念システムの再考を挙げており、さらに当該課題に対してジェンキンス・スミス及びその他の唱道連携モデル研究者らは深部核信念を概念化することに関してガイダンスの提供の必要性を述べている。深部核信念を概念化し、評価する方法の一つとして文化理論から導かれた見識を包含することが挙げられる⁵²⁾。

そこで文化理論を検証することで唱道連携モデルの応用を試みている。ダグラス(Douglas)が開発した文化人類学の理論はウィルダヴスキー(Wildavsky)によりまず社会科学に適用された。文化理論では社会的要件をグリッド及びグループに分類し、権力者、平等主義者、個人主義、運命論者の4つの顕著な世界観を提供している⁵³⁾。

そしてジェンキンス・スミスらは当理論を用いた社会科学への適用では上記4つの世界観に「自然」とはこうであるという概念を当てはめ、それを信奉する個人、組織の環境政策に関する考え方に適用が成されている(図の斜字部分)⁵⁴⁾。

図3 グリッド/グループ 文化的タイプ及び関連する自然に対する考え



(出所) Jenkins-Smith et al.(2014b)より筆者訳出。

横軸の「グループ」とは社会関係の中で個人に加わる圧力(pressure)を指し、原点から右に進むにつれ他者からの圧力によって自己が支配される度合いが高じていく。反対に原点から左に進めば自己が他者に対してふるう支配の度合いが高じていく。縦軸の「グリッド」の方は個人が社会と共有しているさまざまな境界線、つまり分類体系(classification)の明確度をいう。原点を起点として上昇するにつれ他者との分類体系を共有する度合いが高まる。反対に原点から下降すれば個人的な分類体系を持つ度合いが高まる⁵⁵⁾。

権力者は社会での定義された役割を志向し、手続き、権限系統、社会の安定及び制度の維持に重きを置く傾向がある。一方、個人主義者は構造的指示にほとんど束縛されず、概して自身のことは自身で行うことを人々に期待する傾向にある。平等主義者はグループの強い結束を求め、外部の指示は最小限とすることを志向し、強力な社会の連帯感をグループに誇示し、権限は外部の専門家または制度的に定義されているリーダーよりもむしろコミュニティ内に与える傾向がある。最後に運命論者は自身を義務的な外部の制約に影響されると考えるが、より大きな社会結果を形成する社会的集団の構成員からはほぼ除外されていると感じている。運命論者は自身の人生のコントロールはほぼできないが、人生の多くは選択よりも機会であると信じる傾向がある⁵⁶⁾。

これを環境政策に関する基礎となる自然に関する信念にあてはめると、個人主義者は、自然は強靱で、人間の行動にほぼ耐えうるので、企業活動への規制はほとんど

52) Jenkins-Smith et al. (2014a), op. cit., p.204.

53) Jenkins-Smith et al. (2014b), pp.489-490.

54) Ibid., p.493

55) 江河(1983), 306頁。なお、これはメアリー・ダグラス、江河徹・塚本利明・木下卓訳(1983)『コスモロジーの探求』紀伊国屋書店の「あとがき」での説明から引用した。

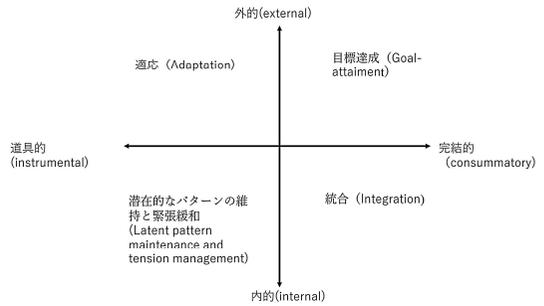
56) Jenkins-Smith et al.(2014b), op. cit., p.490.

ど行わなくてよいと考えている。一方、平等主義者は自然はもろいので、自然の平衡を保つためには多大な保護と注意をしなければいけないと考える。権力者は自然は概してよく整った人間の行動に対しては回復力があるが、間違っただけの人間の介入は自然界に破壊的影響を与える結果をもたらす可能性があるとしている。よって、グループにより認可された専門家による注意に綿密に注意を払い、自然への介入に対し、正当な権限により課される規制的な権限を心に留めるとというのが権力者の傾向である。最後に運命論者は自然の恵み及び災害はほぼ不定期に発生するので、人間の行動は無意味であると考えている⁵⁷⁾。

このような4象限での考えはパーソンズが社会システムを分析するために考えたAGIL図式との関連性がみられる。

パーソンズが提唱した「構造-機能分析」とは構造部分と機能部分の両方を持っていることを言い、二つのステップを経ることになる。第一に社会システムの構造を記述する。第二に構造が、どのような機能的要件を充足しているのかということに注目して、構造を説明する。「機能的要件」とはシステムが維持されるために必要とされていること、いわばシステムの「目的」である⁵⁸⁾。この機能的要件により結果が評価される。これにより社会構造が「制御」され、様々な「相互作用」によって社会状態が決まる。ここで重要なのが、機能的要件であり、パーソンズはどのような社会システムでも4つの機能的要件があるとしている。適用 (Adaptation) は、物質的な環境を念頭においており、機能要件とくに責任があるのが、典型的な経済システムである。目標達成 (Goal-Attainment) は狭い意味での目的であり、政治システムを主として考えられている。統合 (Integration) は、社会にまとまりがあるということであり、パーソンズは、統合システムもしくは社会共同体としている。潜在的なパターンの維持と緊張緩和 (Latent pattern maintenance and tension management) とは、潜在的パターンが維持され、ほとんど緊張がないことをいう。それはどうしてかといえば、基本的な価値が共有されているので、基本的には互いに期待通りに動くからである。この機能的要件を担っているのが文化、あるいは「動機づけのシステム」である⁵⁹⁾。これがAGIL図式である。なお、縦軸は集団体志向—自己中心の志向から発展したもので、横軸は短期的関心—長期的関心から発展したものである⁶⁰⁾。

図4 AGIL図式



(出所) 田野崎 (1975) をもとに筆者加筆修正。

まず、4象限で説明しているというところで文化理論とのAGIL図式との親和性が見て取れる。さらにジェンキンス・スミスらは、パーソンズの構造・機能理論を応用し、文化理論の4象限に見られる世界観を投影した個人及びグループの自然に対する考えの特性を導き出した。パーソンズの理論の知識がなければ、このような方法での分析はなされなかったであろう。

5. 結論

唱道連携モデルは世界的に多くの研究者により実証研究にて利用され、学術界に貢献している。唱道連携モデルは、自然科学にて先人たちが開発した理論もうまく転用して政治過程分析を行えるよう考えられたことが明らかになった。さらに当モデルを開発したサバティアには社会学者のルーマンの理論の親和性が認められ、実証研究で当モデルの深化に貢献したジェンキンス・スミスには文化人類学の文化理論を介して社会学者のパーソンズの理論との親和性が見て取れた。

さらにルーマンの社会システム理論は師のパーソンズの社会システム理論への批判を出発点としながら、別の社会学的理論に置き換えるのではなく、システム理論の道具を改良し一般化することにより、パーソンズの理論の欠陥を克服しようとしたものである⁶¹⁾。

唱道連携モデルに関して、モデルの開発者のサバティアにルーマンの理論の、そしてモデルの実証を通じて、モデルの深化に貢献したジェンキンス・スミスにパーソンズの理論の影響が見て取れることは何とも興味深い。またそれは、当モデルは政治学並びに公共政策における政策成立過程を分析するモデルとして開発されたが、様々な理論の影響を受け、それを援用し、成立した学際的な理論である証であるともいえる。

57) Ibid, pp.493-494.

58) 大澤、前掲書、397-399頁。

59) 同上、412頁。

60) 田野崎(1975)、103頁。

61) クニール及びナセヒ、前掲書、43頁。

参考文献

- 大澤真幸 (2019) 『社会学史』 講談社。
- 田野崎昭夫 (1975) 『パーソンの社会理論』 誠信書房。
- ゲオルク・クニール、アルミン・ナセヒ、館野 受男・池田貞夫・野崎和義訳 (1995) 『ルーマン 社会システム理論 「知」の扉をひらく』 (Kneer Georg, und Armin Nassehi (1993), *Niklas Luhmann Theorie sozialer Systeme*. München) 勁草書房。
- メアリー・ダグラス、江河徹・塚本利明・木下卓訳(1983) 『コスモロジーの探求』 紀伊国屋書店。
- 野家啓一 (2015) 『科学哲学への招待』 筑摩書房。
- 宮川公男 (2002) 『政策科学入門』 東洋経済新報社。
- Luhmann, Niklas (1980) *Gesellschaftsstruktur und Semantik : Studien zur Wissenssoziologie der modernen Gesellschaft* BD1, Frankfurt/M.
- Luhmann, Niklas (1984) *Soziale System.Grund Grib einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt/M. ニクルス・ルーマン、佐藤勉監訳 (1993-1995) 『社会システム理論』 恒星社厚生閣。
- Luhmann, Niklas (1990) *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, Frankfurt/M.ニクルス・ルーマン、徳安彰訳(2009) 『社会の科学』 法政大学出版。
- Sabatier, Paul A (1993) "Advocacy-Koalition, Policy Wandel und Policy Lernen. Eine Alternativ zur Phasenheuristik " . In *Politische Vierteljahresschrift Sonderheft34*, Adrienne Héritier (Hg), Wiesbaden, S.116-148.
- Birkland, Thomas A(2005) *An introduction to the policy process : theories, concept, and models of public policy making* New York, M.E.Sharpe, Inc.
- Easton, David (1965) *A Framework for Political Analysis*, Chicago ,University of Chicago Press.
- Hecló, Hugh(1974) *Social Policy in Britain and Sweden*, New Heaven CT, Yale University Press.
- _____(1978) "Issue networks and the Executive Establishment" in A.King (ed) *The New American Political System*, Washington DC, American Enterprise Institute, pp. 87-124.
- Ingold, Karin and Frédéric Varone(2012) "Treating Policy Brokers Seriously: Evidence from the Climate Policy," *Journal of Public Administration Research and Theory*, (22:2), pp.319-346.11 December, 2019. <<https://academic.oup.com/jpart/article-abstract/22/2/319/912004>>
- Jenkins-Smith, Hank C., Daniel Nohrstedt, Christopher M Weible and Paul A.Sabatier(2014a) "The Advocacy Coalition Framework: Foundations, Evolution, and Ongoing Research," in Paul Sabatier and Christopher M.Weible(ed.)*The theories of the policy process* 3rd ed, Boulder, CO,Westview Press, pp.183-223.
- Jenkins-Smith, Hank C., L.Silva, Kuhhika Gupta and Joseph T. Ripberger(2014b) "Belief System Continuity and Change in policy Advocacy Coalitions: Using Cultural Theory to Specify Belief Systems, Coalitions, and Sources of Change," *The Policy Studies Journal*, (42:4), pp. 484-508. 25 July 2019. <<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1111/p.sj.12071>>
- Jenkins-Smith ,Hank C., Daniel Nohrstedt, Christopher M.Weible and Karin Ingold(2018) "The Advocacy Coalition Framework: An Overview of the Research Program" in Christopher M.Weible and Paul Sabatier (ed.) *The theories of the policy process* 4th ed.,Boulder, CO, Westview Press, pp. 135-171.
- Kiser, Larry L.and Elinor Ostrom(1982) "The Three Worlds of Action:A Metatheoretical Synthesis of Institutional Arrangements." E.Ostrom (ed), *Strategies of Political Inquiry*, Beverly Hills, CA, Sage, pp.179-222.
- Kübler, Daniel(2001) "Understanding Policy Change with the Advocacy Coalition Framework: An Application to Swiss Drug Policy," *Journal of European Public Policy*(8:4),p.623-641.12 December 2019. <<https://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/13501760110064429?needAccess=true>>
- Kuhn, Thomas(1962) *The Structure of Scientific Revolution*, Chicago, University of Chicago Press.
- Lakatos, Imré(1970) "Falsification and the Methodology of Scientific Research Programm." in Imré Lakatos and Alan Musgrave (ed.) *Criticism and the Growth of Knowledge*, Cambridge, MA, Cambridge University of Press,pp.170-196. 17 September 2019. <http://personal.lse.ac.uk/ROBERT49/teaching/ph201/Week05_xtra_Lakatos.pdf>
- Larsen, Jakob Bjerg, Karsten Vrangbæk and Janine M.Traulsen(2006) "Advocacy coalitions and pharmacy policy in Denmark—Solid cores with fuzzy edges," *Social Science & Medicine*, (63:1), pp. 212-224.11 December 2019. <<https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0277953605006544>>
- Leifeld, Philip (2013) "Reconceptualizing Major Policy Change in the Advocacy Coalition Framework: A

Discourse Network Analysis of German Pension Politics," *The Policy Studies Journal*, (41:1), pp. 169-198. 11 December 2019

<<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1111/p sj.12007>>

Nohrstedt, Daniel(2005) "External shocks and policy change: Three Mile Island and Swedish nuclear energy policy," *Journal of European Public Policy*,(12:6),pp.257-248. 11 December 2019.

<<https://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/135 01760500270729?needAccess=true>>

_____(2008) "The Politics of Crisis Policymaking: Chernobyl and Swedish Nuclear Energy Policy," *The Policy Studies Journal*, (36:2),pp.258-278. 11 December 2019.

<<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1111/j. 1541-0072.2008.00265.x>>

Ostrom, Elinor (2005) *Understanding Institutional Diversity*, Princeton University Press.

Sabatier, Paul A. (1986) "Top-down and Bottom-up Models of Policy Implementation: A Critical Analysis and Suggested Synthesis", *Journal of Public Policy* 6 (January), pp21-48.16 December 2018.

<<https://www.jstor.org/stable/pdf/3998354.pdf>>

_____(1988) "An Advocacy Coalition Framework of Policy Change and the Role of Policy-Oriented Learning Therein," *Policy Sciences* 21, pp129-168. 21 January, 2020.

<<https://link.springer.com/content/pdf/10.1007/BF 00136406.pdf>>

Sabatier, Paul A. and Christopher M.Weible (2007)

"The Advocacy Coalition Framework: Innovations and Clarifications", *The Theories of the Policy Process*, Paul Sabatier(ed), 2nd edition. Boulder, CO, Westview Press, pp189-220.

Sabatier, Paul A. and Hank Jenkins-Smith (1993) *Policy Change and Learning: An Advocacy Coalition Approach*. Boulder CO: Westview Press.

[書評論文]

脱植民地から移行期正義を考える —中村平『植民暴力の記憶と日本人—台湾高地先住民と 脱植民の運動』（大阪大学出版会、2018）を読む

From Decolonization to Transitional Justice:
Analytical reading of NAKAMURA Taira's *Memories of Colonial Violence and Japanese-Taiwanese Indigenous Peoples and Decolonization Movement*
(Osaka University Press, 2018).

坪田 = 中西 美貴 TSUBOTA=NAKANISHI Miki

上智大学大学院
(Sophia University)

This paper reviews NAKAMURA Taira's book *Memories of Colonial Violence and Japanese-Taiwanese Indigenous Peoples and Decolonization movement* (2018) as a practice of Transitional Justice which has been practicing in Taiwan from 2016 under the President Tsai Ing-wen. Under the regime of cold war, Japan didn't do its own decolonization. Hence, this book set former colonizer's decolonization is needed. He points out the importance of sharing the memory of violence and analyzing the word which former colonized use and the way they talk because word and attitude contain the memory of violence itself. Colonial violence occurs from colonial difference, the book shows that when we share the memory in this way, it is possible to make a different relationship. Such a trial to sharing memory and making different relationship is similar to the practice of transitional justice. In this meaning, the study can locate on the study of Transitional Justice.

キーワード：台湾先住民、脱植民、移行期正義、和解、人権

1. はじめに

台湾では2016年より移行期正義（Transitional justice、中国語：転型正義）の実践がスタートし、過去に行われてきた不正義についての調査が進められている。それは1980年代半ばに進んだ、国民党一党独裁という「植民体制」から民主化へと向かう流れに連なっている。本書は2006年に提出された博士論文がもとになっており、近年の移行期正義について直接扱ったものではない。だが本書が対象とする脱植民の展開は、むしろ移行期正義に近い内容である。そこで本書評論文では、移行期正義の観点から本書を読み解いていきたい。

2. 本書の位置づけ

本書は台湾先住民（中国語：台湾原住民族）のうち、タイヤルと称する人々へのフィールド・ワークを手掛かりに、かれらおよび著者と日本にとっての脱植民について民族誌的に考察したものである。文字通りに読むならば本書は脱植民地化や帝国日本の責任をめぐる研究の

系譜に連なる。しかし本書では“Decolonization”の訳として一般的と考えられる「脱植民地化」ではなく、脱植民という語を用いて議論が進められている。その理由は、前者の言葉では植民をした側の問題という側面を喚起する力が欠けてしまうためだとされる¹⁾。注意深く選択されたこの言葉には、読者として想定されている日本人が依然としてコロニアリズムから脱していないことに気づかせる意図が含まれている。

台湾の脱植民地化については、それが国民党統治によって代行されてきたことや、日本からの明確な脱植民化なき戦後台湾で国民党支配へと移行した、継続する「植民統治」であったことを、若林（2007）や菅野（2011）、所澤・林編（2015）、森田（2017）などが明らかにしている。だが脱植民地化の代行問題は、代行それ自体が問題という立場を取る。そのため日本統治の経験は重要な

1) 丸川哲史は、戦後日本人が旧植民地地域の脱植民地化に関わる苦悩の記憶をほとんど共有してこなかったことを、批判している。丸川哲史『台湾、ポストコロニアルの身体』青土社、2000、79頁。

背景として位置づいているが、戦前と戦後の連続性への言及や、国家的枠組みを超えるような視点は持たれにくい。その結果、台湾の脱植民地化問題を、旧宗主国である日本や日本人にとっての問題として意識させにくくなっている。

現在の台湾人口のわずか2%を占める台湾先住民の「植民統治」の連続性については、松岡（2012）が、日本統治期から国民党支配下で周縁化され、諸権利を奪われてきた過程を明らかにしている。ただ台湾先住民の脱植民地化の動きは汪（2006）や石垣（2011）が整理するように、台湾の民主化運動だけでなく、国際的な先住民運動の流れにも位置づく権利獲得運動である点にも注意が払われるべきである。

これらの先行研究に続く本書は、現在における台湾先住民の脱植民の動きのうち、タイヤルの民族自治運動に着目するが、それが現在のなものにとどまるものでなく、戦前から続く他者からの抑圧に対する、主体的な運動であることを指摘する。

本書では台湾先住民の脱植民の動きについてのこのような理解から出発して、読者自身の脱植民地を促すと同時に、富山の言葉を借りて「困難な私たち」と呼ばれる（41）、記憶を分有することでつむがれるナショナルな私たちに回帰しない関係性を目指している。

タイヤルを含む台湾先住民と日本との間に戦争関係はすでにないが、過去の記憶は両者を植民状態から解放していない。本書が示そうとする脱植民は、国家が人々の代理として締結する和平条約による植民状態の終了ではない。かれらや我々にとっての個々別々の脱植民地化でもない。かれらの記憶を分有し、誤認を訂正し、新たな関係性をつむぎだそうとするものこそが、本書が示す脱植民である。

このように設定された概念である脱植民とは、加害者の社会への包摂や過去の記憶の癒しを含んだ和解（reconciliation）を目指す移行期正義（transitional justice）と非常に似ている。移行期正義は、まさに現在台湾で実践されている政治的取り組みであり、本書はそうとは明確に示していないが、台湾でのこの動きと軌を一にしていると考えられる。その意味において、本書は脱植民地化の研究から出発し、脱植民という概念を手掛かりに、移行期正義と和解の実践へ参入する研究として読まれる必要がある。

移行期正義の誕生やその内包する概念の変化や広がりについては、クロス（2013）や平井（2017）がまとめている。それは1980年代後半に創出された概念で、現在に至るまでの展開を3つの型に分類できる。一つ目は南米や東欧、アパルトヘイト体制終結による体制移行によって起きた「ポスト独裁型」。二つ目は旧ユーゴスラビア、ルワンダ、東ティモール、カンボジアなど、紛争終

結後の社会が必要とした「ポスト紛争型」。三つめは、植民地開発を通じて植民者が先住民に対して行ってきた不正義の問題化である「ポストコロニアル型」で、台湾先住民にとっての移行期正義はここに位置づけられよう（平井、2017）。

移行期正義が目的とするのは、独裁体制下や紛争下で起きた事柄の真相究明、謝罪や賠償、加害者と被害者の和解、および人権侵害の歴史の記憶化などである（クロス、2013）。よく知られているものとしては、南アフリカでアパルトヘイトが撤廃された後の社会統合を行った「真実和解委員会（Truth and Reconciliation Committee）」が挙げられるが、東アジアでも2005年に韓国で「真実和解のための過去整理委員会」が発足している（李、2012）。

台湾の移行期正義に関しては呉（2014）や呉（2014）の研究のほか、2017年に日本台湾学会が「転型正義と台湾研究」というシンポジウムを行っている（日本台湾学会報、2018）。しかし台湾で移行期正義が政治的課題として本格的に取り組みされてからの時間が浅いこともあり、日本が台湾を含む旧植民地、さらにはアイヌ、沖縄までを射程に入れた移行期正義の実践がどのように進められるかを示す研究は、今後に待つほかない。この意味においても、本書は移行期正義を射程に入れたポストコロニアル研究の先駆として重要な位置を占めている。

3. 重層的な被植民の経験

台湾における移行期正義では「植民支配」による不正義の真相を明らかにすることが目指されている。

台湾が蒙ってきた「植民支配」は重層的である。非常に単純化させて言うと、植民者側には、まず228事件に端を発する白色テロを行ってきた国民党や帝国日本が位置づけられるが、実は清朝期以前に移民として渡台してきた漢族系の人々もまたここに位置づけられる。さらに時代をさかのぼれば、鄭氏王朝やオランダ東インド会社もまたここに位置づく。被植民の側になるのは、国民党独裁下および日本統治期では本省人系の台湾人と台湾先住民になるが、清朝期以前では台湾先住民がここに残される²⁾。つまり、本省人系の人々は被害者側であると同時に歴史的に見れば加害者側でもある。これに対し台湾先住民は、常に外来の政権や人々による「植民支配」を受けてきた。

このような重層的な被植民の経験は、後でみるように移行期正義をエスニック・グループで分け、正義の追求に遡れる期間が異なるという事態を導いている。

2) ここでは台湾の先住民として平埔を含めている。

4. 本書の内容

では以上のような台湾の状況を前提として、日本あるいは日本人が、いかに台湾先住民の脱植民と移行期正義に参画しえるのだろうか。以下では本書の内容を見ていこう。

本書は序章、終章および5つの章から成り立っている。第1章では本書における脱植民の捉え方について述べ、第2章と第3章では著者が桃園市復興区三光エヘン集落（日本統治期にはエヘン集落一体が、ガオガン蕃と呼ばれていた）で行ったフィールド・ワークから、著者に対する語りのなかに現れる植民暴力の記憶と植民暴力が今なお取らせ続けている姿勢について取り上げている。第4章および第5章では、自分たちは自分たちであると名乗る背景について、それぞれ異なる視点から考察している。

第1章は本書全体の趣旨である脱植民化の説明である。日本が冷戦構造下で忘却してきた自身の脱植民あるいは脱帝国化を行う事的重要性は、これまでも説かれ、植民統治の暴力についても実証的に明らかにされてきた。それを踏まえたくて、日本人や研究者が表象することを通じて被植民者の歴史経験を再度篡奪することは避けなければならないと指摘する。

ではどのようにして、被植民者の経験を篡奪することなく日本の植民統治の責任を取ることができるのか。著者は暴力の記憶の聞き書きと、それが読まれることによって生ずる記憶の分有を挙げる。記憶の分有とはたんに植民統治の経験を聞いたり、読んだりすることではなく、それらを通して、語りを規定している構造を想像し、分析することを重視する。そのような記憶の分有によって、公的な歴史を共有するナショナルな「私たち」とは異なる、「困難な私たち」と呼ばれる、植民者と被植民者がかすかにつながりうる可能性が希求される。

第2章では日本統治初期における「ガオガン蕃討伐」の語りを取り上げられている。「ガオガン蕃討伐」とは当時の日本側からの命名であり、対先住民戦争の一つである。この戦争の結果、植民統治政権は1909年に「ガオガン蕃」を「仮帰順」させ、日本側の命令を承服するという誓約書に捺印させている。しかし著者のフィールド・ワークでは、タイヤル古老はこの戦争を侵略と断定せず、むしろ日本人と「仲良くする」ようになったと語る。

このような語りに対して、タイヤル語とタイヤルの慣習が有する敵対関係の終止と日本側の認識の間のズレ、そして日本から来た著者という力関係の差異が語りの場にあることが明らかにされる。さらに、かれらをしてそのように現在も語らせていること自体に、過去の暴力の記憶が到来していることが指摘される。そして、被植

民者が負っているそのような歴史と現況を感じ取り、その語りに応答しようとするのが目指される。

第3章は、タイヤルの政治システムとそれを語る際に用いられる政治的人物を指す言葉「ムルファー」の語義の変化の考察を通じ、かれらからの呼びかけに応答しようとするものである。著者は太平洋戦争に志願兵として参加した高砂義勇隊および軍需で工場働いた経験を持つタイヤル男性から「天皇は日本のムルファー」という表現を聞く。ムルファーの語義は植民統治によって変容させられてきたが、現在、それとも違う新たな語義を有しながら用いられている。日本人である著者に向けたそのような使われ方に、タイヤルの側から、語義をもう一度自分たちのものとして創造する行為と主体性の回復が読み取られている。ただしそのような「ムルファー」の使われ方や語義の揺れこそが植民統治の刻印であり、タイヤルとかつての植民者である日本人とが現在出会うことによって起きることなのだと指摘する。

第4章では現在の台湾における「先住民」や「先住民族」という自称、アイデンティティの主体的な確定に関する動きについて語られる。

植民統治の経験とそれに続く中華民国政府下での白色テロという暴力の経験を潜り抜け、台湾先住民は1980年代から自分たちは自分たち以外の何者でもなく、他者から名付けられる存在ではないとする運動を進めてきた。なかでもタイヤルは、2000年にタイヤル民族議会という自治運動を開始した。この背景にあるのは、統治者が日本から中華民国へと変わっても終わることがなかった、抑圧され、民族的権利を傷つけられてきた経験である。自治の運動へとつながる、「自分で決める」という主体的な動きの背景には、植民地期には「蕃人」、「蕃族」、「高砂族」と名指され、国民党政権下では同化を迫られて「山地同胞」と呼ばれ、常に他者から分類され差別されてきた過去がある。だからこそ自治運動が脱植民とつながっているということの中村は指摘する。

分類されてきた経験を聞き、読むことは、植民統治下で分類と言う暴力を受けてきた記憶を分有することである。本書はそのことを通じて、私たちは自分が何者であるかを問う、「困難な私たち」へと遡行することができるという。

ナショナルなレベルでの植民統治の責任についての追求はされ続けなければならないが、同時にナショナルな主体だけが責任をとりきれないわけではない。そこで、「族」や「民族」という分類ではない形で人と人との関係性を節合しなおしていく「困難な私たち」によって、責任が追及されつづけられることが主張される。

第5章では、植民統治下の台湾で「理蕃」と呼ばれた先住民統治から、差異を形成するメカニズムについて解き明かしている。ここでいう差異とは人種、民族、部族

という概念である。

民族が、差別や抑圧において実体化し、法的にも実体化されることについて、それが植民的差異 (colonial difference) と呼ばれる根本的な差別主義として捉え直されていることをG.ウォーカーや酒井直樹らの指摘から紹介し、続いて植民統治下では「理蕃」(日本統治下における先住民統治の政策) や戸口調査、戸口制度という政策によって、民族的差異が実体化していったことが示される。また「理蕃」が人種主義を含んだ植民主義であり、植民地統治であり、資本と国家の力が働いていたことが明らかにされる。

5. 本書の評価と台湾での移行期正義のなかへの位置づけ

本書は民族誌的研究を通じて、脱植民地化の議論から移行期正義の研究へと向かっている。それは、植民者あるいは被植民者のどちらか片方にとっての脱植民地化ではなく、双方が新たな関係性をつむぎ続けることの重要性を示唆している。

このような脱植民の可能性を示す本書は、実際に行われている移行期正義とどのような関係性を結んでいるだろうか。

先に述べた層状の植民状態を思い出してみよう。台湾での脱植民地化の運動は、1980年代に民主化として大きく進展した。1987年に戒厳令が解除されると、虐げられてきた主体性の回復として、強権体制下での人権侵害の真実を明らかにし記憶化する行為が盛んになった³⁾。なかでも国民党政権下での白色テロおよびその発端となった228事件の真相を明らかにし、犠牲者を弔い、台湾人共通の歴史として記憶化する動きは早かった。白色テロ期に犠牲となった台湾先住民がいなかったわけではないが、実のところここでの真相究明や記憶化は、本省人系の台湾人がその中心であった。

2000年に民主進歩党(以下民進党)の陳水扁が総統に就任すると、真相究明と記憶化だけでなく、権威主義時代に各地に設置させた蒋介石像の撤去などによる権威主義の拭い去りを通じて、新しい台湾の容貌をつくる取り組みも進められた。

2008年に国民党が政権を奪還することで、このような動きに対するより戻しもあったが、2016年に再度民進党が政権を取ると、総統に就任した蔡英文のもとで、白色テロ時期を含む、より広範な、過去の支配体制下で行われた不正義について糾明する移行期正義が開始した。し

かしその過程はエスニック・グループ(中国語: 族群)によって分断されている⁴⁾。

移行期正義を担う組織として、2016年に「不当党産処理委員会(不正な党資産を処理する委員会、Ill-gotten Party Assets Settlement Committee)」設立、2017年に「移行期正義促進条例」可決、これを受けて2018年に「促進転型正義委員会(移行期正義促進委員会)」が設立された。両委員会が対象としているのは、国民党および国民党支配の白色テロ時代であり、不正義を問える時期が1945年以後と設定されている。

白色テロ下での人権侵害の歴史の記憶化も進められている。2018年に人権博物館として、緑島に「白色テロ緑島記念園區」、台北県内の新北市景美に「白色テロ景美記念園區」が、それぞれ開設された⁵⁾。

人権侵害の過去の真相究明、国民党の責任の追及。いずれも、本来的には台湾のエスニック・グループを分けない課題であるが、どちらかというとなら国民党独裁下で被害者となった本省人系台湾人住民に向けられているという印象がぬぐいきれない。

それでは常に被植民の立場に置かれてきた台湾先住民についてはどうなっているのか。蔡英文総統は2016年の「原住民族の日」である8月1日に、過去400年に亘る外来政権から先住民に対して行われてきた不正義への謝罪を述べた⁶⁾。これは台湾先住民への不正義として挙げられる文化や言語、慣習、民族名の変容、利用可能な土地の制限などは、必ずしも国民党によってのみもたらされたのではなく、17世紀のオランダ統治までも視野に入れた、外来政権による「植民」によってもたらされてきたとの理解を示すものである。つまり、本省人にとっては目の前の植民者である国民党こそが不正義を糾すべき対象であるが、台湾先住民が現在置かれている状態は、むしろ1945年以前について問われる必要があることを示している。

このような理解を踏まえて、2018年に「原住民族歴史

4) 台湾のエスニック・グループは大きく分けて、台湾先住民、主に清朝期に移民として渡台してきた漢族系で本省人として括られる、客家及び閩南出身者、国民党とともに渡台してきた外省人の4つに分けられる。

5) 国家人権博物館、2019年9月3日最終確認、https://www.nhrm.gov.tw/content_222.html

6) 台湾先住民は、日本統治下には「蕃人」や「高砂族」、国民党政権下では「山胞」と呼ばれ、常に名付けられる側に置かれていた。1997年に「原住民族」を自らの呼称とすることが公式に認められたことを記念し、2005年に前陳水扁総統のもと、8月1日が「原住民族之日」と決定された。蔡英文の謝罪文は以下で見ることができる。「真相和解総統府原住民族歴史正義与転型正義委員会」

<https://indigenous-justice.president.gov.tw/Page/16> (2019年9月3日最終確認)。

3) 文化面で白色テロ期について描いたものとして、ハウ・シャオシエンの『悲情城市』(1989)が良く知られている。

正義と権利回復条例（先住民の歴史的な正義と権利回復の条例）の草案（以下回復条例草案とする）」が行政院（台湾の最高行政機関）を通過した。この条例により、理論上は1945年以前に遡って、オランダ東インド会社や鄭氏王朝、清朝期の漢族系移民の活動や日本植民統治期に行われた不正義の真相を究明できることになった。

国家を超えて移行期正義が追求できる点は、それまで他の国で行われてきた移行期正義と異なっているとされるが、台湾で行われている移行期正義と日本は無関係ではないという無言のメッセージがここにあることを無視してはならない。かつての植民者に向けて、植民統治期に台湾先住民に対して行ってきた人権損害や土地の収奪、文化の変容などの真相究明や謝罪などの実際的な行動が、今後求められる可能性もあるのだ。

本書もまたネーションを超えた脱植民について取り組むものであり、台湾先住民にとっての移行期正義に近接した立場を取っている。なかでも日本に向けた不正義の真相究明が動き出す以前に、台湾先住民の移行期正義への参画を通じて、自己の脱植民についても取り組む点において、研究としても実践としても、日本における移行期正義の先駆けとして位置づけられるだろう。

日本としては、戦前・戦中に行った植民統治や侵略に対し、戦後各国との間で平和条約を結んだことで過去の行為への謝罪や賠償は済んだと考えるかもしれない。だが「回復条例草案」を見てみると、台湾先住民への権利侵害を規定するにあたって、先住民の権利に関する国際連合宣言（2007年採択）や国際人権規約といった、国連が採択してきた人権と権利の認識を積極的に取り込んでいることに気付く⁷⁾。そこで、台湾で行われる移行期正義を、例えば日本をターゲットにした新たな賠償と謝罪の請求と捉え、身構えるよりも、グローバルな人権の発展やヒューマンリティの尊厳を保障するための行為に参画できる機会として理解すべきではないだろうか。そうであるとすれば、この移行期正義の実践において、日本政府や日本人という立場を引き受けつつも、それを超える関係性をつむぎ続けることを主張する本書は、きわ

めて示唆的である。なかでも読者がどのように脱植民を進められるかを明確に示した点は重要である。たんに読み、知るだけでは読者の脱植民は達成されず、結局日本人というネーションの場に帰ってしまう。それどころか植民統治下で行ってきた差異化、差別化を再演してしまう読みで終わってしまう可能性すらあったのだから。

台湾から考えた場合、今後ネーションの枠を超えて移行期正義が実践されたならば、それは国家間の記憶をめぐる争いとなるのではなく、ネーションを超える関係性を形成していく実践となる可能性を、本書は示している。現在は国家の枠組み内で移行期正義が行われているが、今後はそれを超えて行われるかもしれない具体的な実践の可能性を示すものとしても評価すべきである。

しかし本書が大いなる可能性を示すと同時に、限界性を有していることもまた指摘されなければならない。

台湾での移行期正義の実践が、本省人向けと台湾先住民向けへと分けられてしまっているように、本書もまたタイヤルと日本人向けへと限定されてしまっている。だが層状の植民経験を思い出せば、台湾先住民にとっての脱植民の対象は、日本植民統治だけではなく、漢族系移民もまたそこに含まれていた。

本書の関心が日本統治下での植民暴力の記憶とその分有である点を考慮すれば、清朝期やそれ以前について問うていない点について批判することは見当違いかもしれない。だがそうだとすると、台湾先住民の脱植民という文脈から考えれば、日本の植民統治下であって漢族系の人々が台湾先住民に振るったであろう「暴力」について、何らかの言及はされてしかるべきだったのではないか。

つまり、日本人の立場から出発するのではなく、台湾先住民の側から出発するならば、被害者であると同時に加害者でもあった漢族系/本省人についても言及することで、日本の読者の脱植民を促すだけでなく、台湾での移行期正義の実践に、より貢献できたのではないだろうか。もう少し別の視点から言えば、日本人と台湾先住民、なかでもタイヤルの関係性に終始してしまったため、日本人たる著者および読者にとっては脱植民の契機となり得ても、タイヤルの脱植民は未完のままに終わらせてしまったのではないか。

とはいえ、これらの点が本書の価値を損なうものではなく、むしろ読者が誰かを隔てず、自身の脱植民についてより自覚的であることを迫るものとして作用するだろう。戦後の和平構造を超え、それとは異なる関係性形成を考えるための応答が求められている。本書に続き、帝国日本が影響を及ぼした他の地域に関しても、私たちがいかに脱植民に取り組み、次の関係性を築いて行けるかを示す研究が広がっていく事が期待される。

7) 「行政院」

<https://www.ey.gov.tw/Page/AE106A22FAE592FD/57569782-9bdc-45bf-9001-cab896792987> (2019年9月3日最終確認)。台湾社会における「人権」概念の受容と広がり及び人権侵害の歴史の記憶化については、国家的なプロジェクトではないが、台湾慰安婦の経験を女性への人権侵害として読み直すことで2018年にオープンした、「阿媽的家：和平与女性人權館（おばあちゃんの家—平和と女性の人権館）」にも見ることが出来る。国際規範としての人権の受け入れは、セクシュアルマイノリティについても同様の流れに位置づけられるが、それは中国との差別化という意味合いを多分に含んでいると考えられる。参考、福永（2017）。

参考文献：

- 福永玄弥（2017）「性的少数者の制度への包摂をめぐる
ポリティクス：台湾のジェンダー平等教育法を事例
に」『日本台湾学報』第19号。
- 呉叡人（2014）「〈声〉なき民を救い、過去を償う」『ア
ジアワセダレビュー』第15号。
- 呉豪人（2014）「遅れてきた正義を求めて—台湾におけ
る修復的司法の現状と課題—」『金沢法学』第56巻第2
号。
- 李在承（2012.2）「韓国における過去清算の最近の動向」
『立命館法学』第342号。
- 石垣直（2011）『現代台湾を生きる原住民—ブヌンの土
地と権利回復運動の人類学』風響社。
- クロス京子（2013.1）「規範的多元性と移行期正義—ロー
カルな『和解』規範・制度のトランスナショナルな伝
播メカニズム」『国際政治』第171号。
- 平井新（2017）「『移行期正義』概念の再検討」『次世代
論集』第2号。
- 松岡格（2012）『台湾原住民社会の地方化—マイノリテ
ィの20世紀—』研文出版。
- 丸川哲史（2000）『台湾、ポストコロニアルの身体』青
土社。
- 森田健嗣（2017）「戦後台湾における脱日本化再考—代
行された脱植民地化の視角から」『アジア・アフリカ
言語文化研究』第93号。
- 汪明輝（2006）「台湾原住民族運動の回顧と展望—加え
てツォウ族の運動体験について」『立命館地理学』第
18号。
- 坂本利子（2011.10）「南アフリカの真実和解委員会と女
性たちの証言」『立命館言語文化研究』第23巻第2号。
- 所澤潤・林初梅編（2016）『台湾のなかの日本記憶—戦
後の『再会』による新たなイメージの構築』三元社。
- 菅野敦志（2011）『台湾の国家と文化—「脱日本化」・「中
国化」・「本土化」』勁草書房。
- 若林正丈（2007）「台湾の重層的脱植民地化と多文化主
義」鈴木正崇編『東アジアの近代と日本』慶應義塾大
学東アジア研究所。

[書評]

ヘンリー・ファレル、エイブラハム・L・ニューマン
『プライバシーとパワー—自由と安全をめぐる米欧の争い』
プリンストン大学出版、2019年。

Henry Farrell and Abraham L. Newman,
Of Privacy and Power: The Transatlantic Struggle over Freedom and Security
(Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2019).

須田 祐子 SUDA Yuko

東京外国語大学
(Tokyo University of Foreign Studies)

While the transatlantic data war is often described as a clash between different regulatory systems, the authors argue that it is an instance of the politics in the era of new interdependence, which is featured with the pursuit of interests by transnational alliances of domestic actors. Along with the theoretical argument, this book makes an important contribution to the study of regulatory politics through the detailed analyses of cases of EU-US disputes over air passenger, financial transactions, and commercial data. However, the scope of the case study is not wide enough to fully support their argument; domestic institutional changes occurred only in the EU and involved only the transnational alliance of security-oriented actors. Nonetheless, the analytical framework presented in this study can be employed in other studies to further our understanding of the interaction between transnational and domestic politics.

キーワード：新しい相互依存、プライバシー、アメリカ、EU、トランスナショナルな政治

「新しい相互依存」の政治 —システムの衝突を越えて—

現代の世界におけるデータの重要性は改めて指摘するまでもないだろう。国境を越えるデータのやりとりは、グローバル化した経済活動の不可欠な一部であり、またデータの共有は対テロ国際協力の柱の一つである。ところが越境データの中には個人情報を含むデータ（個人データ）もあるため、プライバシー（ヨーロッパでは「データ保護」という用語も使われる）と他の社会的、経済的利益とのバランスをどのように図るかが国境を越える問題となる。

アメリカと欧州連合（EU）の間では、個人データの移転と利用は20年来の争点となっているが、データをめぐる米EU摩擦はアメリカとEUという異なるシステムの衝突として捉えられることが多い。本書は、こうした従来の捉え方では「新しい相互依存（new interdependence）」の世界政治は理解できないと主張し、国内とトランスナショナルなレベルでの政策目標の追求が入り組んだ対立の構図を提示する。この構図においても、対立の軸は、安全保障や経済的利益とプライバシーのバランスにあるが、対立の主体は、アメリカとEUというシステムではなく米EU双方の国内アクターがシステムの境界を越えて形成するトランスナショナルなアライアンス（連合）

である。

本書によれば、国境（システムの境界）を越える活動が増大するに伴い、システム（領域）ごとに形成されたルールが重複する状況が生じるだけでなく、システム内の政治的アクターがシステムの境界を越えてアライアンスを形成する機会も拡大する。そしてトランスナショナルなアライアンスによる利益の追求によって国内制度が変化する現象が見られるようになってきているという。

「新しい相互依存」の政治の分析枠組み

本書で提示される「新相互依存アプローチ」の分析枠組みの中核は、国内アクターの戦略である。相互依存は「ルールの重複」をもたらすが、それはルール（規制）の現状が不安定化することでもある。そのようなとき、現状に不満を持つ国内アクターは国内制度を自らの利益に適うものに変えようとする一方、現状維持を望む国内アクターは国内制度を守ろうとするであろう。

本書の議論によれば、国内アクターは、国内制度に対する志向だけでなく、国家交差のフォーラムにアクセスできる度合いにおいても異なり、こうした相違から国内制度を変革ないし防衛するために異なる戦略を追求する。

まずトランスナショナルなフォーラムにアクセスがあり、国内制度の現状維持を望むアクターは、国内制度を防衛し、可能であれば拡大するために、トランスナショナルなフォーラムを利用する「防衛と拡大(defend and extend)」の戦略を採る。これに対して、トランスナショナルなフォーラムへのアクセスがあり、国内制度の変化を望むアクターは、トランスナショナルなフォーラムを利用して、国家交差的な制度のレイヤー（層）、つまり国内制度に覆い被さり、やがて取って代わるような取り決めを作ろうとする「国家交差的レイヤーリング(cross-national layering)」の戦略に訴える。他方、トランスナショナルなフォーラムへのアクセスがなく、現状維持を望むアクターは、変化を求めるトランスナショナルな圧力に対抗して国内制度を「隔離(insulate)」する戦略を用いる。最後に、トランスナショナルなフォーラムへのアクセスがなく、国内制度の変化を望むアクターは、国内制度に「挑戦(challenge)」する戦略を採る。ただし「挑戦」の戦略は、基本的に国内政治の文脈で完結するので、トランスナショナルな次元に注目する本書では取り上げられない。本書では、アクターの志向は所与とされるので、トランスナショナルなアライアンスを形成する「機会」があるどうかアクターの戦略を決定することになる。

航空旅客データをめぐる米 EU 摩擦の事例

本書では、「新相互依存アプローチ」の分析枠組みを応用して、(1) 航空旅客データ、(2) 金融取引データ、および (3) 商用データの移転と利用をめぐる米EU摩擦の事例が分析される。

航空旅客データをめぐる米EU摩擦は、同時多発テロ後、アメリカ国土安全保障省が航空事業者にPNR（旅客予約記録）を提出するよう義務づけたことに端を発する。PNRには搭乗者の個人データが含まれるため、「十分なレベルの保護」が確保されないと（EUによって）見なされるアメリカにPNRデータを移転すれば、「十分なレベルの保護」を確保しない第三国（EU加盟国以外の国）への個人データの移転を禁止するEUのデータ保護法に違反する可能性が高かった。この「ルールの重複」の問題は、2003年、PNR協定が締結されたことでひとまず解決されるが、PNR協定の交渉を通じてEUとアメリカの安全保障政策に係る関係者のトランスナショナルなアライアンスが形成されたことは、その後のEUの政策に影響を与えた。

安全保障政策に係る一部の欧州委員会関係者やEU加盟国の内相の中には、安全保障政策の追求がデータ保護規制によって制約されているとして、EUの現状に不満を抱くものもいた。これらのEU内の意見を異にする人々

は、安全保障は最優先課題であるとするアメリカの政府関係者と利害が一致し、両者は米EU間のPNRデータの共有を可能にする枠組みを協力して作成した。

他方、EU内のプライバシーを志向するアクター、特に欧州議会は、EUのデータ保護体制を外部の圧力から「隔離」しようとし、PNR合意はEU法に反するとして欧州司法裁判所に提訴した。ところが、欧州議会がとった戦略は裏目に出た。欧州司法裁判所は、手続き上の理由でPNR協定は違法であるという判決を下したが、その帰結として理事会がPNR協定の再交渉を主導することになり、交渉の環境が安全を志向するアクターに有利になったのである。

再交渉の結果、PNR協定は2007年に再度、締結されるが、本書の議論に即して重要であるのは、PNR協定がEUのデータ保護ルールに覆い被さる「レイヤー」となったことである。PNR協定が合意されると、ヨーロッパの航空事業者は、EUデータ保護法ではなくPNR協定に従って行動することになり、PNRデータの共有がオルタナティブなルールになった。このルールは、やがてEUのルールを侵食し、EU独自のPNRシステムが提案される下地を作った。つまりEU内の安全保障を志向するアクターは、アメリカとの交渉を利用して、PNRデータの共有が制限されていた状況を変えることに成功した。

金融取引データの共有をめぐる米 EU 摩擦の事例

金融取引データの共有をめぐる米EU摩擦も「ルールの重複」から生じた。同時多発テロ後、アメリカ財務省は、テロ資金追跡プログラム（TFTP）を開始し、SWIFT（国際銀行間通信協会）に金融取引データの提供を求めようになった。ところがSWIFTが保有する金融取引データにはEU市民の個人情報も含まれるため、「十分なレベルの保護」を確保しないアメリカへの金融取引データの移転はEUのデータ保護法に違反する可能性が高かった。

安全保障政策に係るアメリカ政府の関係者はEUのデータ保護へのこだわりが対テロ国際協力を妨げているとして不満を募らせていたが、EUの安全保障政策に係るアクターもプライバシーへの配慮からデータの共有が制約される状況に不満を持っていた。こうしたEU内のアクターにアメリカ政府との協議はEU内のプライバシーと安全のバランスを変化させる政治的機会を提供した。安全保障を志向するアクターは、アメリカの法執行機関がEU側に情報提供を要請できるだけでなくEUの法執行機関がアメリカ側に情報提供を要請できるという相互性条項を米EU合意に盛り込むことに成功し、その結果、EUの法執行機関は、EUのデータ保護ルールを迂回して、アメリカから個人データを入手できるようになった。さ

らにEUがTFTPのようなシステムを独自に設立することが妥当であると見なされるようになった。

つまり安全保障政策に係るEUの関係者は、アメリカの政府関係者とアライアンスを形成し、EUのデータ保護制度の上に層状に位置するトランスナショナルな合意を作成するという「国家交差的レイヤーリング」戦略を追求して、EU独自のTFTPシステムを導入する土台を固めた。

商用データの移転をめぐる米EU摩擦の事例

商用データをめぐる米EU摩擦も、「十分性」の要件を満たさないアメリカへのデータ移転はEUデータ保護法に抵触するという問題から生じた。この問題は、2000年に合意された「セーフハーバー・アレンジメント」によって一応、決着が図られたが、セーフハーバー交渉では、米EUそれぞれの側が自らの制度を防衛しようとしただけでなく、いずれは相手側が自分の制度を受け入れることを見込んでいた。つまり双方が「防衛と拡大」の戦略をとった。

しかしセーフハーバー・アレンジメントは、EU市民のデータプライバシーを次第に侵食することになった。セーフハーバー・アレンジメントの下、アメリカ企業は、EUのデータ保護ルールを薄めたプライバシー原則を遵守することを誓約すれば、EUデータ保護法に抵触せずEUから移転された個人データを受け取ることができたからである。

アメリカ国家安全保障局（NSA）がサーベイランスのために収集したデータの中にセーフハーバーを通じてEUからアメリカに移転されたデータも含まれていたことが明らかになると、EU内のプライバシーを志向するアクターは、アメリカの侵食圧力からEUのデータ保護制度を「隔離」しようとした。これらのアクターは、トランスナショナルなフォーラムへのアクセスがないため、トランスナショナルな戦略を追求することはできなかったが、EUの司法制度を利用して外部からの侵食圧力に対抗しようとした。

国内制度の変化とトランスナショナルな政治

本書は「規制の政治」に関する研究であるが、規制をめぐる争いのトランスナショナルな次元を強調し、国内制度とトランスナショナルな政治の結びつきに注目する点で、国家を統一的アクターと見なす「市場パワー」の議論と一線を画している。本書では、政策志向を異にする国内アクターの対立が国境を越えて波及し、トランスナショナルな連合政治を介して国内に跳ね返えることが指摘される。国際政治と国内政治の連繋については

以前から議論があり、また国内の規制政策の形成にトランスナショナルな政治が関わることも以前から知られているが、本書が着目するのは、国内アクターがトランスナショナルな相互作用を戦略的に利用する可能性であり、どのようなタイプの国内アクターがどのような戦略に訴えるのかである。

非対称的な政策変化

本書の中心的議論は、「データをめぐる米EU摩擦では、米EU双方の安全保障を志向するアクターのトランスナショナルなアライアンスと米EU双方の市民的自由を志向するアクターのトランスナショナルなアライアンスが争った」というものであり、事例分析の焦点は、米EU合意の内容ではなく、国内制度を変革ないし防衛しようとした国内アクターの戦略にある。しかし分析されているのはEU側の制度変化だけであり、アメリカ側の制度変化については特に述べられていない。アメリカで包括的なプライバシー保護法が制定されることもプライバシー保護機関が設立されることもなかったのである。またプライバシーから安全保障への重心のシフトは見られたが、安全保障からプライバシーへのシフトは見られなかった。さらに国内制度の変化が見られたのは、EU独自のPNRシステムが導入された航空旅客データの事例のみである。TFTPのEU版は今のところ正式に提案すらされていない。商用データについては、セーフハーバーは無効になったものの、データ移転の現状は維持された。

「カウンターパート」の不在

本書では、「機会の構造」によって形成されるアクターの戦略が強調され、特に航空旅客データと金融取引データの事例では、安全を志向するアクターが、トランスナショナルなアライアンスを形成し、トランスナショナルな合意を戦略的に利用したとされる。安全保障を志向するアクターがトランスナショナルな戦略を追求できたのは、トランスナショナルなフォーラムへのアクセスがあったからである。しかしEU内のプライバシーを志向するアクターがトランスナショナルなアライアンスを形成できなかったのは、トランスナショナルなフォーラムへのアクセスがなかったからというよりも、EUのデータ保護機関に相当する政府機関がアメリカには存在しないからであった。この「機会」の欠如は、相互依存とは関係がないように思われる。

米欧関係の特殊性？

本書の事例はすべて密度の濃い相互依存関係にある

米EU間の摩擦の事例である。トランスナショナルなアライアンスによる国内制度の変化は、例えば、日米間や日EU間、あるいは米中間や中EU間でも見られるのだろうか。

日米経済摩擦の場合、国内アクターが「外圧」を利用して国内政策を変化させようとするのは珍しくなかった。特に、規制緩和については、日本政府や経済界がアメリカの要求を利用して国内の反対を押し切ることが見られた。では日米の政府関係者がアライアンスを形成して日本の国内制度を変化させるような合意を戦略的に作成した事例があるのだろうか。これは今後の研究課題であろう。日米経済摩擦の研究は、ガラパゴス的に発展した感があるが、「相互依存の政治」の解明に貢献する可能性を秘めているのかもしれない。

『コスモポリス』投稿規定

(2011年6月15日改訂)

1. 本誌は年 1 回発行される。論文内容は国際関係論・国際比較の分野で、国際政治、国際政治経済、国際経済、開発経済、国際法、国際関係史、国際社会などの理論、実証を主とし、未公開のものに限る。(多重投稿を禁ずる)。本誌の論文としては、原著論文のほか、研究ノート・資料紹介・書評なども受け付ける。原著論文は、国際関係論における独創性のある理論的または実証的な本格論文とする。研究ノートは、理論的な発展が有望視される分野や問題の提起、既存の理論の小規模な発展など、主として理論的、実証的な観点からの定式化と解析に新しい視点をいれる小論文とする。資料紹介は、国際関係論の分野における、主として理論的、実証的な視点から重要な意義を有するものとする。また、書評は書籍の単なる紹介ではなく、関連分野のレビューの中で当該の書籍の位置づけを明らかにする研究論文とする。論文は原則として邦文、英文とし、和英両語の表題および和英いずれかの要約を付ける。締切期日は毎年 9 月 30 日とする。
2. 論文投稿者は原則として国際関係論専攻に所属する者、もしくは所属していた者とする。その他、編集委員会において適当と認めた者とする。
3. 投稿原稿は、別に定める執筆要領に従って作成する。
4. 論文は、図・表、要約等を含めハードコピー 2 部を郵送し、その PC ファイル (Word や Pdf 形式など) を誌名編集委員長へ電子メールで送付する。これらは原則として返却しない。
5. 論文は二人以上の査読者によって独立に審査され、その結果によって採否、一部書き直し等の決定を、編集委員会が行う。なお、表記等は統一のために編集委員会で一部改める場合がある。
6. 掲載論文の著作権は上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻に帰属する。掲載された論文は、当専攻のホームページ、あるいは当専攻が委託する機関において電子化された電子媒体で公開される。

執筆要領

1. 投稿原稿は、ワープロを利用する場合には用紙サイズは A4 版、900 字 (= 36 字×25 行、英文にあっては語間スペースを含め概ね 2000 字=80 字×25 行) 詰めを用い、原著論文は 25 枚程度 (図表を含めて刷り上がり 10 ページ程度)、研究ノート・資料は 15 枚、書評は 10 枚程度を一応の目安とする。但し、長さの適否は論文の内容やジャンルを勘案して判断する。原稿には、(1) 表題・英文表題、著者名とそのローマ字名を付して、連絡先、所属名と () 内にその正式英語名、(2) 本文が英文、和文に応じ

- て、和文、英文要約（155語以内）、（3）キーワード5語を付すること。
2. 記述は簡潔、明確にして現代かなづかい、常用漢字によることを原則とする。
 3. 本文において章・節等の記号をつける場合には、章にあたるものは1.、2.、…とし、第1章第1節にあたるものは1.1のようにする。以下これに準ずる。
 4. 本文中における外国人名等の固有名詞は、現地綴りあるいは英語綴りを原則とするが、公式の名称等として著名なものはカタカナでもよい。
 5. 脚注は一連番号を参照箇所の右肩に（1）（2）と表し、内容文は原稿末尾にまとめる。
 6. 図・表のトレースが必要な場合、制作実費は著者負担とする。
 7. 図・表が原稿本文にない場合、挿入箇所は原稿本文の右横欄外に赤字で指定する。
 8. 参考文献は欧文・和文を一括し、著者の姓のアルファベット順に並べる。

〔文献リストの表記〕

和書・和雑誌論文

- （1）単行本 武者小路公秀（1972）『行動科学と国際政治』東大出版会、201-202頁。
- （2）雑誌論文 柚正夫（1958.4）「日本における統治の効率」『中央公論』143頁。
- （3）講座・論文集所収論文 高橋徹（1958）「イデオロギー」『講座社会学』第3巻（社会と文化）所収、東大出版会、26頁。
- （4）翻訳書 D.ベル編、斉藤真・泉昌一訳（1958）『保守と反動』（Daniel Bell (ed.) (1955) *The American Rights*, New York, Criterion Books) みすず書房、212頁。
- （5）翻訳論文集所収論文 ルシアン・W・パイ（1970）「新興諸国の形成」I・デ・ソラ・プール編、内山秀夫ほか訳『現代政治学の思想と方法』（Ithiel de Sola Pool (ed.) (1967) *Contemporary Political Science: Toward Empirical Theory*, New York: McGraw-Hill) 勁草書房、285頁。

外国書・外国雑誌論文

- （6）単行本 Daniel Aaron（1951）*Men of Good Hope: A Story of American People*, New York, Oxford University Press, .38, p. 1-68.
- （7）論文集 J. N. D. Anderson (ed.) (1950) , *The World's Religions*, London, Inter Varsity Fellowship, pp. 143-162.
- （8）雑誌論文 L. A. Weissberger (1927) "Machiavelli and Tudor England," *Journal of Political Economy*, (43 : 2) , p. 589.
- （9）論文集所収論文 Roger Hilsman (1956) , "Strategic Doctrines for Nuclear War," in William W. Kaufmann (ed.) *Military Policy and National Security*, Princeton, NJ, Princeton University Press, pp. 39-74.

『コスモポリス』14号執筆者紹介

- 白 智立 (北京大学・政府管理学院 副教授)
- 劉 紅 (武蔵野大学・非常勤講師)
- 蘭 信三 (上智大学 総合グローバル学部総合グローバル学科/グローバル・スタディーズ
研究科国際関係論専攻 教授)
- 上野 千鶴子 (東京大学・名誉教授)
- 川喜田 敦子 (中央大学・教授)
- 中村 理香 (成城大学・教授)
- 桜井 厚 (日本ライフストーリー研究所・代表理事)
- 岡野 八代 (同志社大学・教授)
- 岩崎 稔 (東京外国語大学・教授)
- 樋口 恵子 (東京家政大学・女性未来研究所長・名誉教授)
- 佐藤 文香 (一橋大学・教授)
- 茶園 敏美 (京都大学人文科学研究所・人文学連携研究者)
- 成田 龍一 (日本女子大学・教授)
- 山下 英愛 (文教大学・教授)
- 猪股 祐介 (特定非営利法人社会理論・動態研究所・研究員)
- 木下 直子 (特定非営利法人社会理論・動態研究所・研究員)
- 平井 和子 (一橋大学・ジェンダー社会学研究センター・研究員)
- 姫岡 とし子 (東京大学・教授)
- 古久保 さくら (大阪市立大学・教授)
- 長 志珠絵 (神戸大学・教授)
- 西 成彦 (立命館大学・教授)
- 朴 裕河 (韓国 世宗大学・教授)
- 外村 大 (東京大学・教授)
- 巢山祐子 (上智大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻
博士後期課程)
- 坪田＝中西美貴 (上智大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻 客員研究
員)
- 須田祐子 (東京外国語大学・非常勤講師)

編集後記

今年も、多くの方のご協力のお陰で、多彩な原稿を揃えることができました。ここに感謝いたします。おりしも、編集最終段階の今、世界的にコロナウイルスの感染拡大の懸念が高まっています。このコスモポリスが皆様のお手元に届くころには、世界が平穏な日常に戻っていることを願います。来号以降も活発な研究活動、投稿をお待ちしております。

(編集委員長)

COSMOPOLIS No. 14 2020

令和2年3月20日 発行

上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻
『コスモポリス』編集委員会

委員長 都留 康子

委員 鈴木 一敏

委員 湯浅 剛

Graduate Program in International Relations, Sophia University

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

TEL 03-3238-3562

gdintrel@sophia.ac.jp

印刷・製本 チヨダクレス株式会社